

地方公営企業法の適用に関する研究会

報 告 書

(案)

平成 26 年 3 月

総 務 省

地方公営企業法の適用に関する研究会報告書（案） 目次

1. はじめに

- (1) 本研究会の目的 1
- (2) 地方公営企業法の概要、法適用の状況 2
- (3) 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ 6

2. 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- (1) 背景－地方公営企業を取り巻く環境の変化－ 10
- (2) 財務規定等の適用範囲の拡大の意義 13

3. 地方公営企業の現状

- (1) 各事業の現状・内容、及び法適用範囲の拡大にあたっての留意点 . . . 15
- (2) 地方公共団体への意見調査結果 35

4. 財務規定等の適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- (1) 移行体制に係る支援の強化 44
- (2) 財政的支援の強化 47
- (3) 固定資産をはじめとする会計情報の整備 49
- (4) 十分な移行期間の確保 51
- (5) 小規模事業・小規模団体への対応 53
- (6) その他の課題
資本費平準化債、出納取扱機関の担保提供義務、有形固定資産の耐用年数
. 63

5. 地方公共団体の懸念に対する見解

- (1) 繰入制限に関する懸念 64
- (2) 経費回収率の考え方 66

6. 今後の財務規定等の適用範囲の拡大に関する考え方

- (1) これまでの当然適用と任意適用の考え方について 68
- (2) 財務規定等の適用の必要性について 69
- (3) 財務規定等の適用範囲拡大について 69

7. その他

- (1) 新たな地方公会計基準との関係 7 2
- (2) 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定 7 3
- (3) 財務規定等、地方公営企業会計基準による会計情報の活用 7 3

1. はじめに

(1) 本研究会の目的

地方公営企業の会計制度については、昭和27年の地方公営企業法施行以来、発生主義の考え方に立った複式簿記による会計を導入することにより、企業性を発揮する環境の整備に留意しつつも、地方公営企業独自の仕組みがとられてきた。しかし、国際基準を踏まえて見直されている企業会計基準と地方公営企業会計制度との制度上の違いが大きくなってきたことから、地方公営企業会計制度等研究会における報告書（平成21年12月）を踏まえ、総務省において、資本制度の見直し（平成24年度から適用）、会計基準の見直し（平成26年度予算から適用）を行った。

資本制度の見直しにおいては、①法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務の廃止、②条例の定め又は議会の議決により、利益及び資本剰余金の処分を可能にすること、③経営判断により、資本金の額の減少を可能とすることがその見直しの内容とされた。また、会計基準の見直しにおいては、主として、①従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金の「負債」への計上、②「みなし償却制度」の廃止、③退職給付引当金や貸倒引当金等の引当金の計上の義務化がその内容となった。

このように整備された会計制度を含む財務規定等の適用範囲の拡大については、同報告書においても、その必要性、財務適用によるメリット、財務適用に向けた検討課題等の論点整理が行われたところである。

現在、人口減少社会に入り、国・地方の財政状況が厳しさを増す一方で、施設の大量更新時代を迎え、地方公営企業施設の維持管理・更新に多額の費用を要する状況下にある。更新投資のための費用把握・財源を確保するなど経営基盤を整備し、地方公営企業の提供する住民サービスを安定的に供給するためには、経営状況の的確な把握、機動的な経営が求められ、そのためには地方公営企業法の財務規定等の適用が必要と考えられる。

地方公営企業法には財務規定等以外に組織や身分取扱の規定もあるが、本研究会では、地方公営企業を巡る環境が変化する中で、持続的な経営を可能とするため、特に重要と考えられる財務規定等の適用範囲の拡大について検討することとし、財務規定等の適用が求められる背景・意義や事業毎の地方公営企業の現状、財務規定等の適用範囲の拡大に対する地方公共団体の認識や懸念を整理するとともに、適用範囲の拡大にあたっての課題・対応を整理し、財務規定等の適用範囲の拡大についての今後の考え方を整理した。

また、事業の実態や性質、地方公共団体への負担、実施可能性等を踏まえて、財務規定等の適用を拡大する範囲について検討するため、本研究会に、有識者や関係省庁からなる「法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム」を設置し、主立った事業である両事業について検討を行った。

(2) 地方公営企業法の概要、法適用の状況

①地方公営企業法の概要

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼ぶ。

地方公営企業は、あくまでも当該地方公共団体の事務の一部である以上、地方公共団体の組織及び運営の基本法である地方自治法や、地方公共団体の財政に関する基本法である地方財政法、地方公共団体の職員に関する基本法である地方公務員法の規定が原則として適用される。

しかし、これらの法律の規定は、一般行政事務を規律することを目的として設けられていることから、これらの法律のうち、地方公営企業の効率的・機動的な事業運営を行ううえで障害となる規定の適用を排除し、それらに代わって事業の実態に即した法規範である地方公営企業法（以下「地公企法」という。）が制定されている。

②法の適用範囲

地公企法は、地方公営企業に一律に適用されるのではなく、特定の企業のみ適用される。法適用には、法律上当然に適用される場合（当然適用）と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合（任意適用）の2種類あり、また、適用される規定の範囲について、地公企法の規定の全部を適用する場合（全部適用）と地公企法の規定のうち財務規定等のみを適用する場合（財務適用）がある。

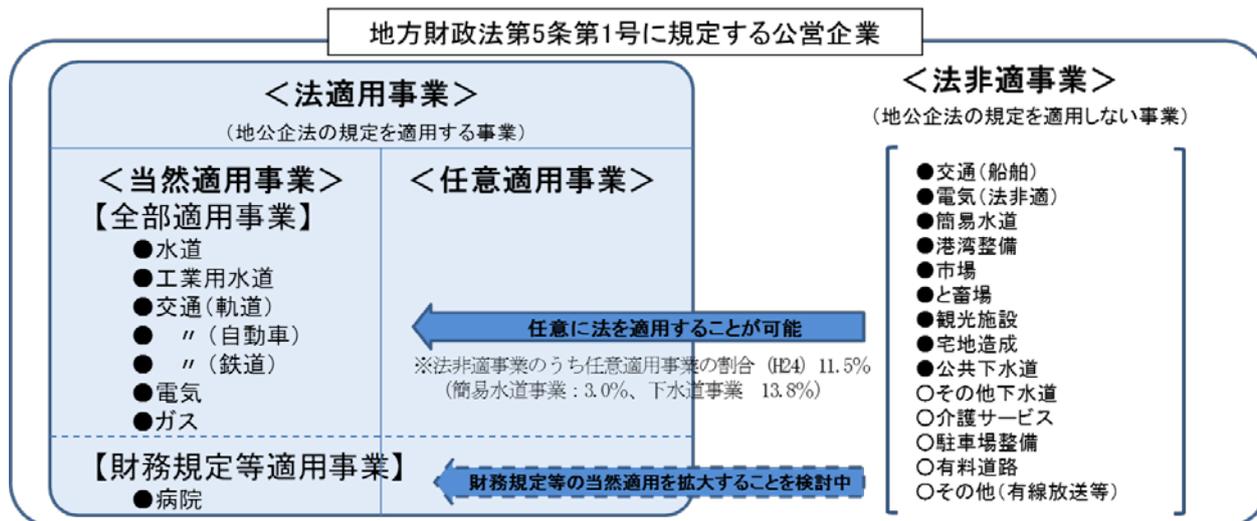
地公企法の現行の適用関係を整理すると、以下のとおりとなる。地方財政法第6条は、公営企業のうち一定の事業については特別会計を設けること、経費負担区分の考え方（一般会計等において負担すべき経費を明確に定め、それら以外の経費については企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとする）を導入した上で、独立採算経営を行うことを規定しているが、これらの事業中、下水道事業や簡易水道事業等は、地公企法の当然適用の対象とはされていない。

図1

事業の種類	当然適用の範囲	任意適用の範囲
水道事業（簡易水道事業除く。） 工業用水道事業 軌道事業 自動車運送事業 鉄道事業 電気事業	地公企法の規定の全部	

ガス事業		
病院事業	財務規定等	財務規定等を除く地公企法の規定
その他の事業		地公企法の規定の全部又は財務規定等

図 2



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

③財務規定等による特例の主な内容

財務規定等による特例の主な内容として、経営成績、財政状態を把握するための規定、企業経営を弾力的に行うための規定が定められている。

<経営成績、財政状態の把握>

ア) 発生主義・複式簿記の採用(地公企法第20条)

地方公営企業の経済的活動を正確に把握し、的確な経営方針を樹立するため、また住民に対して企業活動の状況を報告するためには、その損益及び財産の状態を計数上正確に把握する必要がある。そのためには現金の出入のみに着目して計理する官庁会計方式は不十分であることから複式簿記を採用している。

複式簿記の採用により、取引のある度に借方貸方に等しい金額を計上するため、貸方と借方の合計も必ず同額になる。よって、完成された財務諸表により計算の正確さを確かめることができ、会計処理の自己検証を可能としている。

イ) 損益取引と資本取引との区分(地公企法第20条、地方公営企業法施行令(以下、地公企令という。)第9条)

地方公営企業においては、管理運営に係る取引(収益的な取引)と建設改良等に係る取引(資本的な取引)を区分して経理することにより、当該年度の経

営成績を正確に把握することとしている。

ウ) 経営成績、財政状態の早期把握（地公企法第 30 条）

地方公営企業の決算については、発生主義による計理であるから出納整理期間がないこと等を理由に、5月31日までに地方公共団体の長に提出しなければならないこととされており、普通会計に比べて決算の確定が3ヶ月早い。そのため、前年度決算実績を早期に把握でき、ただちにその結果を翌年度の経営の参考にすることができる。

<企業経営の弾力化>

エ) 予算の弾力条項（地公企法第 24 条第 3 項）

普通会計では、予算に計上されない経費の支出を行うことや予算に計上された額を超えて支出することはできない（地方自治法第 210 条）が、地方公営企業の場合、企業経営を経済情勢に応じて能率的に行うことができるよう、業務量の増加に伴い収益が増加する場合においては、当該業務に直接必要な経費に限り、予算超過の支出が認められている。

オ) 能率的・機動的な経営のための資産運営の特例（地公企法第 33 条、第 40 条、地公企令第 26 条の 5）

企業用資産の管理行為を地方公共団体の一般の財産の管理に比べてより機動的、弾力的に行うことができるようにするため、財産管理に関する特例を以下のように定めている。

- i : 企業用資産の取得、管理及び処分については議会の個別議決は必要ではなく、その代わり、特に重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならないとしている。
- ii : 行政財産の目的外使用に係る使用料については、条例で定めることを要せず、管理者が定めることができることとしている。
- iii : 普通会計では、土地を貸し付ける場合を一定の場合に限定している（地方自治法第 238 条の 4）のに対して、地方公営企業の場合は、企業の経済性を発揮する観点から、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合には、幅広く貸付けが認められている（地下鉄車庫上に設置する住宅等）。

③法適用事業、任意適用事業数の推移

平成 24 年度においては、地方公営企業 8,724 事業のうち、地公企法適用事業（以下、「法適用事業」という。）は、2,996 事業（事業数全体の 34.3%）となっている。

図 3

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

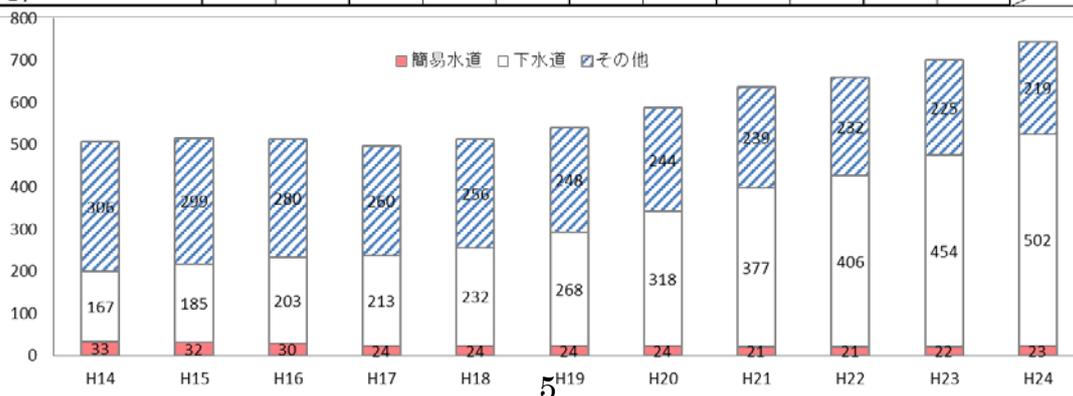
事業	法適用企業			法非適用企業			計			法適用企業の割合
	23	24(a)	増減	23	24	増減	23	24(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道	1,376	1,377	1	757	745	△ 12	2,133	2,122	△ 11	64.9%
うち簡易水道	22	23	1	757	745	△ 12	779	768	△ 11	3.0%
工業用水道	152	153	1	0	0	0	152	153	1	100.0%
交通	59	55	△ 4	39	38	△ 1	98	93	△ 5	59.1%
電気	26	26	0	37	39	2	63	65	2	40.0%
ガス	29	29	0	0	0	0	29	29	0	100.0%
病院	646	643	△ 3	0	0	0	646	643	△ 3	100.0%
下水道	454	502	48	3,171	3,131	△ 40	3,625	3,633	8	13.8%
その他	217	211	△ 6	1,791	1,775	△ 16	2,008	1,986	△ 22	10.6%
合計	2,959	2,996	37	5,795	5,728	△ 67	8,754	8,724	△ 30	34.3%

また、地公企法任意適用対象事業に占める実際に法適用している事業数の割合は、過去 10 年間増加しているが、対象事業数全体の 11.5%となっている。

図 4

事業別・法任意適用事業数割合

事業名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	(参考)H24年度の割合	
												事業総数	うち法適用
簡易水道	33	32	30	24	24	24	24	21	21	22	23	768	3.0%
下水道	167	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	3,633	13.8%
その他	306	299	280	260	256	248	244	239	232	225	219	2,071	10.6%
合計(A)	506	516	513	497	512	540	586	637	659	701	744	6,472	11.5%
任意適用対象事業数(B)	9,559	9,460	8,234	7,009	6,971	6,870	6,770	6,620	6,572	6,496	6,472		
割合(A/B)	5.3%	5.5%	6.2%	7.1%	7.3%	7.9%	8.7%	9.6%	10.0%	10.8%	11.5%		



さらに、全事業に占める地公企法適用事業割合も、過去 10 年間は上昇しており、平成 24 年度時点で 34.3%となっており、特に下水道事業の伸びは著しい。

図 5

法適用事業割合(全事業・下水道事業)

事業名	S37	S42	S47	S52	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24
全体事業数(A)	5,371	6,171	6,792	7,243	7,853	8,177	9,686	11,048	12,613	9,210	8,724
下水道事業数(a)	159	217	349	620	1,046	1,282	2,594	4,173	4,902	3,701	3,633
法適用事業数(B)	826	1,695	3,006	3,203	3,289	3,376	3,480	3,522	3,560	2,880	2,996
下水道事業数(b)	17	22	29	29	31	55	85	109	167	268	502
全事業法適用割合(A/B)	15.4%	27.5%	44.3%	44.2%	41.9%	41.3%	35.9%	31.9%	28.2%	31.3%	34.3%
下水道事業法適用割合(a/b)	10.7%	10.1%	8.3%	4.7%	3.0%	4.3%	3.3%	2.6%	3.4%	7.2%	13.8%



(3) 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

これまでも、地方公共団体の財務会計制度を取り巻く環境の変化等を反映して、閣議決定や研究会等で地公企法非適用事業（以下、「法非適用事業」という。）について、法適用を行うべきであるとの議論が、以下のとおりなされている。

また、総務省（自治省）においては、特別交付税措置やマニュアルの策定等により、任意的な法適用を支援する取組みを推進してきた。

①経営基盤強化通知における要請（平成 10 年 1 月）

「地方公営企業の経営基盤の強化について」（平成 10 年 1 月 13 日付け自治省財政局長通知）において、下水道事業の項目の中で「経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。」とし、地公企法適用に対する取組みを要請した。

②物価安定政策会議特別部会公共料金情報公開検討委員会上下水道料金作業部会報告（平成 11 年 5 月）

総理の諮問機関である物価安定政策会議の特別部会の「公共料金情報公開検討委員

会」に設置された「上下水道料金作業部会」の報告において、上下水道事業における会計情報の公開に関して、「企業会計方式の方が、事業の経営実態をよく表すとともに、情報公開、つまり、経理の内容の明確化や透明性の確保の観点からも適当である」、「現実的対応としては、官庁会計方式を採用している事業者も、決算を収益的なものと資本的なものとの間に区別するなど、企業会計方式に近い形に情報を加工して、利用者に提供すべきである」等と述べられている。

なお、「公共料金情報公開推進検討会」報告書（平成 15 年 3 月）においても「地方公営企業法を適用していない公営事業者は、その適用の検討を進める」とされている。

③新しい地方公営企業のあり方に関する報告書（平成 12 年 3 月）

平成 11 年度の「21 世紀を展望した新しい地方公営企業のあり方に関する調査研究会」の報告書では、地方公営企業を取り巻く様々な環境の変化、特に、公的サービス供給方法の多様化の動向に対応して今後の地方公営企業のあり方について総合的な検討を行う中で、地公企法適用の推進について、「法定事業及び病院事業以外の地方公営企業についても、基本的には、当該事業の性格や実情等を勘案しつつ、地方公営企業法における財務規定の適用、ないしはこれに準じた企業会計的手法を採用していく方向で考えるべき」としている。

④行政改革大綱（平成 12 年 12 月）

「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）では、平成 17 年度までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施することとしているが、地方公営企業における行政改革の一環として、地公企法の適用の推進を含む中長期的な計画の策定を各地方公共団体に対して要請することとしている。

⑤地方公営企業会計制度に関する報告書（平成 13 年 3 月）

平成 12 年度の「21 世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会」の報告書では、地方公営企業会計について、運営の現状を踏まえつつ、企業会計制度との整合性を図り、住民へのアカウンタビリティーを一層確保していく観点から、地公企法適用を推進する立場として、「場合によっては、経過措置を設けた上で地方公営企業法を改正し、地方公営企業法の適用の推進を義務づけることも検討すべき」、「地方公営企業法の適用を行うまでの間の公営企業についても、貸借対照表等の財務諸表を導入することとすべき」と述べている。

⑥下水道事業・簡易水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査研究報告書（平成 15 年 3 月）

公営企業金融公庫（当時）に設置された「地方公営企業経営活性化研究会」の「下水道事業・簡易下水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査研究報告書」では、一般に事業規模が大きく地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大きい下水道事業や、上水道事業と同様に住民生活に密接に関連したサービスを適用する簡易下水道事業について、経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から、地公企法の適用の推進について「法適化の進捗状況によっては、地公企法の改正を含めて、法適用事業の拡大を検討する必要がある。」と述べている。

⑦今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月）

「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）の地方行革の推進の項目で、バランスシート等により、財務状況について住民等に分かりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請することとしている。

⑧簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）

第 62 条で、政府は地方公共団体に対し、資産及び債務の実態を把握し、その改革を推進するよう要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うとしている。

⑨公営企業の経営留意事項通知における法適用の積極的な適用の要請（平成 21 年 7 月）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行されたこと等を踏まえ発出された「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号）では、普通会計における新地方公会計の取組み等も踏まえ、法非適用企業は、地公企法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある旨を通知している。

⑩地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成 21 年 12 月）

地方公共団体の財務会計制度改革の方向性を踏まえ、法非適用事業についても、積極的に新地方公営企業会計の活用を検討していくべきとし、「原則として、法非適用企業（地方財政法第 6 条の公営企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用することが望ましい」、「地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべきである。また、財務適用にとどまらず、法の全部適用についても併せて検討すべきである」、「法を適用しない事業であっても、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべき」と述べている。

⑪地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書（平成 25 年 3 月）

財団法人自治総合センターに設置された「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」における報告書では、地公企法適用の範囲を考えるうえで、主な論点として、

- ・地方財政法により特別会計設置義務が課され、独立採算の原則が適用されている事業については、経営成績・財政状況を把握する必要性が高まっていると考えられることを踏まえ、対象事業を検討する必要があること
- ・昭和 41 年改正時に財務規定等が当然適用されていない理由や経費回収率（任意適用事業の基準として「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号）」（以下、「基本通知」という。）において定めている 70～80%の目安）が、更新需要等を踏まえ持続可能性を追求する経営管理的側面が重要となっている現在もなお該当するものかどうか検討する必要があること
- ・同様の事業であれば、公営か民営かで会計基準に差を付ける必要がないのではないかということ、少なくとも、①長期的な運営が必要であり、②多額の投資がなされ、③住民生活に不可欠なサービスであり、廃止することができない事業であること、の 3 要件を満たすような事業は法適化すべきではないかということ
- ・団体の規模に着目し、小規模団体は法適化の対象から除くという考え方がある一方、保有施設が少量であること等から小規模団体であることをもって法適化の対象から除くべきではないとの考え方もあり、検討する必要があること

等をあげ、引き続き検討を深めていく必要があるとしている。

2. 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

(1) 背景—地方公営企業を取り巻く環境の変化—

①人口動態

我が国の総人口は、地方公営企業法が施行された昭和 27 年には 8,581 万人であったものが、昭和 42 年には 1 億人を、昭和 59 年には 1 億 2,000 万人を超え、50 年後の平成 14 年には 1 億 2,749 万人となる（対昭和 27 年比 48.6%増）など増加を続けた。しかし、平成 16 年 12 月の 1 億 2,784 万人をピークに、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の出生中位・死亡中位推計によると、平成 38 年には 1 億 2,000 万人を、平成 60 年には 1 億人を割り込み、平成 72 年には 8,674 万人（平成 22 年から 50 年間で 4,132 万人、32.3%の減少）となると推計され、今後、長期的に急激に減少する局面にある。

都道府県ごとの総人口の推移をみると、平成 22 年と平成 52 年との比較において、35.6%の減少から 1.7%の減少まで（全国では 16.2%減少）、市区町村ごとの総人口の推移をみると、71.0%の減少から 29.8%の増加までと、地域によって人口変動に差が見られる。

年齢区分による人口構成は、平成 22 年と平成 72 年を比較すると、年少人口割合が 13.1%から 9.1%に（4.0 ポイント減）、生産年齢人口割合が 63.8%から 50.9%に（12.9 ポイント減）減少し、老年人口割合は 23.0%から 39.9%に（16.9 ポイント増）増加することが見込まれる。

②地方公営企業の資産の状況

我が国は、これまで、先に記述した人口の増加に加えて、第二次世界大戦による戦災からの復興や、欧米先進諸国を目標とした生活水準の向上、生活環境の改善の要請、都市化の進展、産業の発展などに伴い、社会資本の整備・普及が大きな政策課題とされ、関係する長期計画に基づく計画的な投資が行われてきた。その結果、地方公営企業分野においても、例えば、上水道では、昭和 38 年の導送配水管延長が 127,387km であったものが平成 23 年には 742,554km になっている。下水道では、昭和 36 年の普及率がわずか 6%であったものが平成 23 年には 75.8%（農業集落排水施設や浄化槽などを含む汚水処理人口普及率は 87.6%）に達している。その結果、地方公営企業は多大な資産を保有することになり、例えば、平成 23 年度において、下水道事業では約 68 兆 5,000 億円、簡易水道事業では約 2 兆 5,000 億円と推計されている。なお、法適用を行うとより正確に資産の状況を把握することができるが、法適用した下水道事業・簡易水道事業の有形固定資産額は、それぞれ約 35 兆 1,369 億円、約 480 億円である。

それらの資産は、高度経済成長期などに集中的に整備されたものであり、平成 23

年度に事業の経過年数が20年を超えるものは、簡易水道事業で93.2%、下水道事業でも31.8%にのぼり、上水道、下水道の管路の破損により、断水・濁水、道路の陥没など住民生活に影響を及ぼす事例も発生するなど、老朽化が進んでいるものと考えられる。

一方、例えば平成23年度の水道管の更新率は0.77であり、同様のペースであれば更新が一巡するには約130年の歳月が必要になるが、現有資産の投資時期から、今後、維持管理・更新にかかる経費が急増することが予測され、従来どおりの対応では、住民生活の基盤を維持できない事態も想定されうる。したがって、継続的に事業・サービスを行うため、アセットマネジメントの手法を活用して、予防保全的な維持管理を行い、ライフサイクルコストを縮減しつつ年度間の負担の平準化を図るなどし、今後増えていく大量の更新需要に応じていく必要がある。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、総合的・広域的なアセットマネジメントの推進、ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じた効率的効果的な社会資本の活用、インフラ長寿命化計画の策定による全国のインフラの安全性の向上と効率的な維持管理等を掲げている。また、地方公営企業を含む公共施設等の現状、維持管理や更新等の施設全体の管理に関する基本的な方針などを内容とする公共施設等総合管理計画を策定するよう、総務省から地方公共団体に対して要請することとしている。

さらに、我が国は国土の特性として様々な災害が多発することから、平時から大規模災害等に対する備えを行うことが重要であり、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとされている。地方公営企業の施設等についても、社会の重要な機能として致命的な障害を受けずに維持されるよう、耐震化等の強靱化を図る必要がある。

③地方公営企業の財政の状況

地方公営企業の料金収入は、かつては年々増加していたが、サービスの普及が進んだこと、需要が減り始めていることなどから、例えば、上水道事業の料金収入の総額は、平成14年度の2兆9,699億円をピークに減少傾向にあり、全ての地方公営企業の料金収入の総額は、平成17年度には10兆22億円であったものが、平成24年度には8兆9,273億円にまで減っている。今後も、多くの事業において、料金収入の減少が予想される。

また、今後、施設等の維持更新に資本的支出が必要となるが、基本的にはその投資により料金収入が増えるものではない。

一般会計から公営企業会計に対する繰出金は、平成24年度において、都道府県

では7,029億円、市町村では2兆4,565億円である。それらが一般会計歳出に占める割合はそれぞれ1.42%、4.53%であり、その割合が3割を超える地方公共団体があるなど、引き続き厳しい財政事情の中で大きな負担となっている。

④地方分権改革の動向

衆議院及び参議院における「地方分権の推進に関する決議」（平成5年6月）を起点としたこれまでの地方分権改革では、国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、これまで機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直しなど数多くの具体の取組みを行った結果、地方公共団体の法的な自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤はおおむね構築されたといえる。

今後は、「個性を活かした自立した地方をつくる」ことを目指し、地方公共団体がスピード感のある政策を実行するなど行政の質と効率を上げるとともに、意思決定過程に住民等の参加が進むなど地域ぐるみで協働することが求められる。

また、地方分権改革推進委員会の第3次勧告（平成21年10月7日）において、「今日、地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためには、みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠である。」とされているところである。

⑤公共サービスの可視化の要請、地方公会計改革の進展

地域において公共サービスを持続していくためには、サービスを提供する地方公共団体自身や住民などの関係者が、当該団体の財政状況や資産情報を把握できるようにしておく必要があり、企業会計方式の活用がそのための一つの手法とされており、特に利用料金を徴収する社会資本の提供においてはこのことが求められている。

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、「企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラであり、その導入を促進し、自治体財政の更なる「可視化」を推進する。」「ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進する。」とされている。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）を受け、普通会計においても、発生主義の活用及び複式簿記の考え方に基づく財務情報の充実を進めている。また、総務省に設置した「今後の新地方公会計推進に関する研究会」において検討を行い、平成26年度中を目途に、複式簿記の導入などより民間企業会計との整合性が高い新たな地方公会計基準や固定資産台帳整備の指針等を取りまとめ、その後、各種マニュアルの整

備を図った上で、新基準による財務書類の作成を推進する予定である。

⑥法適用企業や他の公的セクター等の会計基準との乖離

地方公営企業会計基準について、企業会計等との整合性を高める方向で昭和41年以来となる全面的な見直しが平成23年度に行われたことにより、法適用企業と法非適用企業の会計手法上の乖離が拡大している。

また、地方独立行政法人や公益法人等の他の公共セクターにおいても、民間企業会計との整合性が高い会計基準の適用が義務付けられている。なお、第三セクター等の場合は、地公企法の財務規定等が当然には適用されない下水道事業等と比較して、資産規模が小さく職員数が少ない場合でも企業会計原則が適用されている。

(2) 財務規定等の適用範囲の拡大の意義

①損益情報・ストック情報の把握による適切な経営方針・経営計画の策定

地方公営企業は、公共性を有していると同時に、企業性を有するものであり、その経済的活動の検証は、減価償却費など非現金支出を含む損益の計算によってなされるものであるから、複雑かつ多方面にわたる経済的活動を把握するため、現金収支のみに着目せず、全ての債権債務の発生並びにあらゆる資産の増減及び異動を総合的、一覽的に把握する必要がある。その際、より一般的で、実務的な手法が確立されている企業会計方式を活用することは有効である。

経常損益を的確に把握することにより、費用の縮減・合理化、料金水準、一般会計等負担ルール、国庫補助金等の外部資金の導入、中長期的経営方針との整合性等、全体として当該企業が適切な経営が行われているか確認することができる。

また、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）を区分して経理されるため、経営成績を適正に示すこと及び利益又は損失の確定を適切に行うことができ、その分析を通じて将来の経営計画の策定に必要な基礎情報を得ることができる。

さらに、財務規定等の適用により、期間損益計算による使用料対象原価が明確化することで、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた、適正で説得力のある料金算定に役立てることが可能となる。

地方公営企業会計では、資産と財源（負債・資本）のバランスが一覧できるため、適切な世代間負担や財務安全性に関する検討ができる。

ストック情報や損益情報の的確な把握と将来収支の予測などから、資産利用の効率性や、サービス提供と財政の持続可能性の観点により、適正な規模となるよう資産の最適化を図ることが期待される。

加えて、事業の持続性を確保するため、ストック情報の的確な把握を通じた適切

な更新計画の策定が必要である。財務規定等の適用により、減価償却累計額の勘定科目が導入され、金額ベースでの資産の老朽化の状態の的確な把握が可能となり、更新計画策定の基礎となる。

一般会計等において負担すべき経費（一般行政事務に相当する業務や本来不採算であり企業ベースに乗らない業務に要する経費）と料金など企業の経営に伴う収入を充てる経費を区分することは、地方公営企業の財政運営において最も重要な要素の一つである。地方公営企業会計制度を導入し、サービスを提供するための経費を的確に把握することは、そのための前提となり、より明確な経費負担区分を行うことができる。

これらのことにより、結果として財政規律が向上し、地方公営企業の財政、ひいては地方公共団体全体の財政の健全化が図られることが期待される。

②企業間での経営状況の比較

経営成績や財政状態を正確に評価・判断するためには、当該地方公営企業の状況分析だけでは足りず、他の類似の地方公営企業や民間企業との比較が不可欠である。そのため、財務規定等を各地方公営企業が個々に任意で適用しているだけでは足りず、全国的に統一して適用することが必要である。

③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理が可能となるなど、財務規定等の適用により経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応や、経営の効率化、サービスの向上につながる。

④住民や議会によるガバナンスの向上

財務規定等の適用により、比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待される。

⑤企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成

財務規定等の適用や新地方公会計整備などにより、発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材が地方公共団体全体で育成されることが期待される。また、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識することにより、最少の経費で最大の効果の発揮を図る、経営マインドを持った人材の育成が期待される。

3. 地方公営企業の現状

地公企法の財務規定等の適用範囲の拡大の意義を確認したうえで、現在全部適用・財務適用されていない事業について、各事業の現状を踏まえてその適用範囲の拡大の是非を検討するため、各事業の現状について、以下、整理を行った。

(1) 各事業の現状・内容、及び法適用範囲の拡大にあたっての留意点

平成 23 年度決算における各事業の事業数や決算規模等の現状をまとめると、以下のとおりとなる。^{※1..2}

図 6

¹ ・平成 23 年度公営企業決算状況調査による。事業数も、原則として、同調査の調査対象となっている事業ごとに計上している。
・網掛けの事業は全部適用事業又は財務適用事業。
・その他事業については、法適用事業についてのみ決算統計の対象としている。² ・決算規模の定義は以下のとおり。

(単位：億円、%)

法適用区分	事業名	事業数					決算規模	営業収益	料金収入	営業費用	他会計繰入金(収益的収入)	収益的収入に占める割合	公営企業が占める割合	
		計	都道府県・市区町村の別			法適用・法非適用の別								
			都道府県	市区町村	企業団等	法適用								法非適用
全部適用	上水道	1,354	26	1,230	98	1,354	-	37,322	28,358	27,039	24,870	600	2.0%	99.9%
	工業用水道	152	40	103	9	152	-	1,891	1,343	1,297	1,080	34	2.4%	99.9%
	鉄道	10	1	9	0	10	-	8,772	5,025	4,769	4,221	411	7.5%	13.2%
	自動車運送	35	2	32	1	35	-	2,238	1,606	1,513	1,859	260	13.5%	21.1%
	軌道(路面電車)	5	1	4	0	5	-	122	75	70	87	17	10.8%	13.2%
	軌道(懸垂電車)	2	1	1	0	2	-	148	71	69	91	0.4	0.1%	1.1%
	電気(法適用)	26	25	1	0	26	-	892	690	668	614	1	0.1%	1.1%
	ガス	30	0	29	1	30	-	1,170	896	845	895	25	2.7%	2.3%
財務適用	病院	652	46	528	78	652	-	44,637	34,229	31,987	37,067	5,376	13.6%	10.0%
非適用	簡易水道	780	1	776	3	22	758	1,907	672	660	517	239	25.7%	95.6%
	船舶運航	46	0	44	2	7	39	166	84	82	128	22	15.6%	14.9%
	電気(法非適用)	37	1	32	4	-	37	65	50	50	21	2	2.7%	0.1%
	下水道	3,625	81	3,519	25	454	3,171	56,641	22,896	14,845	18,197	13,343	43.0%	100.0%
	公共下水道(流域下水道を含む)	2,001	70	1,906	25	329	1,672	53,819	22,403	14,356	17,397	12,265	41.7%	100.0%
	集落排水施設	1,219	11	1,208	0	93	1,126	2,598	439	435	714	1,024	67.3%	100.0%
	浄化槽	405	0	405	0	32	373	224	55	55	87	54	47.5%	100.0%
	港湾整備	99	38	55	6	8	91	1,720	610	586	321	79	10.4%	100.0%
	市場	170	10	149	11	14	156	1,285	596	487	622	159	18.9%	13.1%
	と畜場	70	2	57	11	1	69	254	70	66	153	97	56.6%	39.2%
	観光施設	356	10	345	1	54	302	521	266	238	317	86	18.7%	
	観光施設(宿泊)	132	1	131	0	24	108	183	100	92	114	21	16.3%	
	観光施設(索道)	59	0	59	0	7	52	69	24	18	40	15	35.9%	
	観光施設(その他)	165	9	155	1	23	142	269	142	128	163	50	24.6%	
	宅地造成	459	73	380	6	50	409	9,763	3,278	2,786	1,670	2,060	5.5%	
	有料道路	2	0	2	0	0	2	5	4	4	2	0	0.0%	0.8%
	駐車場整備	230	11	219	0	9	221	538	219	219	141	48	15.8%	
	介護サービス事業	1,359	4	1,085	270	53	1,306	1,519	1,087	1,072	1,189	189	14.5%	2.7%
	指定介護老人福祉施設	312	2	204	106	5	307	850	609	604	669	95	13.2%	7.5%
	介護老人保健施設	113	2	102	9	31	82	367	270	263	285	45	13.8%	4.7%
老人短期入所施設	257	0	158	99	4	253	79	69	68	63	5	6.3%	3.0%	
老人デイサービスセンター	596	0	546	50	5	591	187	110	109	138	40	25.8%	1.1%	
指定訪問看護ステーション	81	0	75	6	8	73	35	29	29	33	5	14.1%	3.4%	
その他	37	11	23	3	37	-	674	102	95	112	28	19.1%		

現在法非適用となっている事業について、各事業の内容及び財務規定等の適用範囲の拡大にあたっての留意点を整理すると、以下のとおりとなる。

①簡易水道事業

簡易水道事業は、給水人口が101人以上5,000人以下である水道により水を供給する水道事業(水道法第3条第3項)とされているが、地公企法第2条における水道事業からは除かれており、法非適用事業となっている。

平成23年度決算における事業数は、全国で780事業であるが、このうち22事業においては地公企法を任意に適用している(図7参照)。

簡易水道事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、以下三点に留意する必要がある。

第一は、水道事業の統合である。簡易水道事業については、厚生労働省の補助金との関係で平成28年度までに統合が推進されているところである。平成28年度末時点

で存続する法非適用の簡易水道事業は、520 事業程度になるものと見込まれている(平成 23 年度総務省調査による)。

第二は、小規模事業の取扱いである。平成 23 年度決算において事業規模^{※1} 1 億円未満の事業は 560 事業(全体の 72.1%)、事業規模 1 千万円未満の事業は 107 事業(全体の 13.8%)となっている^{※3}(図 8 参照)。

第三は、一般会計等において実施している事業の取扱いである。抽出調査(66 団体)を行ったところ、約 4 割が一般会計で実施しており、その理由としては「人口が極めて少なく料金収入による運営が困難」とするものが多い。

なお、簡易水道事業を行っている団体のうち、既に法適用している上水道事業のある団体は、全体の 6 割程度であり、これらの団体においては法適用にあたり、そのノウハウ等の活用が可能であると考えられる。

図 7

-
- 2 ・ 決算規模の定義は以下のとおり。
法適用：総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出
法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金
- ・ 事業規模の定義は以下のとおり。
宅地造成事業以外の事業：事業規模＝営業収益－受託工事収益
宅地造成事業：事業規模＝資本＋負債
- ・ 経営主体のうち公営企業が占める割合については、それぞれ以下の基準による。
上水道事業、簡易水道事業：現在給水人口
工業用水道事業：年間総配水量
鉄道事業、自動車運送事業、軌道事業、船舶運航事業：年間輸送人員
電気事業：発電量
ガス事業：販売量
病院事業：病院数
市場事業、と畜場事業、有料道路事業：事業数
介護サービス事業：施設数
- ・ 病院事業における「営業収益」欄には「医業収益」の額を、「営業費用」欄には「医業費用」の額を記載している。
- ・ 介護サービス事業における「事業数」欄には「施設数」を、「営業収益」欄には「介護サービス収益」の額を、「営業費用」欄には「介護サービス費用」の額を記載している。
- 3 ・ 全 780 事業のうち、事実上、事業を行っていない等の理由により平成 23 年度中に営業収益が生じていない 3 事業は集計から除外している。

<上水道との統合への対応の方向性>

- ・ 統合の手法には、会計上の統合も含まれ、法適用範囲の拡大と同様の効果が期待される。
- ・ 一方で、統合の進展に伴い、特に小規模な簡易水道事業については、給水人口など事業の規模が更に縮小することも想定されることから、その対応については、統合の推移を十分見極める必要があるのではないか。

②船舶運航事業

船舶運航事業は、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業以外のものであり、法非適用事業である。現在、地方公営企業により実施されている船舶運航事業は、すべて海上運送法における「一般旅客定期航路事業」（13人以上の旅客定員を有する船舶により、定期的に、不特定の者の需要に応じて運航を行う事業。図10参照）である。

船舶運航事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、以下二点に留意する必要がある。

第一は、小規模事業の取扱いである。平成23年度決算において事業規模1億円未満の事業は26事業（全体の57.8%）、事業規模1千万円未満の事業は10事業（全体の22.2%）となっている※⁴（図11参照）。

第二は、一般会計等において実施している船舶運航事業の取扱いである。海上運送法上の船舶運航事業に該当していても、無償等の理由により一般会計等において実施している例がある。

図10

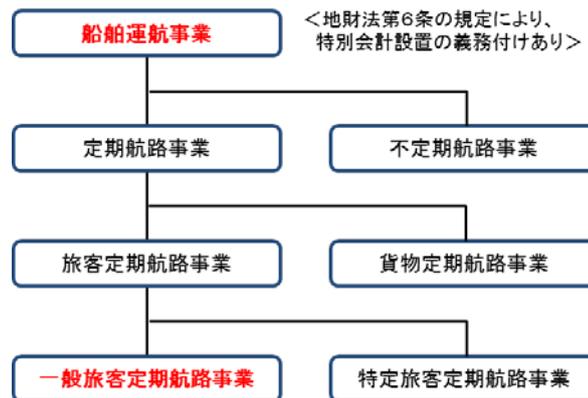
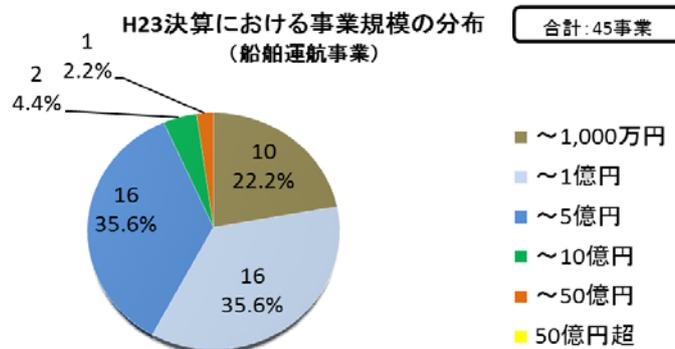


図11



⁴ 全46事業のうち、指定管理者制度（利用料金制）を導入していることにより平成23年度中に営業収益が生じていない1事業は、集計から除外している。

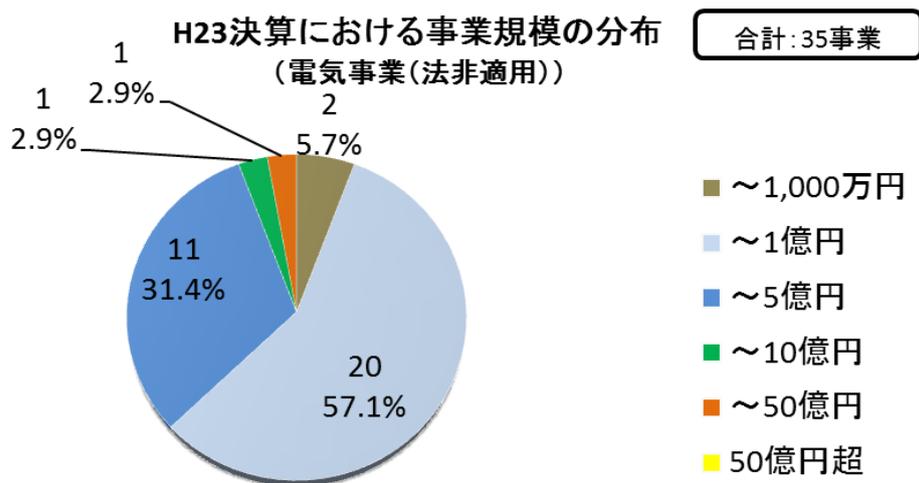
③電気事業（法非適用）

電気事業（法非適用）は、売電という一定のサービスの対価としての収益を得るとともに、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的・反復的な売電を実施している事業である。なお、電気事業法に定める電気事業及び卸供給（一定の需要に応じ電気を供給する一般電気事業、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業である卸電気事業等）に該当するものは、地公企法が当然に適用されるため、電気事業（法非適用）には含まれない。

電気事業（法非適用）を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、小規模事業の取扱いに留意する必要がある。平成 23 年度決算において事業規模 1 億円未満の事業は 22 事業（全体の 62.9%）、事業規模 1 千万円未満の事業は 2 事業（全体の 5.7%）となっている^{※5}（図 12 参照）。

なお、一般会計等において自家消費を主たる目的として発電している廃棄物発電や、太陽光発電などを実施している例も見られる。

図 12



⁵ 全 37 事業のうち、建設中等の理由により平成 23 年度中に営業収益が生じていない 2 事業は、集計から除外している

④下水道事業

下水道事業は、下水道、集落排水施設及び浄化槽により汚水の処理又は雨水を排除し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を行うものである。現在、地方公営企業により実施されている下水道事業は、下水道法上の下水道として、(a)公共下水道及び流域下水道があり、下水道法上の下水道以外のものとして、(b)集落排水施設及び(c)浄化槽がある(図13参照)。

公共下水道は、主として市街地において、し尿・生活雑排水等を処理又は雨水を排除するものであり、流域下水道は、2以上の市町村の区域における下水を排除するものである。

集落排水施設には、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設があり、集落等におけるし尿・生活雑排水等を処理又は雨水を排除するものである。

浄化槽は、環境省の補助を受けて市町村設置型の合併処理浄化槽を整備し、し尿・生活雑排水等を処理する特定地域生活排水処理施設のほか、地方単独事業として実施する個別排水処理施設がある。

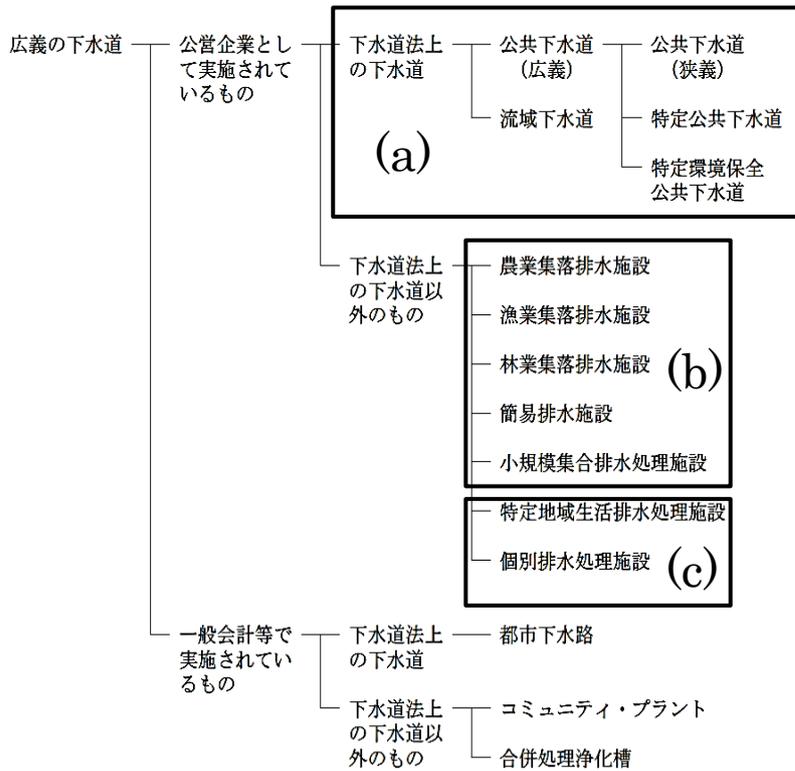
下水道事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、以下三点に留意する必要がある。

第一は、小規模事業の取扱いである。平成23年度決算において、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設は事業規模1千万円未満の事業のみとなっている(図15参照)。

第二は、一般会計等において設置管理している浄化槽の取扱いである。一般会計等において設置管理している浄化槽は全国で31事業あり、無料としている事業も11事業ある。一般会計等で実施している理由は、「事業規模が小さく、独立採算によることが困難」とするものが多い。

第三は、流域下水道の取扱いである。流域下水道は、設置管理をしている都道府県が直接使用料を徴収することはなく、流域下水道に接続している関連市町村から負担金を徴収して事業を営んでいる。

図 13



なお、下水道事業では、公共下水道（特環・特公含む）のみが、特別会計の設置義務が課されている。

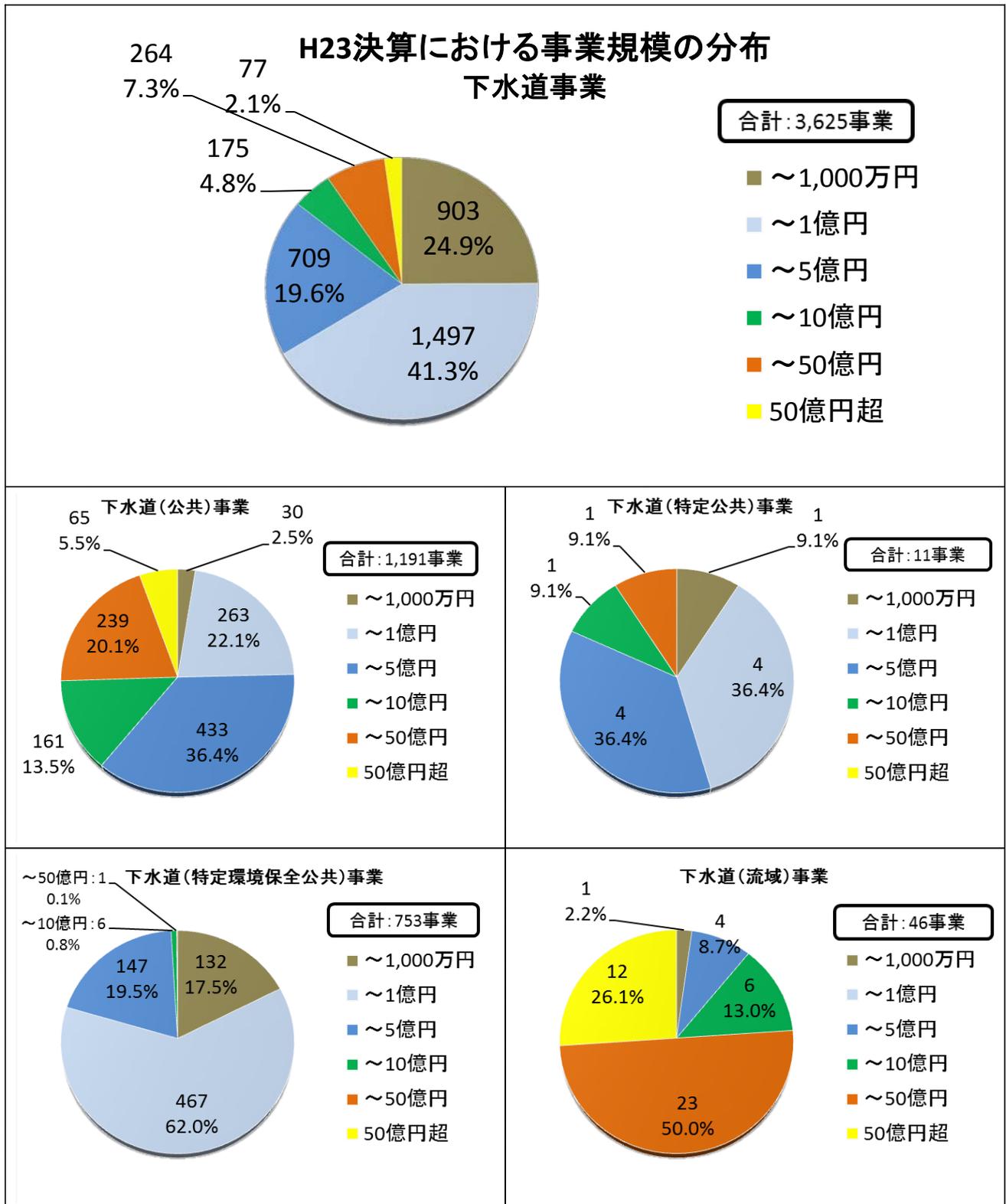
図 14

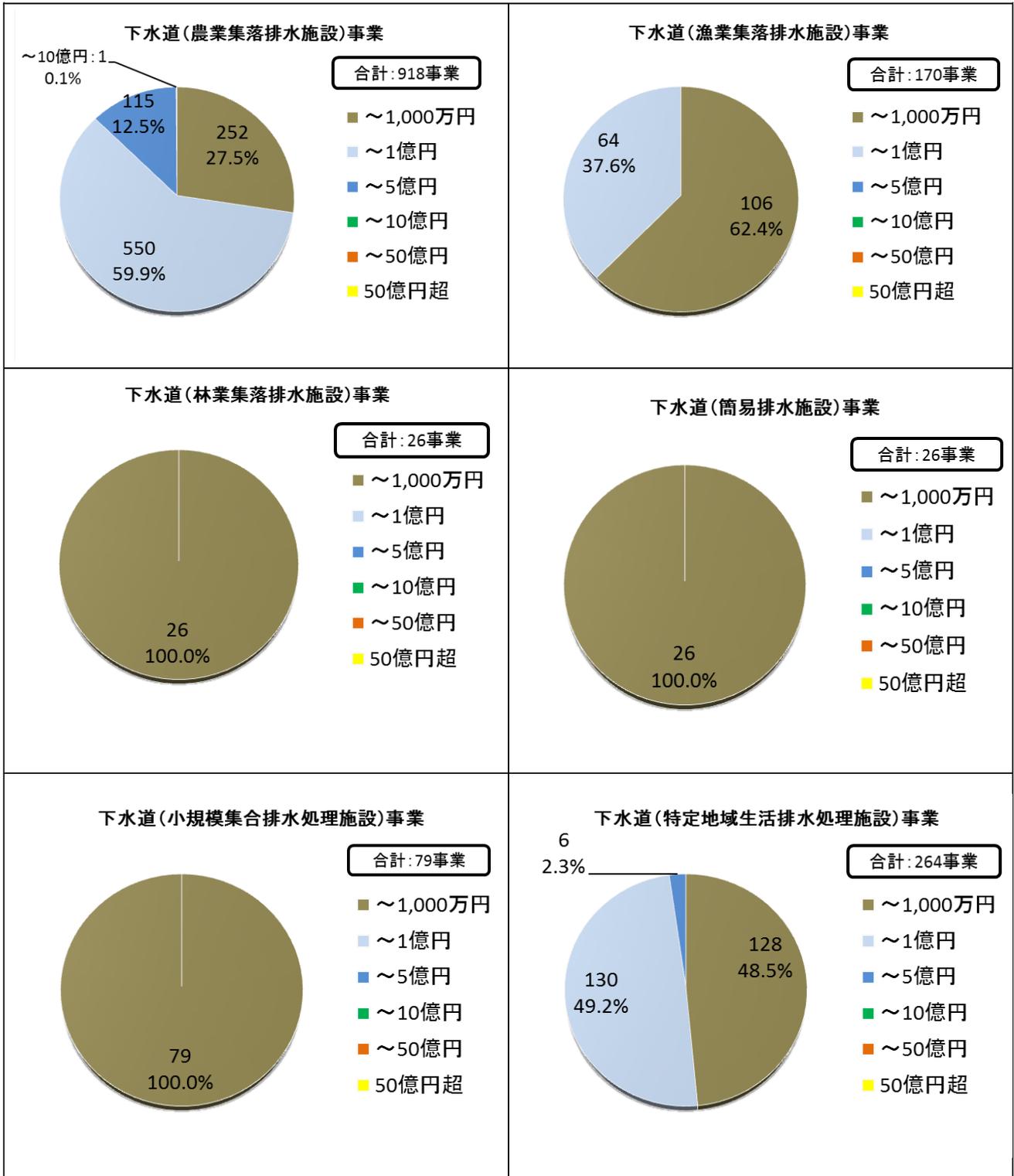
「下水道事業」						
	下水道		集落排水施設		浄化槽	
事業名	○公共下水道 ○特定公共下水道 ○特定環境保全 公共下水道	○流域下水道	○農業集落排水施設 ○漁業集落排水施設 ○林業集落排水施設 ○簡易排水施設	○小規模集合排水処理施設	○特定地域生活排水処理施設	○個別排水処理施設
法律の根拠等	下水道法第2条第3号	下水道法第2条第4号	法令上の位置づけはないが、「集落排水施設」として規定している例あり(地域再生法第5条)		浄化槽法第2条第1号	
			農林水産省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数 2戸以上 20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上	地方単独事業 ※住宅戸数 20戸未満
特別会計設置義務	あり (地方財政法施行令第46条第13号)	なし ※下水道事業債の対象事業とするための要件として、特別会計を設置するよう通知				

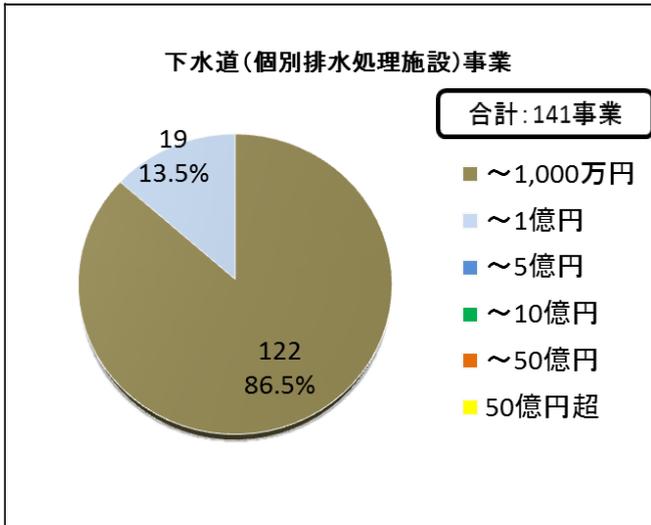
○ 下水道事業債の対象となる事業は、地方債同意等基準で明示(全11事業存在)
 ○ 地方公共団体金融機構法第28条(業務の範囲)では「下水道事業」と規定(特段、定義規定を置いていない)
 → 機構の貸付け範囲は、下水道事業債の対象範囲と同一

※ これらの他、一般会計で設置管理されているものあり(浄化槽:31事業)

図 15





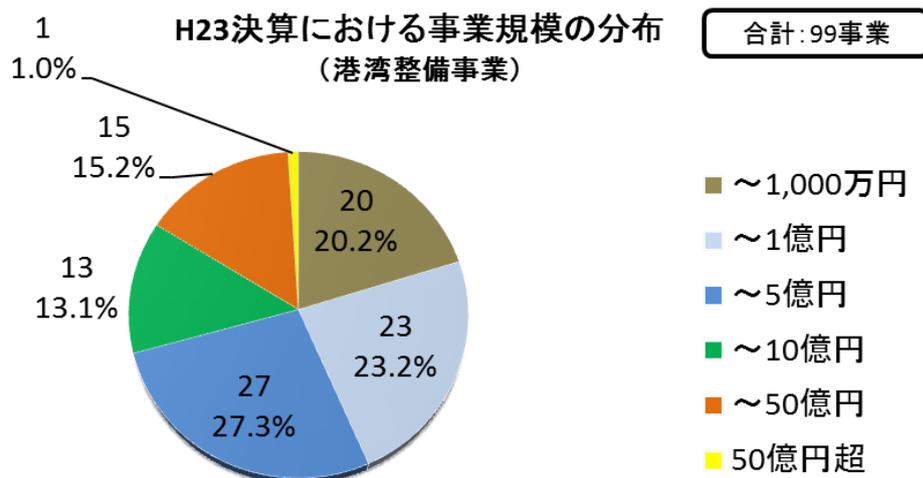


⑤港湾整備事業

港湾整備事業は、港湾基本施設（泊地・防波堤・岸壁等）の整備（一般会計により実施）と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の施設を整備し、当該施設の使用料を徴収し管理・運営を行う事業である。

港湾整備事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、小規模事業の取扱いに留意する必要がある。平成23年度決算において事業規模1億円未満の事業は43事業(全体の43.4%)、事業規模1千万円未満の事業は20事業(全体の20.2%)となっている（図16参照）。

図16

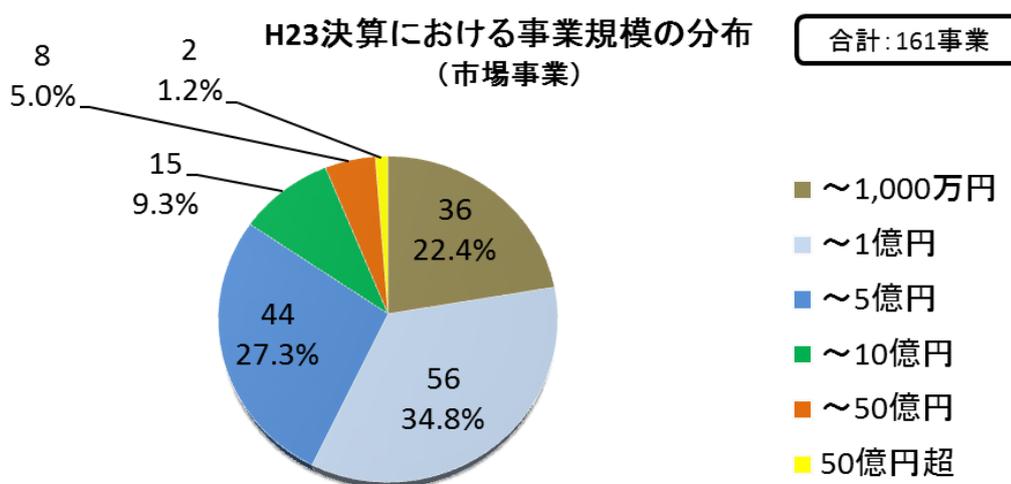


⑥市場事業

市場事業は、生鮮食品等の卸売のために市場を設置し、卸売取引を行う卸売業者等から使用料を徴収して、市場の管理・運営を行う事業である。

市場事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、小規模事業の取扱いに留意する必要がある。平成 23 年度決算において事業規模 1 億円未満の事業は 92 事業（全体の 57.1%）、事業規模 1 千万円未満の事業は 36 事業（全体の 22.4%）となっている^{※6}（図 17 参照）。

図 17

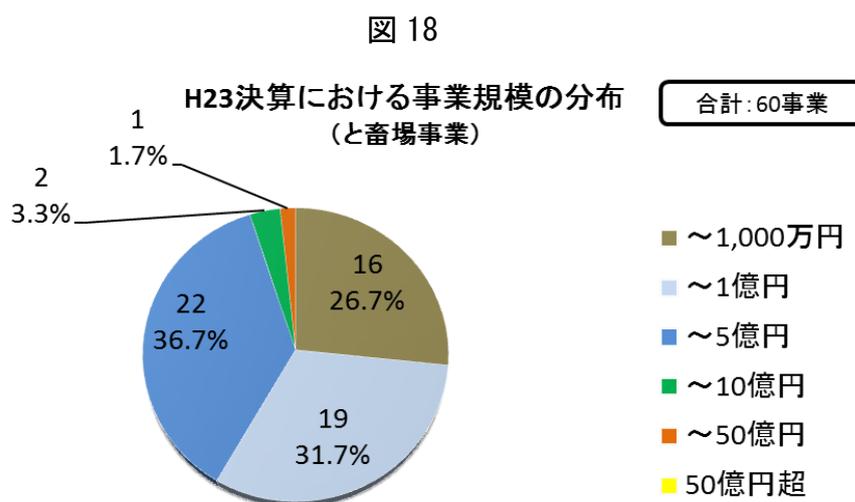


⁶ 全 170 事業のうち、指定管理者制度（利用料金制）を導入している等の理由により平成 23 年度中に営業収益が生じていない 9 事業は、集計から除外している。

⑦と畜場事業

と畜場事業は、食用に供する目的で、獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつし、又は解体するための施設を設置し、利用者から使用料を徴収して、と畜場の管理・運営を行う事業である。

と畜場事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、小規模事業の取扱いに留意する必要がある。平成 23 年度決算において事業規模 1 億円未満の事業は 35 事業（全体の 58.3%）、事業規模 1 千万円未満の事業が 16 事業（全体の 26.7%）となっている^{※7}（図 18 参照）。



⁷ 全 70 事業のうち、指定管理者制度（利用料金制）を導入している等の理由により平成 23 年度中に営業収益が生じていない 10 事業は、集計から除外している。

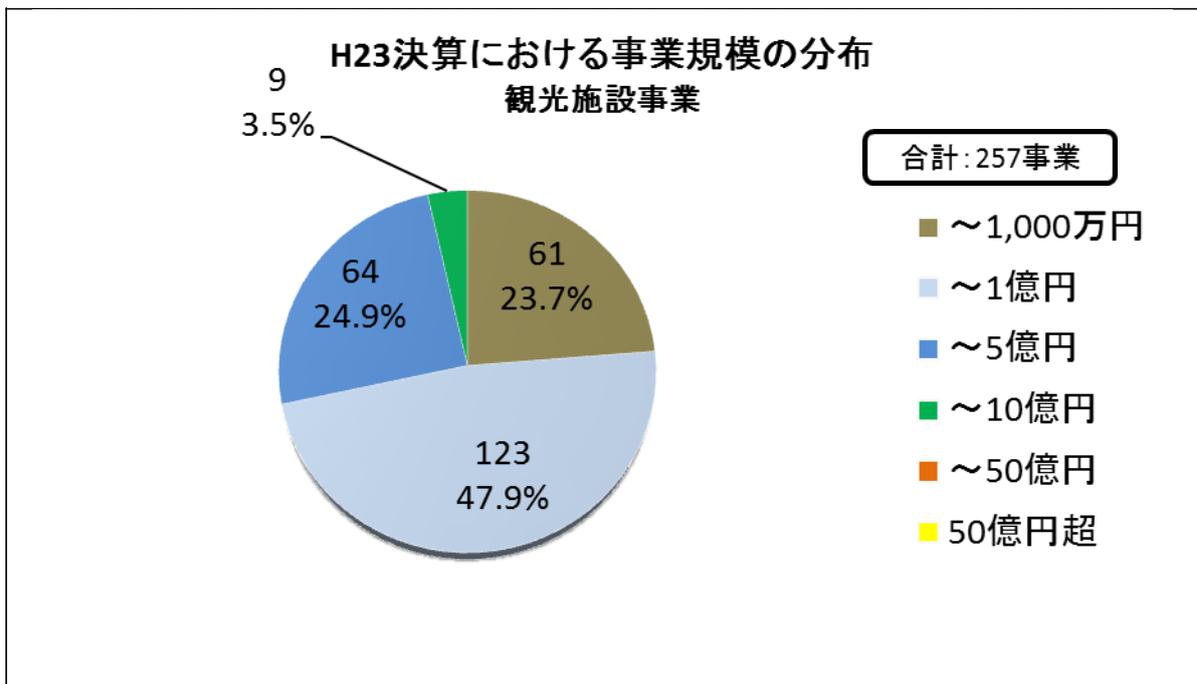
⑧観光施設事業

観光施設事業は、観光を目的とする施設の設置・運営を行う事業であり、決算統計上は、観光を目的とする施設のうち国民宿舎、ユースホステル等宿泊施設を有するものの設置・運営を行う事業、観光を目的とする施設のうち索道機能を有するものの設置・運営を行う事業及び観光を目的とする施設のうち、宿泊施設事業、索道事業以外のものの設置・運営を行う事業に分類される。

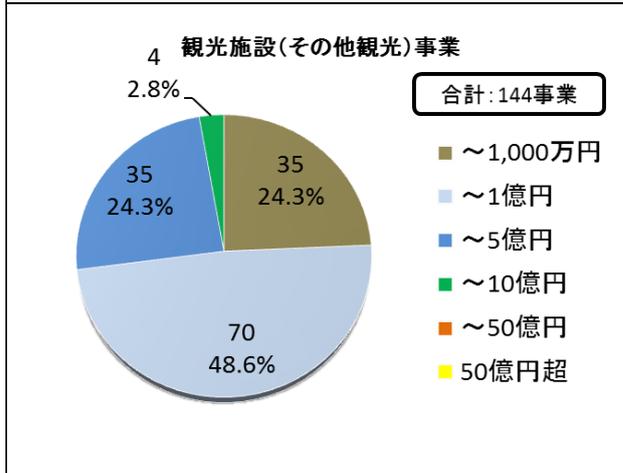
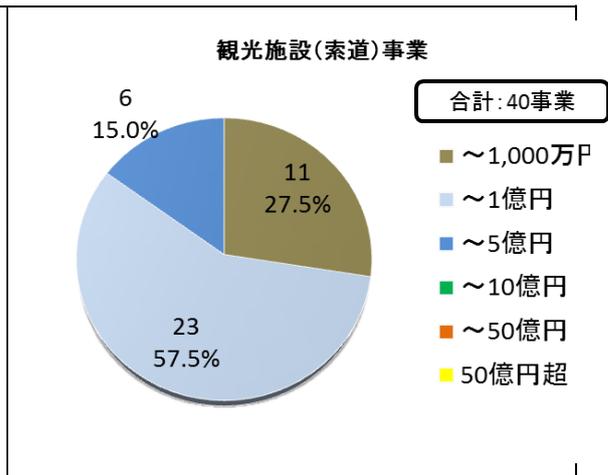
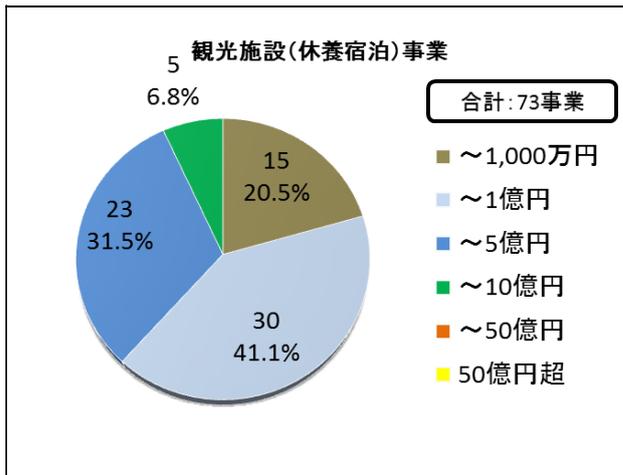
観光施設事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、小規模事業の取扱いに留意する必要がある。平成 23 年度決算において事業規模 1 億円未満の事業は 184 事業(全体の 71.6%)、事業規模 1 千万円未満の事業は 61 事業(全体の 23.7%)となっている^{※8}(図 19 参照)。

また、一般会計において実施している事業(例 博物館等)があることについても留意する必要がある。

図 19



⁸ 全 356 事業のうち、指定管理者制度(利用料金制)を導入していることにより平成 23 年度中に営業収益が生じていない 99 事業(休養宿泊: 59 事業、索道: 19 事業、その他観光: 21 事業)は、集計から除外している。



⑨宅地造成事業

宅地造成事業は、造成された用地を企業等に売却することにより採算を確保する事業であり、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業等）及び住宅用地造成事業の総称をいう。

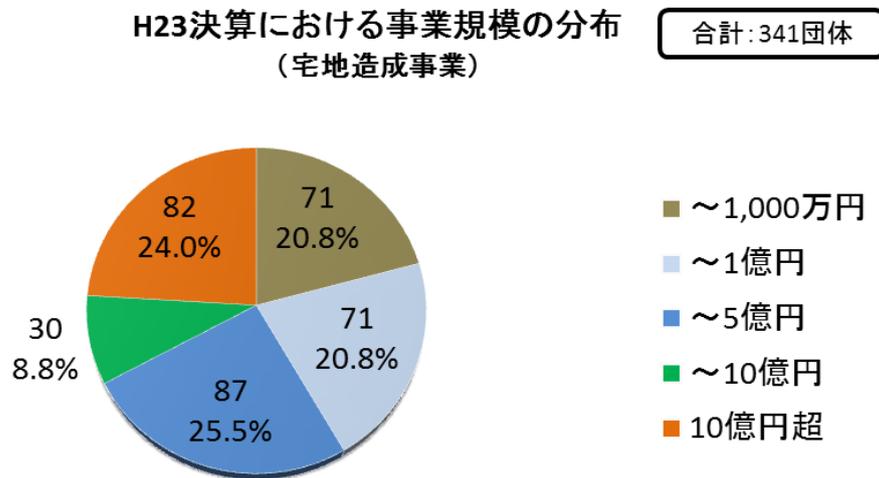
宅地造成事業については、財務規定等を適用することにより、造成費用が売却した年度に費用化されることから、売却損益が明確になる、未売却土地等の資産の状況が明確になる、といった宅地造成事業独自の財務規程等適用の効果がある。

宅地造成事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、以下の点に留意する必要がある。

第一は、小規模事業の取扱いである。平成 23 年度決算において事業規模 1 億円未満の団体は 142 団体（全体の 41.6%）、事業規模 1 千万円未満の団体は 71 団体（全体の 20.8%）となっている（図 20 参照）。

第二は、造成した土地を販売すれば事業が終了するという性質上、事業期間が短い場合がある。平成 23 年度に事業が終了した 24 事業のうち 4 事業が、10 年未満の事業期間となっている。

図 20



⑩有料道路事業

有料道路事業は、道路の通行又は利用について料金を徴収する道路事業のことである。現在、一般自動車道（大阪市）及び公園道路（熊本県阿蘇市）が事業を実施しており、本事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、対象事業が2事業のみである点に留意する必要がある。

⑪駐車場整備事業

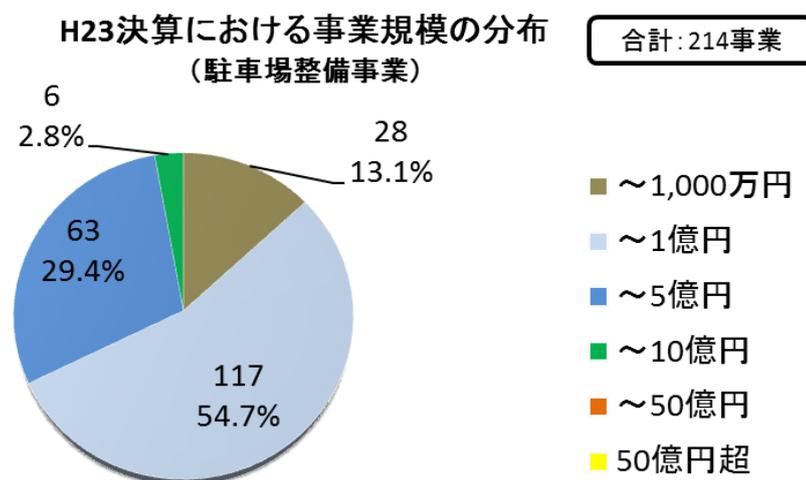
駐車場整備事業は、時間極の有料駐車場のよう一般のだれでも利用できる駐車場施設の設置・運営を行う事業である。

駐車場整備事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、以下二点に留意する必要がある。

第一は、小規模事業の取扱いである。平成23年度決算において事業規模1億円未満の事業は145事業（全体の67.8%）、事業規模1千万円未満の事業は28事業（全体の13.1%）となっている^{※9}（図21参照）。

第二は、一般会計等において実施している駐車場整備事業の取扱いである。小規模な事業の中には、料金収入による運営が困難であること等の理由により、一般会計等において実施している場合がある。

図 21



⁹ 全230事業のうち、指定管理者制度（利用料金制）を導入している等の理由により平成23年度中に営業収益が生じていない16事業は、集計から除外している。

⑫介護サービス事業

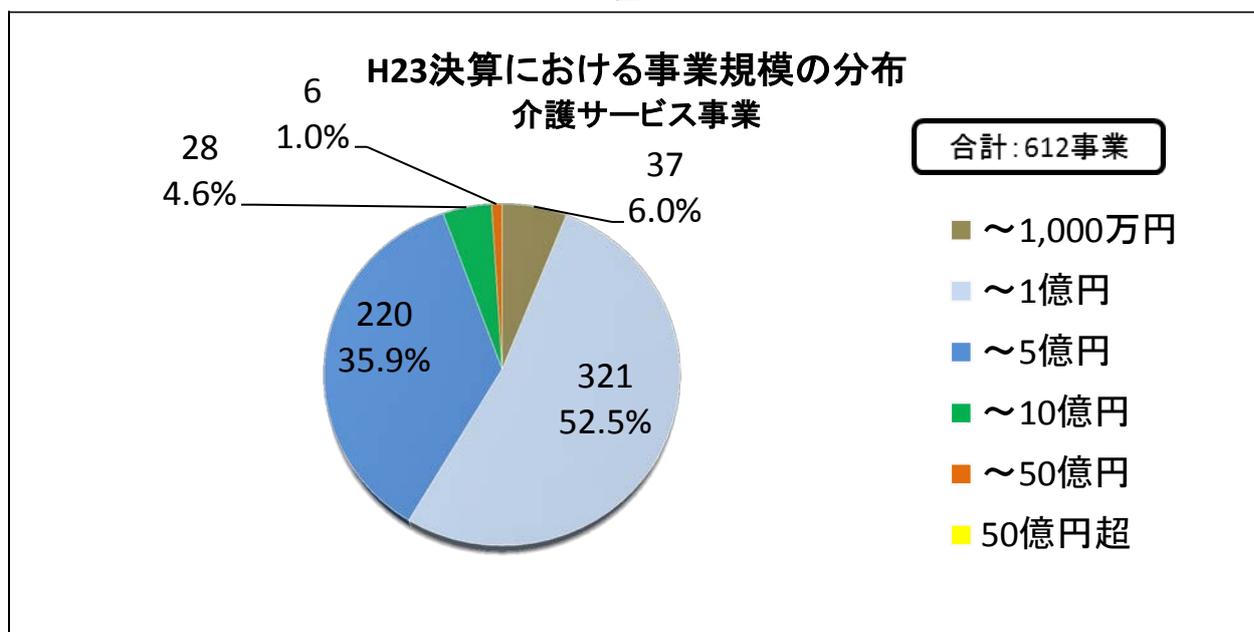
介護サービス事業は、平成12年4月に導入された介護保険制度に基づく事業である。介護保険制度は、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みであり、給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度となっている。

介護サービスに要する経費は、介護報酬等により賄われるものとなっており、制度上、独立採算が可能な仕組みとなっていることから、地方公共団体が行う介護サービス事業は、地方公営企業に該当するものとして取り扱われている。

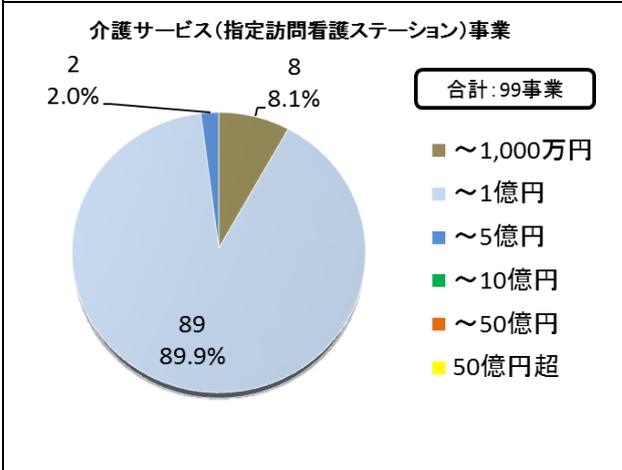
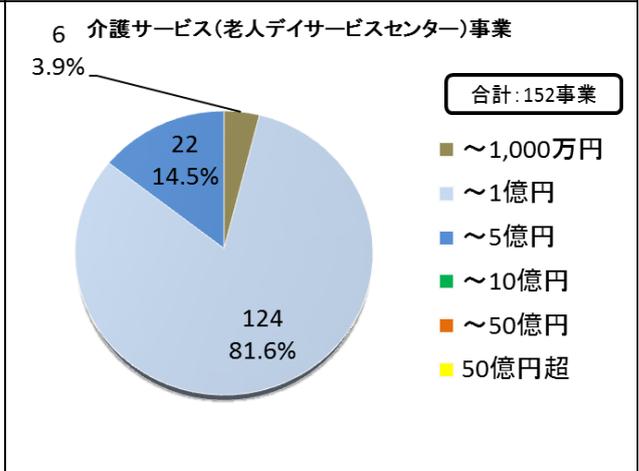
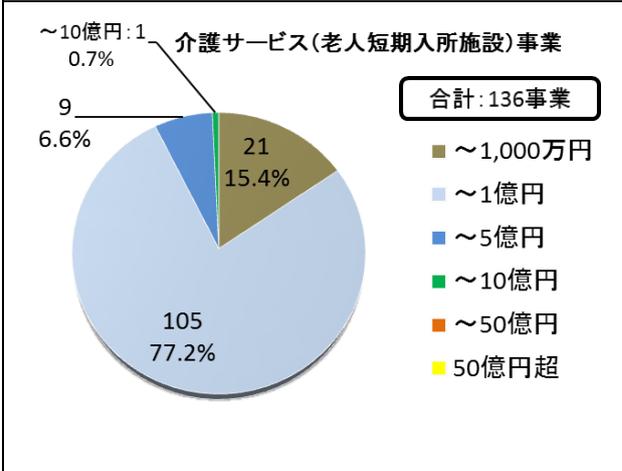
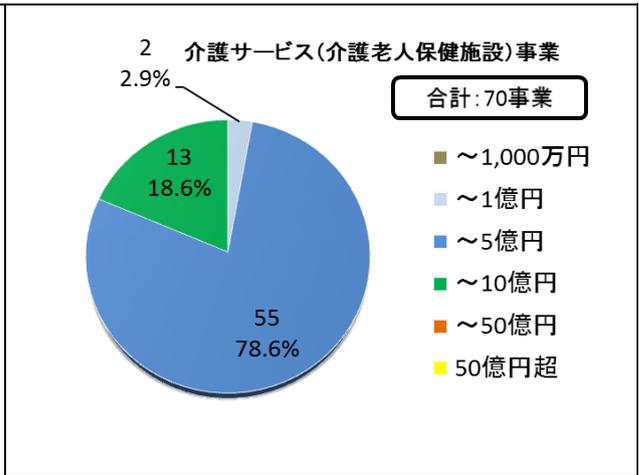
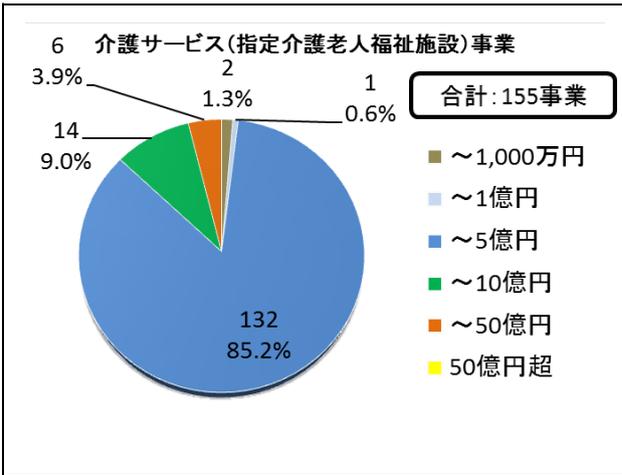
介護サービス事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、小規模事業の取扱いに留意する必要がある。平成23年度決算において事業規模1億円未満の事業は358事業（全体の58.5%）、事業規模1千万円未満の事業は37事業（全体の6.0%）となっている^{※10}（図22参照）。

なお、1つの施設において介護サービス事業と一般会計等による福祉業務を一体的に行っている場合もある。

図 22



¹⁰ 全940事業のうち、指定管理者制度（利用料金制）を導入していることにより平成23年度中に営業収益が生じていない328事業は、集計から除外している。



⑬その他事業

地財法第5条に規定する公営企業のうち、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないものが存在する。このうち、公共下水道以外の下水道事業、有料道路事業、駐車場整備事業、介護サービス事業以外の事業が、「その他事業」とされている。

「その他事業」について、それ自体法律上の定義はないが、墓園、産業廃棄物処理施設、ケーブルテレビ等の事業が含まれる。

その他事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とするにあたっては、これまで法適用事業のみが決算統計の調査対象とされ、対象事業についても、他事業に比べて個別の状況を把握できていない点に留意する必要がある。(公共下水道以外の下水道事業、有料道路事業、駐車場整備事業、介護サービス事業については、決算統計上独立した項目が設けられ、法適用・法非適用事業共にその状況について把握している。)

(2) 地方公共団体への意見調査結果

地公企法の財務規定等の適用範囲の拡大に関する検討の参考とするため、適用に係る課題や移行に要する期間・職員数、必要な支援策等について地方公共団体に対し意見調査を行った。その概要は以下のとおりである。

<調査対象> 公営企業決算状況調査の対象となる地方公営企業

<調査基準日> 平成 25 年 4 月 1 日

<調査実施時期> 平成 25 年 6 月～7 月

<回答数> 総回答数 8,383 事業

うち全部適用 2,236、財務適用 729、法非適用事業 5,418

うち都道府県・政令市 566、市区町村(人口 1 万人超)6,251、市区町村(人口 1 万人以下)1,566

※調査対象は平成 23 年度公営企業決算状況調査の調査対象となった事業(8,754 事業)であり、同調査後に新たに事業を開始したものは調査対象とし、事業廃止したものは調査対象外としている。

※都道府県又は政令市が加入する一部事務組合等については「都道府県・政令市」に、その他については「市区町村(人口 1 万人超)」に含めている。

<調査結果の概要>

①財務規定等適用に係る課題（その1）

・質問内容

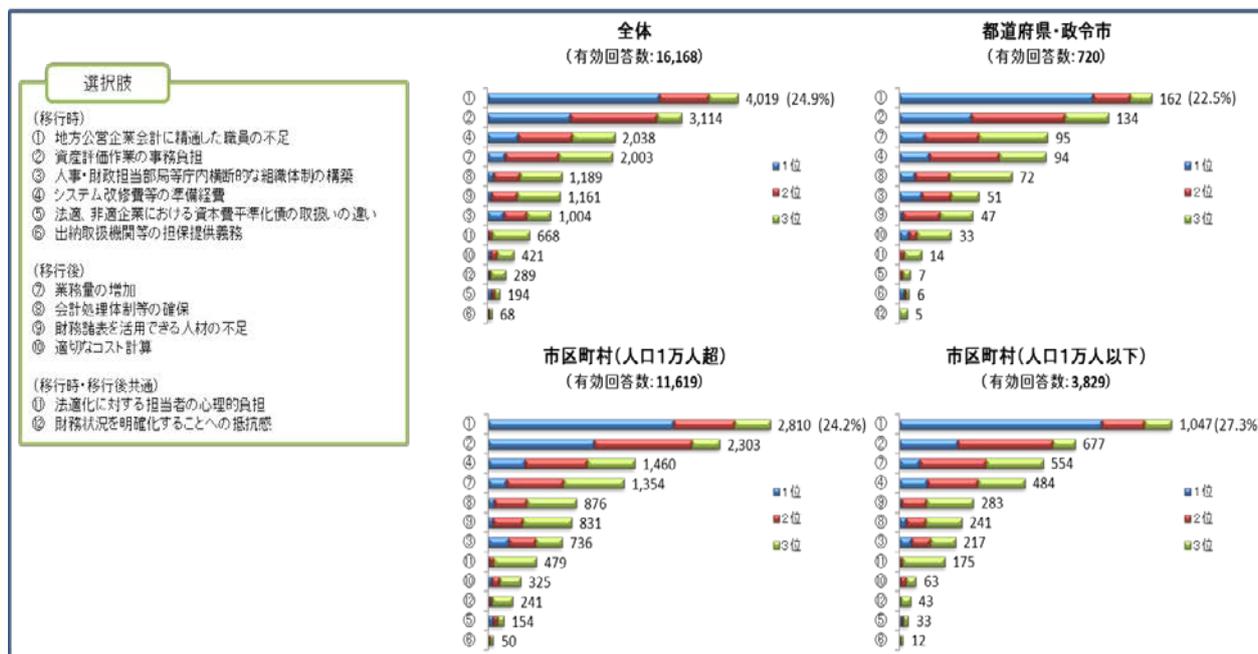
法非適用事業に財務規定等を適用することに関し、重要な課題と考えるもの（12個の選択肢のうち重要なものから順に3個まで複数回答）。

・調査結果のポイント

団体規模、事業の種類に関わらず、「(移行時) ①地方公営企業会計に精通した職員の不足」との回答が最多であり、次いで「(移行時) ②資産評価作業の事務負担」が多数となった。①及び②の回答で、総回答数の4割強を占める状況であった。また、特に、小規模な団体ほど、「①」の割合が多くなる傾向が見られた。これらのことから、各事業においては、移行時における人的資源の確保が重要な課題として認識されているものと考えられる。

一方で、「(移行時) ⑤法適、非適企業における資本費平準化債の取扱いの違い」や「(移行時) ⑥出納取扱機関等の担保提供義務」を重要な課題として考えている事業はわずかであるという結果となったが、各事業においては、これらについてそもそも課題として認識されていない可能性もあると考えられる。

図 23



②財務規定等適用に係る課題（その2）

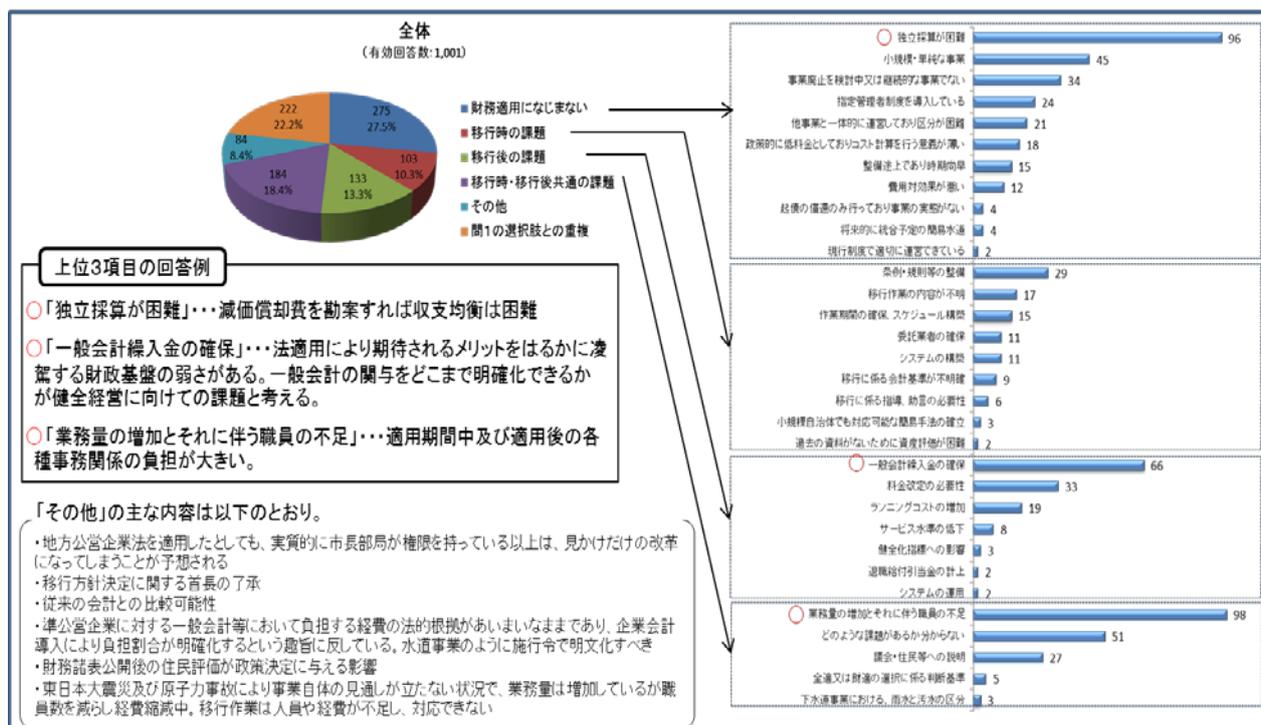
・質問内容

法非適用事業に財務規定等を適用することに関し、前項の選択肢に掲げるもの以外で重要な課題と考えるもの（自由記載）。

・調査結果のポイント

「独立採算が困難」、「小規模・単独事業」であることなど、当該事業への財務適用はなじまないとする回答が約3割あった。また、前項の選択肢では、職員不足について専ら移行時の課題としているが、移行後においても課題として挙げている事業が多数あった。さらに、財政基盤の弱さや一般会計との負担区分が不明確であることを背景に、「一般会計繰入金金の確保」も課題として挙げられている。

図 24



③財務規定等適用への移行に要する期間（想定）

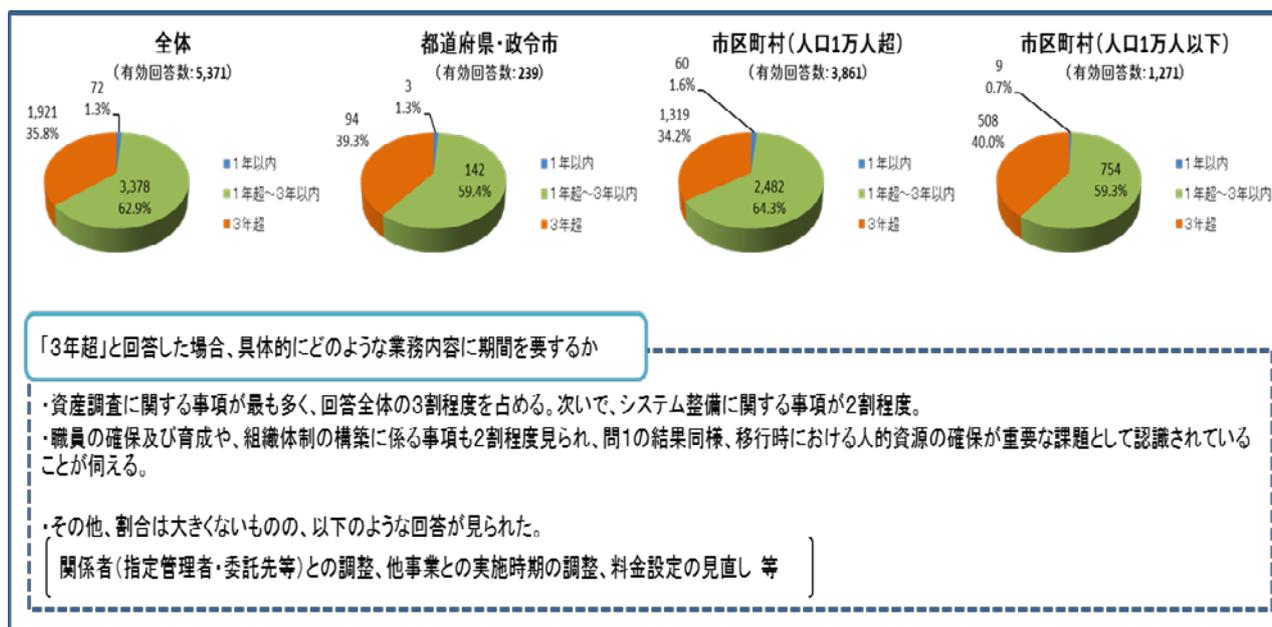
・ 質問内容

法非適用事業に財務規定等を適用することに関し、その移行準備等に必要と考えられる期間。

・ 調査結果のポイント

「1年超～3年以内」を要するとの回答が大半であり、「3年超」を要するとの回答も4割近く見られた。団体規模別では、人口1万人以下の市区町村で「3年超」が最も多い結果となった。

図 25



④全部適用又は財務規定等適用への移行に要した期間（実績）

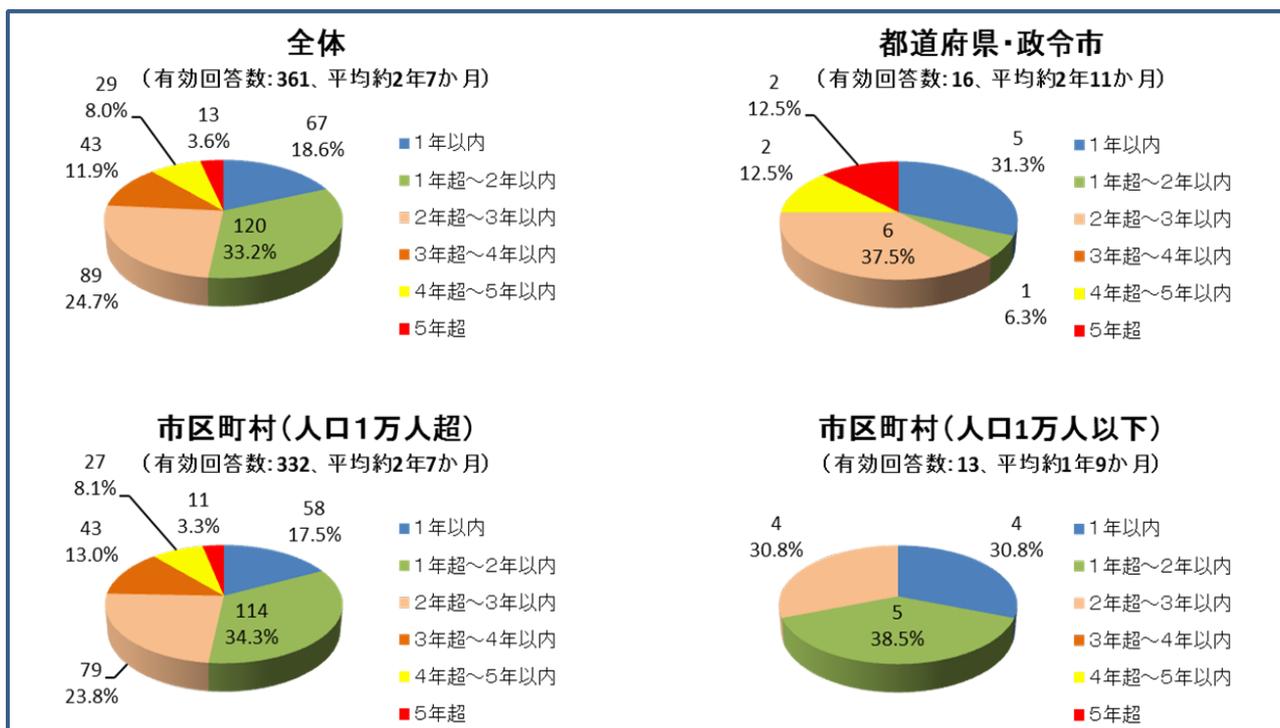
・ 質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した期間。

・ 調査結果のポイント

移行作業全体の平均期間は約2年7か月、作業別の平均では、準備体制の検討等の基礎調査に約1年、資産調査に約2年、条例の改正等の移行事務に約1年5か月、システム整備に約1年5か月という結果であった（期間の重複あり）。なお、取りまとめに際しては、直近10年以内の事例を集計した。

図 26



⑤全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数（実績）

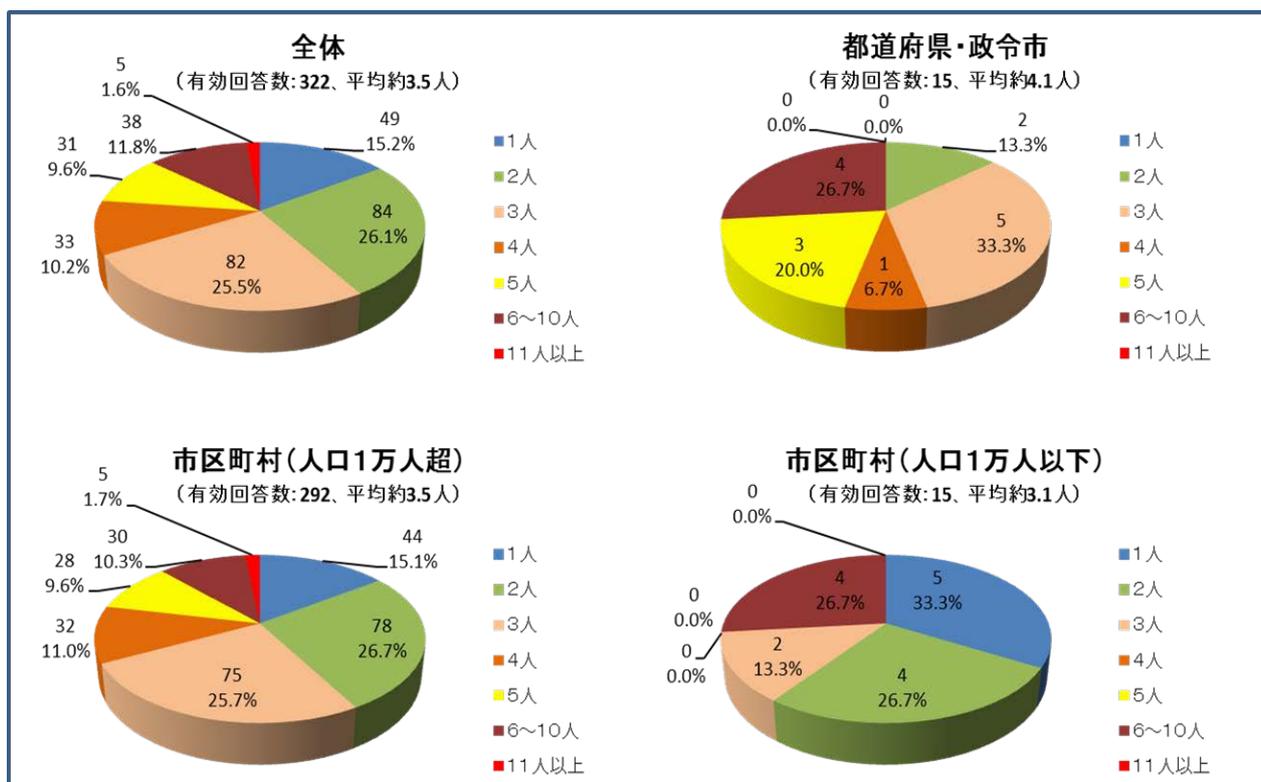
・ 質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数。

・ 調査結果のポイント

移行に要した職員数の全体平均は約3.5人であった。また、団体規模が大きいほど、移行に要した職員数が多い状況であった。なお、人口1万人以下の市区町村であっても、平均約3.1人という結果であった。なお、取りまとめに際しては、直近10年以内の事例を集計した。

図 27



⑥財務規定等適用に関して必要な支援策

・ 質問内容

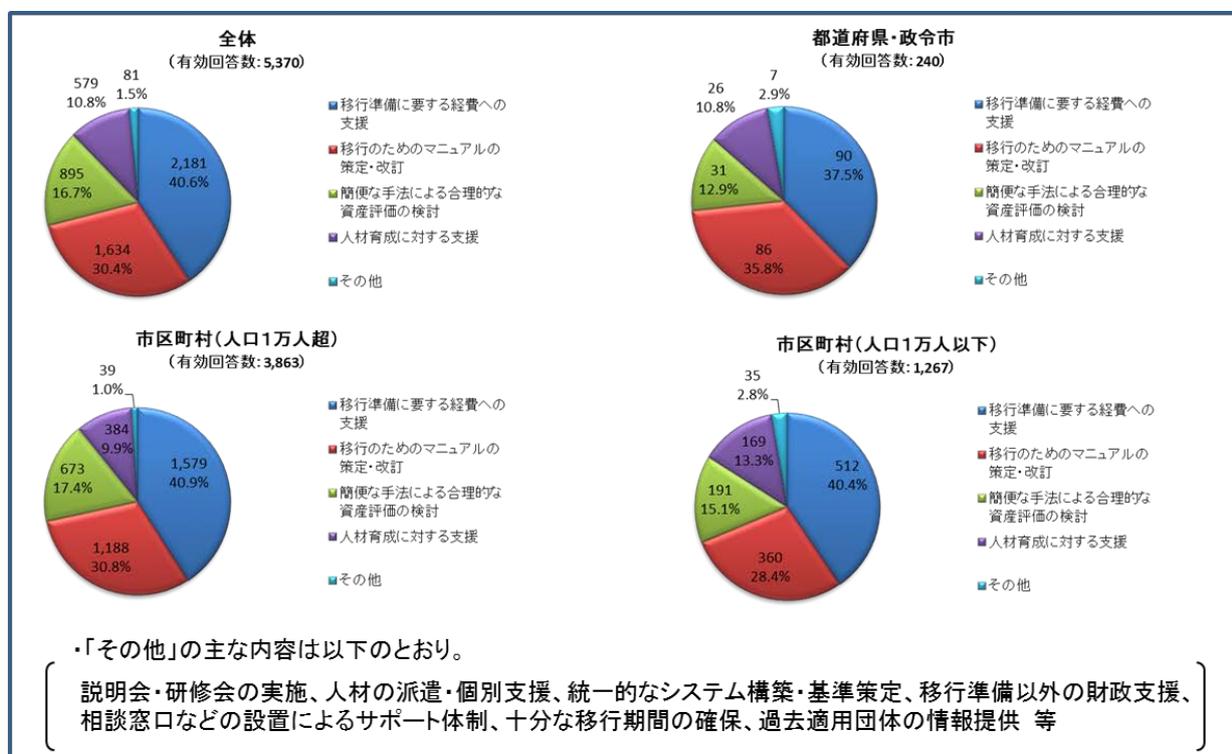
法非適用事業に財務規定等を適用することに関し、移行作業に対する支援策として必要と考えられるもの（5個の選択肢のうち重要なものから順に複数回答）。

・ 調査結果のポイント

全体、団体規模別のいずれも「移行準備に要する経費への支援」が最多で、続いて「移行のためのマニュアルの策定・改訂」が必要な支援策として挙げられた。

なお、人口1万人以下の市区町村では、「人材育成に対する支援」が13.3%となっており、他の区分よりも多い状況であった。なお、取りまとめに際しては、各事業の回答で1位とされたものを集計した。

図 28



⑦財務規定等適用によるメリットの活用

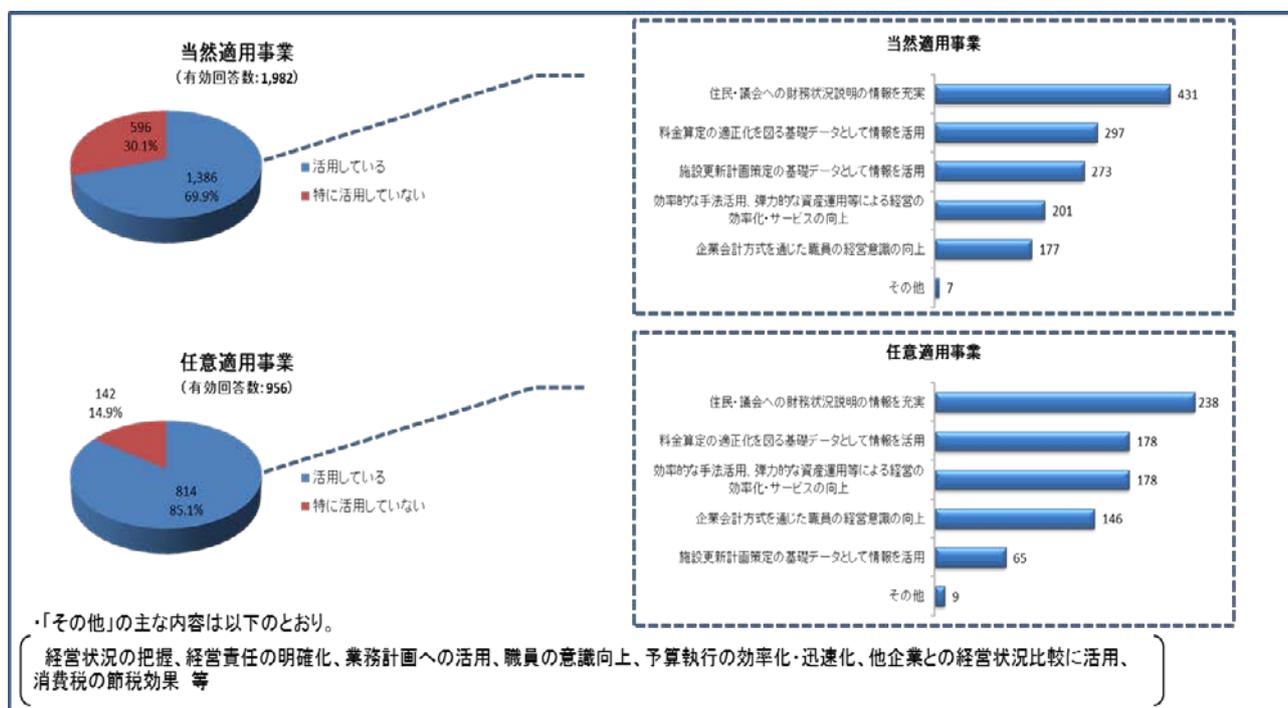
・ 質問内容

当然又は任意適用事業に関して、財務規定等適用によるメリットの活用方法について重要と考えるもの（7個の選択肢のうち重要なものから順に3個まで複数回答）。

・ 調査結果のポイント

当然適用事業、任意適用事業とも、大半の事業において財務規定等適用のメリットを活用しているが、特に活用していない事業も、各々約30%、約15%に上った。活用方法として重要と考えられているものは、「住民・議会への財務状況説明の情報を充実」が最多であった。また、「料金算定の適正化や施設更新計画の基礎データとして情報を活用」するとの回答も目立った。なお、取りまとめに際しては、各事業の回答で1位とされたものを集計した。

図 29



⑧全部適用又は財務規定等の適用を廃止した理由

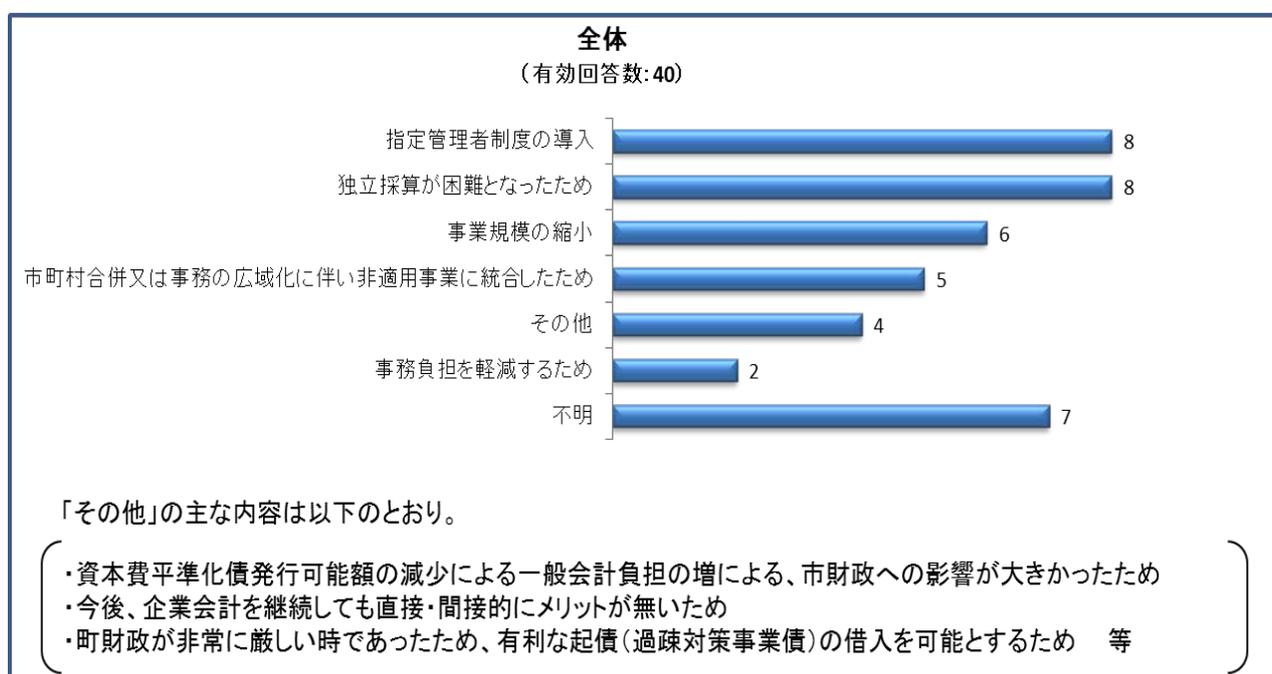
・質問内容

過去、任意に全部適用又は財務規定等を適用していたが、現在は適用を廃止している場合、その理由（自由記載）。

・調査結果のポイント

有効回答数は40事業であり、法適用を廃止して非適用事業に移行したものは少数であった。法適用廃止の理由としては、「指定管理者制度の導入」、「独立採算が困難となったため」、「事業規模の縮小」等が見られた。

図 30



4. 財務規定等の適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

各事業の現状、地方公共団体や関係省庁等の意見等をふまえ、地公企法の財務規定等の適用範囲の拡大にあたっての課題と対応を整理すると以下のとおり。

(1) 移行体制に係る支援の強化

①課題の整理

以下の点を踏まえ、移行事務や移行体制に係る支援を検討する必要があるのではないか。

- ・ 移行時・移行後双方とも、人的支援・サポートが必要（特に小規模町村については職員が兼任・少人数であることを踏まえ配慮が必要）であること。
- ・ 会計経理事務全般に係る知識に加え、移行時特有の固定資産をはじめとする会計情報の整備や会計規程の整備等に係る知識が必要であること。

また、移行事務や移行体制については以下のような意見もあった。

- ・ 法適用企業がない団体への支援を手厚くするなどの配慮が必要ではないか。

②検討

前項における課題の整理を踏まえ、法適用マニュアルの整備（既存：移行事務）、経営アドバイザー派遣事業の強化（既存：移行時・移行後共通）、都道府県・法適用団体と連携した取組み（新規：移行時・移行後共通）の3点について検討を行った。

・ 検討1 法適用マニュアル

下水道事業・簡易水道事業については、総務省（自治省）が作成した「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル（昭和63年自治省）」、「簡易水道法適化マニュアル（平成14年総務省）」が存在するが、いずれも作成されてから相当程度年数が経過しているため、昨今の地公企法の改正等を反映していない。また、法適用の推進において重要な要素となる固定資産をはじめとする会計情報の整備について、特段の考え方を示していない状況である。

・ 検討2 経営アドバイザー派遣

現在、地方公営企業の経営効率化等の観点から、アドバイザーを派遣して助言を行ってきており、法適用についても支援を行っているものの、その派遣実績は年間10件程度にとどまっている。

・ 検討3 都道府県・法適用団体と連携した移行体制構築

法適用企業がない団体については法適用のノウハウがないことが課題であり、このことについては、地方公共団体からも支援を求める意見が多いことから、一定の支援を検討する必要がある。

③対応策の方向性

・対応策1 法適用マニュアルの整備

資産評価の方法を示すことを中心とした、法適用のマニュアルを整備する必要があり、整理手法についてどのレベルまで要求するかについても含め、平成26年4月以降速やかに検討する必要がある。

・対応策2 経営アドバイザー派遣事業の強化

今後、法適用を一層推進していくためには、事業の充実強化を図る必要がある。このため、必要な予算・アドバイザーの確保を行い、法適用について一層支援する体制を整えていくことが重要である。

図31

【現在の経営アドバイザー派遣事業のスキーム】



・対応策3 都道府県・法適用団体と連携した移行体制構築

具体的な手法については、今後、地方公共団体へのヒアリング等を通じ、更に検討する必要があるものの、都道府県が調整役となり移行を支援する体制構築が有効である。

<支援体制のイメージ>

○支援の実施主体

- ・法適用マニュアルの作成、経営アドバイザーの派遣など国（総務省）が主体となって行う支援のほか、人的な支援については、対象となる企業（団体）が多数にわたること、地域に密着した支援が必要であることなどから、都道府県が調整役となる方式が妥当。

図32

- ・想定される支援内容を踏まえると、都道府県の市町村担当課を中心に、法適用済団体の職員、地方公営企業に知見を有する外部有識者も含む体制を整備する必要がある。併せて、関係省庁との連携・協力のもと、都道府県の企業局等の地方公営企業担当部局、簡水・

<都道府県における法適事業実施状況(H23)>

区 分		事業数
都 道 府 県 合 計		202
主 な も の	上 水 道 事 業	26
	簡 易 水 道 事 業	1
	工 業 用 水 道 事 業	40
	電 気 事 業	25
	病 院 事 業	46
	下 水 道 事 業	6

下水の事業担当部局も一定の役割を担い、地方公営企業制度、各事業の両面からサポートを行うべき。(仮称:「法適用支援チーム」)。

- ・また、都道府県単位での共同の研修・移行作業を行うことにより、効率的な進捗管理が可能となるのではないかと。(具体的には、年4回程度の勉強会をしながら、貸借対照表作成に係る基礎資料を地方公共団体で整理し、仕上げ・監修等を共同で委託するなど。)

○具体的な任務(支援内容)

- ・会計知識や会計実務に係る研修・講習の実施
- ・移行時や移行後の各種作業の共同化(共同実施、一括発注、共同調達、会計システム共同化等)や職員の派遣研修など

図 33

<支援チームの役割分担イメージ>

区 分		全般的事項(会計関係)	個別的事項(移行作業等)
都 道 府 県	事業担当部局	全体調整、派遣研修調整、派遣研修受入れ、会計システム共同化	全体調整、一括発注等、事業ごとの調整、派遣研修受入れ
	企業担当部局		
	市町村担当課		
法 適 化 済 団 体		研修(会計実務(予算編成、開始貸借対照表作成、企業会計の実務等))、派遣研修受入れ	派遣研修受入れ、事例報告、作業助言全般、例規整備協力
外 部 有 識 者		研修(会計総論)、会計実務照会対応(ヘルプデスク)	作業監修

○支援の実施期間

- ・移行準備開始初年度から当分の間(移行後の支援も行うため)

図 34

区 分	移 行 期 間	移 行 後
会 計 関 係	研修(会計総論)、財務諸表整備等	研修(会計実務(打ちきり決算、本決算調製、監査対応等))、照会対応(ヘルプデスク)
移 行 作 業 等	資産評価支援、一括発注等	—

○国等の支援

- ・各都道府県において統一的な支援が円滑になされるよう、以下のような支援が必要である。

例) 各種情報の共有化(研修資料等)、法適用マニュアルの作成、会計システム共同化の検討など

○都道府県・法適用済団体の所要経費に対する財源措置

- ・所要経費に対し何らかの財源措置を講じる必要がある。

例) 研修会開催経費、外部有識者謝金、派遣受入れに係る経費など

(2) 財政的支援の強化

①課題の整理

以下の点を踏まえ、財政的支援を検討する必要があるのではないか。

- ・職員数が少ない事業については特に外部委託経費（固定資産情報をはじめとする会計情報の整備、会計システムに関する委託等）が必要となること。
- ・発注が集中することにより委託価格が高騰する可能性があること。

また、財政的支援については以下のような意見もあった。

- ・義務的に法適用する場合には手厚い支援（費用の半分は交付税で措置するなど）が必要ではないか。
- ・早期に法適用する団体に対し金銭的メリットを設けることもありえるのではないか。

②検討

・移行に必要となる経費

移行の際には、基礎調査に基づく財務規定等の適用に向けた基本計画の策定、固定資産をはじめとする会計情報の整備、規程整備や予算編成をはじめとする移行関係事務、移行後の会計処理を行うシステム構築等が必要となる。その際に必要となる経費として、固定資産をはじめとする会計情報整備に係る経費、資産台帳の作成経費、システムの構築経費、条例・規則等の整備に係る経費、システムの構築に係る経費等が挙げられる。

・移行にかかる費用の実態

簡易水道事業、下水道事業の法適用移行に係る委託費用を推計すると全国で360億円程度が必要になると推測される。（簡易水道事業：約90億円、下水道事業：約270億円）

【参考：法適用に要する委託経費の実績（下水道事業）】

図 35

人口区分	平均委託費用(千円)※	回答数	(参考)非適用事業数
30万以上	103,609	22	114
10万以上30万未満	43,258	36	338
5万以上10万未満	20,307	29	547
3万以上5万未満	19,103	24	473
1万以上3万未満	10,999	28	830
1万未満	7,702	5	694
平均	36,323	144	(合計)2,996

※ 地方公共団体への意見調査の回答における法適用に要する委託経費をもとに、平成15～24年度に法適用した事業の平均委託費用を算定。

・任意適用に係る現行の財政措置

現在、簡易水道事業、下水道事業における任意適用に関し、地公企法適用の準備に要する経費の一部について、特別交付税措置を講じている。

図 36

(簡易水道:H12～)

- 地方公営企業法の適用及び簡易水道事業を統合するために要する経費の一部として総務大臣が調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額の2分の1とする。

(下水道:H11～)

- 地方公営企業法の適用に要する経費(資産評価に要する経費、システムや電算の導入に要する経費、資産台帳の作成経費、条例・規則等の整備に要する経費等)のうち、総務大臣が調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に、次に掲げる乗率を乗じて得た額。

財政力指数	乗 率
0.8以上	0.5
0.6以上～0.8未満	0.7
0.5以上～0.6未満	0.9
0.5未満	1.0

③対応策の方向性

法適用移行に際しどの程度の費用が必要となるかを精査し、財政支援のあり方を検討すべきである。その際、以下の点に配慮する必要がある。

- ・ 移行期間内での緊急的・短期的な対応を要すること、地方公営企業が経営健全化を進めていること等から、法適用に係る経費について直ちに料金に反映させることは困難である。
- ・ 一律に財務規定等の適用範囲を拡大する場合、事業規模にかかわらず、移行時及び移行後には一定の固定費用がかかる可能性があることから、特に小規模事業への配慮は必要である。
- ・ 法適用は、中長期的な経営健全化につながる取組みであるため、起債など、必要経費について複数年度で負担できるような仕組みを検討することは有益である。

(3) 固定資産をはじめとする会計情報の整備

財務規定等の適用は、官庁会計から企業会計への会計手法の変更であることから、法適用時の固定資産をはじめとする会計情報の整備はもとより、適用後の地方公営企業の経営を行う基礎となる予算編成を的確に行うことが重要である。また、地公企法の改正に伴い、固定資産をはじめとする会計情報の整備にあたっては、改正後の地方公営企業会計制度（新地方公営企業会計制度）に準拠する点に留意が必要である。

○固定資産情報の整備手法について

①課題の整理

固定資産情報の整備手法については、「標準的な整備手法」と「簡易的な整備手法」とが存在する。

「標準的な整備手法」を基本とすべきとの考え方としては、

- ・アセットマネジメントの観点から、実物資産との整合性が確保された固定資産台帳とすべきであること。
- ・料金原価である減価償却費の適正性を確保するために精度の高い固定資産台帳とすべきであること。

一方、「簡易的な整備手法」も許容すべきであるとの考え方としては、

- ・精度に幅をもたせ、固定資産台帳の整備を優先すべきであること。
 - ・簡易的な整備手法であっても、貸借対照表・損益計算書の作成は可能であること。
- 等が挙げられる。

こうした点を踏まえ、固定資産情報の整備手法を検討する必要があるのではないか。

②検討

「標準的な整備手法」と「簡易的な整備手法」について固定資産の計上単位、異動処理などの対応、減価償却費の精度、作業の難易度等を比較すると以下のとおりとなる。

図 37

	標準的な整備手法	簡易的な整備手法
固定資産の計上単位	年度別工事一覧をもとに、1工事を1資産として整理(不明資産の評価方法は、物量による按分方法があるか。)	年度ごとの資産区分に括り1資産計上
異動処理などの対応(除却など)	比較的簡単に除却資産の特定が行える。	除却資産の特定が難しい。(除却資産の特定ができなくても会計処理は可能ではないかとの見解もある。)
減価償却費の精度	いずれの方法によっても工事年度の工事総額が変わるわけではないため、通算すれば費用に計上される金額は同額であるが、固定資産の計上単位の違いにより各年度の減価償却費は異なる。 資産の括りが実態とある程度一致する考え方であるため、特に問題はない。	資産の括りが大きいいため、実態とそぐわない。そのため、経理上の資産と実体資産が乖離していくことが考えられる。(経済的耐用年数と法定耐用年数の乖離が、資産管理に与える影響はそれほど大きくないとの見解もある。)
作業の難易度	資産が多様多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。	工事台帳や設計書程度の資料を基に作業を行うので特に専門的な知識は必要としない。
作業期間	やや長期(1~2年)	短期間(約1年)
新規資産の登録などの運用	やや簡単	簡単

固定資産情報の資産整備手法に関して、「標準的な整備手法」を原則としつつも、一定の場合に「簡易的な整備手法」を認めることができるかどうか、アセットマネジメントへの活用との関係等について、以下の論点がある。

- ・両手法において、固定資産情報の整備にかかる時間、経費等の違いはどの程度か。
- ・資産管理、中長期的な更新費用の把握や実際の更新計画の策定等のアセットマネジメントを行うために、固定資産台帳をどの程度活用できるか。
- ・アセットマネジメントに固定資産台帳の活用を可能とするためには、どの程度の情報を整備する必要があるか。
- ・固定資産情報の整備を促進するために簡易的な資産整備手法を許容できる場合、どの程度の簡易さであれば認められるか。(会計的・監査的に許容される簡易さはどの程度か。固定資産台帳を基に算定される減価償却費は料金算定根拠となるものであるが、資産計上単位を工事単位とすれば十分に許容できるのではないか。)
- ・財務諸表作成目的のための固定資産台帳とアセットマネジメントに役立つ施設台帳を分けて整備する事例が少なくないが、資産更新等を実施した場合の情報登録や除去等の作業を見据えた場合、両システムを別々に整備して連携するのか、一元化して整備するのか、いずれが経済的・効率的か。
- ・新地方公営企業会計制度においては、帳簿価額の整備に加え、その財源情報の整備も必要である。
- ・整備事業実施段階から固定資産台帳を整備することは可能であり、移行作業をスムーズにするため、固定資産情報の整備手法を早期に提示する必要がある。

③対応策の方向性

固定資産情報の整備・台帳整備には、一定程度の費用や手間がかかることが想定されることを前提に、上記の論点等を踏まえ整備手法を検討し、(1)の法適用マニュアルなどでその手順を示す必要がある。

○その他の会計情報の整備について

新地方公営企業会計制度においては、固定資産情報以外にも、各種引当金の計上や一般会計等との負担区分に基づく金額把握など、地方公営企業の経営にあたり極めて重要な情報整備も求めている。これらについても、(1)の法適用マニュアルなどでその考え方や情報の整備手法を解説する必要がある。

(4) 十分な移行期間の確保

①課題の整理

以下の点を踏まえ、移行期間を検討する必要があるのではないか。

- ・標準処理手法による資産調査には3年程度の期間を要すること。(特に流域下水道については資産毎の財源配賦が複雑なものとなっているため、十分な準備期間が必要。)
- ・資産調査の受託事業者数に制限があること等から一定の準備期間が必要であると考えられること。
- ・移行に関する標準手法が確立すれば、新たな受託事業者の参入が考えられること。

②検討

<地方公共団体への意見調査結果>

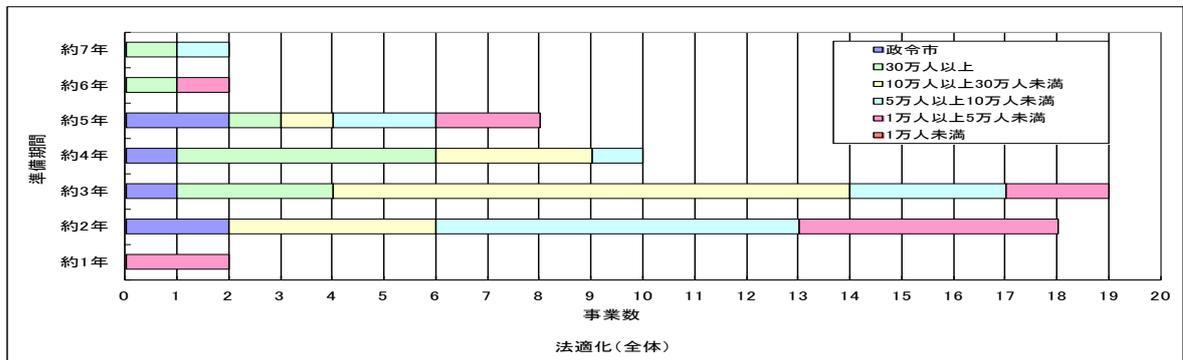
地方公共団体への意見調査結果(移行準備等に必要と考えられる期間を問うたもの)では、移行準備に必要と考えられる期間(想定)については、全体の6割が1年超～3年以内、4割近くが3年超となっている。(3.(2)地方公共団体への意見調査結果③を参照。)

また、移行に要した期間(実績)については、移行作業全体の平均期間は約2年7か月となっており、5年超との回答もある。(3.(2)地方公共団体への意見調査結果④を参照。)

<日本下水道協会アンケート結果>

なお、日本下水道協会のアンケート結果では、最も回答が多かったのが3年、最長で7年となっている。

図 38



※既適用事業者への移行に要した期間に関するアンケート(下水道法に基づく下水道事業を対象)

<受託事業者への聞き取り>

複数の事業者への聞き取りによると、公共下水道の資産調査において対応が可能となる件数は以下のとおりだが、回答にバラツキがあるため、今後さらなる調査が必要。

事業者A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社は3年間で40件程度の委託調査に対応することが可能。 ・ また、大手15社程度は、それぞれ3年間で30件程度の委託調査に対応することが可能ではないか。
事業者B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間で5～6件程度の委託調査に対応することが可能。

※事業者A・Bを含む大手事業者（資産調査・移行支援・システム導入実績あり）は15社。なお、これ以外に資産調査実績を有する事業者は12社あるが、一社当たりの対応可能件数は少ないと思われる。

③対応の方向性

下水道事業についてみると、これまでの個々の地方公共団体における法適用に係る移行期間の実績は、平均的には3年程度、最長で7年程度となっており、作業には一定の準備期間が必要であること、また、新たな事業者の参入が限定され、下水道事業の特性を理解している受託事業者の数が限られている場合には、短期間での対応件数には限界があること（あるいは委託料が高騰する可能性があること）を踏まえて、移行期間を設定する必要があるのではないかと考えられる。なお、これらのことは、他の各事業においても共通する課題と考えられる。

※補論：流域下水道について

○検討

- ・ 公共下水道について、処理区域内人口約10万人の団体の平均管渠延長は約400km。
- ・ 事業者聞き取りによると、管渠400kmの公共下水道事業について、資産調査には職員4人で2年程度必要。
- ・ 流域下水道については、複数の流域を有し、大規模な処理場を持つため、公共下水道の数倍の業務量が発生（受託事業者聞き取り）。
- ・ 現在非適事業である流域下水道については、1事業あたり平均管渠延長159km、平均処理場数4ヶ所。 ※参考：大阪府（最大） 管渠：547km、処理場：13

図 39

(例) 埼玉県 (流域)・さいたま市 (公共) の法適用に係る現状について (事業者聞き取り)

	さいたま市 (公共)	埼玉県 (流域)
管渠延長	2,690 km	438 km
処理場	1ヶ所	9ヶ所
資産額 (固定資産)	3,581億円	5,858億円
委託料 (資産調査分)	193百万円	148百万円 (85百万円)
配置人数	12人	8人
作業期間	2年	2年

○対応の方向性

流域下水道の法適用については、公共下水道と比べて、1事業あたりの移行に係る業務量が大きくなる可能性があることを踏まえて、移行期間を検討することが必要ではないか。

(5) 小規模事業・小規模団体への対応

小規模事業・団体への財務規定等の適用範囲の拡大については、負担や実施可能性等を踏まえて、特に検討を行う必要がある。その際、主立った事業の実態に即して検討することが有益と考えられることから、簡易水道事業・下水道事業を対象に課題と対応の整理を行うと以下のとおりである。

○簡易水道事業・下水道事業に共通する課題

- ・都道府県や政令市など一定以上の団体について財務規定の適用を先行させ、中小団体はそのあとに円滑に移行することについての検討が必要と考えられること。ただし、人口減少に伴う収入減は小規模団体ほど顕著に現れることが想定され、移行期間が長くなるほどその間に経営状況を悪化させる可能性があることに留意が必要。
- ・原則財務適用としても、企業性を発揮することが困難で規模が小さい場合などは、非適用とすることもあり得ること。(売上が少なくても資産が多い事業については、起債発行額の対標準財政規模の割合等を設定すべきか。)
- ・小規模団体が地方公営企業を住民サービス全体の中に位置付けている場合、企業会計による経営になじまない可能性があること。
- ・法適用により厳しい経営状況が明らかとなる小規模事業者があることに対し、多様な広域化や官民連携等の経営改善施策を国が提示するなど、事業の健全化を促す対策が法適用範囲の拡大と並行して必要と考えられること。

○簡易水道事業

①課題の整理

小規模事業を法適用するにあたっては以下の点を踏まえ、規模による特例措置、人的・財政的支援、移行期間の確保等を検討する必要があるのではないか。

- ・同じ簡易水道事業でも規模の差が大きいこと。
- ・現在法適用されていない簡易水道事業（非適簡水）は小規模事業が多く、非適簡水で上水道未実施の団体は職員が少数でノウハウもないこと。

②検討

上記の課題を踏まえて、簡易水道事業における小規模事業・小規模団体への対応について、〈視点1 職員数の状況〉、〈視点2 上水道事業との比較〉、〈視点3 水道事業の実施団体の状況〉の観点から検討を行った。

〈視点1 職員数の状況〉

○地方公共団体への意見調査結果

- ・地方公共団体への意見調査結果では移行に要した職員数の全体平均は3.5人。
- ・地方公共団体の規模が大きくなるにしたがって、移行に要した職員数も多くなる傾向は見られるが、地方公共団体の規模の違いによる影響は小さく、人口1万人以下の市町村であっても、移行に要した職員数の平均は3.1人となっている。（3.（2）地方公共団体への意見調査結果の⑤参照。）

○規模別職員数の状況

簡易水道事業全体の職員数は、0人又は1人の事業が全体の半数を占めており、このうち9割は、現在給水人口が5,000人未満の事業に集中している状況。

図 40

【簡易水道事業における職員数の状況（平成23年度）】

現在給水人口(人)	0人	1人	2人	3人	4人	5~9人	10~19人	20人以上	合計
0 ~ 1,000人未満	98	47	6	1	0	0	0	0	152
1,000 ~ 2,000人未満	26	57	19	3	0	3	0	0	108
2,000 ~ 3,000人未満	10	48	31	6	5	1	0	0	101
3,000 ~ 4,000人未満	11	37	26	20	5	1	0	0	100
4,000 ~ 5,000人未満	3	20	21	18	6	3	0	0	71
5,000 ~ 7,000人未満	8	12	18	21	13	13	0	0	85
7,000 ~ 10,000人未満	1	7	20	11	15	19	1	0	74
10,000 ~	4	3	7	5	6	41	21	2	89
合計	161	231	148	85	50	81	22	2	780

357(45.8%)~392の約9割

392(50.3%)

※参考：職員数2人以下の市町村上水道事業 92事業

視

<視点2 上水道事業との比較>

- ・ 上水道事業は、昭和27年の地方公営企業法施行後、段階的に適用範囲を拡大し、現在はすべての事業が法適用事業（全部適用）。
- ・ 一方、簡易水道事業は、法非適用事業となっており、法の任意適用も3%程度の水準にとどまっている状況。
- ・ 水道法においては、簡易水道事業は「給水人口が5,000人以下」の「水道事業」と規定されており、各種規制等についても、一部の例外を除き原則的に上水道事業と同様の取扱いとされている。

図41

【上水道事業の法適用範囲の拡大の経緯】

	改正後の基準	施行日	経過措置
昭和27年法制定時 (昭和27年8月1日公布)	職員数50人以上の事業に全適	昭和27年10月1日 (財務関係規定は昭和28年1月1日)	なし
昭和35年法改正時 (昭和35年4月30日公布)	職員数20人以上の事業に財適	昭和36年4月1日	なし
昭和41年法改正時 (昭和41年7月5日公布)	全ての事業に全適	昭和42年4月1日	20人未満の事業を営むる団体で、条例で定めた場合には、昭和43年3月31日までは適用しないことができる。

※簡易水道事業は、昭和32年以降、特別会計設置義務あり。

<視点3 水道事業の実施団体の状況>

- ・ 簡易水道事業を実施している団体のうち、約55%は既に法適用している水道事業も実施。
- ・ このうち、大規模な簡易水道事業の実施団体については、水道事業を実施している割合が高い一方で、小規模なものについては割合が低い状況。

図42

【簡易水道事業実施団体における上水道事業の実施状況（平成23年度）】

	人以上	人未満	事業数	内訳			
				上水道実施		上水道未実施	
				割合		割合	
現在給水人口	0 ~	1,000	152	102	67.1%	50	32.9%
	1,000 ~	2,000	108	56	51.9%	52	48.1%
	2,000 ~	3,000	101	38	37.6%	63	62.4%
	3,000 ~	4,000	100	45	45.0%	55	55.0%
	4,000 ~	5,000	71	26	36.6%	45	63.4%
	5,000 ~	7,000	85	45	52.9%	40	47.1%
	7,000 ~	10,000	74	43	58.1%	31	41.9%
	10,000 ~		89	75	84.3%	14	15.7%
	合計		780	430	55.1%	350	44.9%

③対応の方向性

<各視点への対応の方向性>

○視点1 職員数の状況への対応

法適用の移行に要する職員数は団体の規模による違いが少ない一方で、事業の規模により職員数の違いが大きくなっていることから、小規模事業であるほど移行にかかる負担は大きくなることを踏まえる必要があるのではないか。

○視点2 上水道事業との比較

- ・上水道事業、簡易水道事業ともに、水の供給という意味でサービス内容は同一であり、今後とも事業の持続性を確保していく必要性は同様。
- ・上水道事業全部が法適用対象され既に約50年経過していることも踏まえると、水道事業の一種である簡易水道事業についても法適用を進めていく必要があるのではないか。また、上水道が段階的に法適用を行ってきていることを踏まえる必要があるのではないか。

○視点3 水道事業の実施団体の状況

上水道事業の実施団体は、地方公営企業会計のノウハウを蓄積していると考えられ、移行にあたってその活用が期待されるが、上水道事業を実施していない小規模事業はそのノウハウ自体が存在しない場合が多いと考えられるため、このような状況を十分に踏まえた支援策を検討する必要があるのではないか。

<簡易水道事業の対応の方向性>

上記を踏まえると、簡易水道事業は、規模の違いにより法適用の移行にかかる負担が大きく異なると考えられることから、段階的に法適用を進めていく必要があるのではないか。

○下水道事業

①課題の整理

小規模事業を法適用するにあたっては以下の点を踏まえ、規模による特例措置、人的・財政的支援、移行期間の確保等を検討する必要があるのではないか。

- ・農業集落排水事業は公共下水道と比べると非常に小規模（1地区あたりの処理人口は平均約700人）であり、公共下水道事業を実施していない小規模事業では職員確保等が困難な面があること。
- ・林業集落排水事業は奥地で実施され、小規模であること。
- ・浄化槽事業は、事業開始からの年数が浅く当面は新規整備が中心（本格的な更新は

- もう少し先)であり、また現在地方公営企業としての体制が十分取れていないこと。
- ・浄化槽は個別に整備されるものであり、広域化等により管理する基数を増やした場合も、集約化による経営的なメリットが必ずしも期待できないこと。
 - ・浄化槽事業は小規模市町村が多くを占め、事業体制・予算規模が小さいため、法適用による経営合理化等のメリットよりも事務負担の増大によるデメリットが大きい場合があること。

②検討

上記の課題の整理を踏まえて、下水道事業における小規模事業・小規模団体への対応について、〈視点1 事業の熟度〉、〈視点2 職員数の状況〉、〈視点3 上水道事業との比較〉について検討を行った。

〈視点1 事業の熟度〉

○各事業の平均経過年数の状況（平成23年度）

下水道事業全体の平均経過年数は17.3年となっている。処理区域内人口別では、人口区分が大きくなるほど、経過年数は大きくなる傾向がある。また、事業別に見ると、公共・流域が他事業と比べて、経過年数が大きくなっている。

図43

処理区域内人口区分		公共	流域	農集	漁集	林集	特排	その他
0～	4,999	11.3	-	14.5	13.1	11.7	7.7	12.0
5,000～	9,999	15.6	-	19.2	22.3	-	10.3	15.0
10,000～	19,999	19.4	2.0	21.4	-	-	8.0	-
20,000～	29,999	23.4	-	25.3	-	-	-	-
30,000～	49,999	25.8	12.0	27.3	-	-	2.0	-
50,000～	99,999	31.0	21.0	-	-	-	-	-
100,000～	199,999	37.7	24.8	-	-	-	-	-
200,000～	299,999	46.7	26.2	-	-	-	-	-
300,000～	499,999	48.3	26.0	-	-	-	-	-
500,000～		55.3	33.9	-	-	-	-	-
平均		22.1	28.7	16.0	13.3	11.7	7.9	12.0

※公共には特環・特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

○各事業の経費回収率の状況（平成23年度）

下水道事業全体の経費回収率の平均は87.0%となっている。処理区域内人口別では、人口区分が大きくなるほど、経費回収率が高くなる傾向があり、事業別に見ると、公共が他事業に比べて経費回収率が高くなっている。

図 44

処理区域内人口区分	公共	流域	農集	漁集	林集	特排	その他
0 ～ 4,999	49.0%	-	46.3%	38.6%	29.0%	57.3%	47.5%
5,000 ～ 9,999	57.1%	-	49.9%	48.8%	-	64.2%	52.8%
10,000 ～ 19,999	62.6%	-	52.0%	-	-	69.6%	-
20,000 ～ 29,999	70.6%	-	66.9%	-	-	-	-
30,000 ～ 49,999	75.0%	-	49.1%	-	-	97.6%	-
50,000 ～ 99,999	82.9%	-	-	-	-	-	-
100,000 ～ 199,999	85.5%	-	-	-	-	-	-
200,000 ～ 299,999	92.1%	-	-	-	-	-	-
300,000 ～ 499,999	91.9%	-	-	-	-	-	-
500,000 ～	105.8%	-	-	-	-	-	-
平均	89.3%	-	50.1%	39.8%	29.0%	59.2%	47.9%

※公共には特環・特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

○各事業の任意適用の進捗状況（平成23年度）

下水道事業について、事業会計の任意適用の割合は11.1%となっている。

また、処理区域内人口別では、人口規模が大きくなるほど任意適用が進んでおり、事業別に見ると、公共が他事業と比べて大きくなっている。

図 45

処理区域内人口区分	公共	流域	農集	漁集	林集	特排	その他
0 ～ 4,999	2.6%	-	4.9%	5.4%	3.8%	7.3%	10.1%
5,000 ～ 9,999	10.1%	-	16.0%	0.0%	-	6.7%	0.0%
10,000 ～ 19,999	5.8%	0.0%	14.7%	-	-	0.0%	-
20,000 ～ 29,999	16.7%	-	21.4%	-	-	-	-
30,000 ～ 49,999	14.8%	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	-
50,000 ～ 99,999	26.5%	0.0%	-	-	-	-	-
100,000 ～ 199,999	28.3%	0.0%	-	-	-	-	-
200,000 ～ 299,999	54.3%	0.0%	-	-	-	-	-
300,000 ～ 499,999	61.8%	0.0%	-	-	-	-	-
500,000 ～	90.5%	17.4%	-	-	-	-	-
平均	15.0%	8.7%	7.6%	5.3%	3.8%	7.2%	10.1%

分のうち、一つでも法適用した事業があれば計上。公共には特環・特公を含み、その他には簡排、小排及び個排を1団体として計上。

<視点2 職員数の状況>

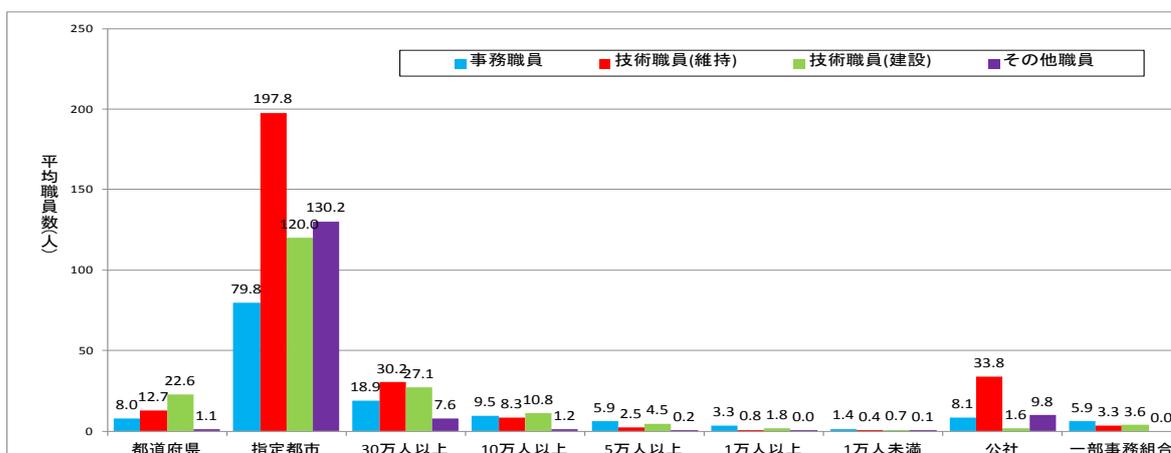
○地方公共団体への意見調査結果【40ページ参照】

○都市規模別の下水道部署平均正規職員数（下水道統計）

下水道統計によると、下水道部署の正規職員数の平均は、人口10万人以上

の団体で 29.8 人、人口 1 万人未満の団体で 2.6 人となっている。

図 46



<視点3 上水道事業との比較>

○昭和 41 年時点の上水道事業の各種指標との比較

全ての団体に地方公営企業法が適用された昭和 41 年時点の上水道事業との比較では、下水道事業は、経過年数や資産規模などの各種指標において、上水道事業と同等程度となっている。

図 47

平均経過年数 ※カッコは20年以上経過事業割合	下水計 17.3年 (31.8%) 公共 20.1年 (43.7%) 流域 28.7年 (93.5%) 農集 16.0年 (24.6%) 漁集 13.3年 (17.1%) 林集 11.7年 (0.0%) 特排 7.9年 (0.0%)	S41上水道 16.7年 (30.1%) H23上水道 53.3年 (95.1%)
資産規模(推計)	下水計 68.9兆円 公共 54.5兆円 流域 9.3兆円 農集 4.8兆円 漁集 2,510億円 林集 57億円 特排 1,037億円	S41上水道 0.8兆円 H23上水道 28.7兆円
企業債残高	下水計 29.8兆円 公共 26.4兆円 流域 1.5兆円 農集 1.8兆円 漁集 784億円 林集 13億円 特排 509億円	S41上水道 0.6兆円 H23上水道 8.7兆円
普及率	下水計 87.6%	S41上水道 72.3% H23上水道 96.9%
経費回収率	下水計 87.0% 公共 89.3% 農集 50.1% 漁集 39.8% 林集 29.0% 特排 59.2%	S41上水道 94.6% H23上水道 98.5%

※下水道事業のデータは平成 23 年度決算に基づく。

○上水道の法適用の進め方

他方、上水道の法適用にあたっては、会計処理に専門的な知識を有する職員が必要となることなどを踏まえて、職員数が多く、人口規模が大きいと考えられる団体から、昭和 27 年、昭和 35 年、昭和 41 年と段階的に適用範囲を拡大。この点、下水道事業の法適用団体の割合は、昭和 35 年法改正時よりも低い状況。(4.(5) 小規模事業・小規模団体への対応 簡易水道事業<視点 2>を参照。)

図 48

【団体数、人口の状況】

	対象データ	団体数					現在給水人口(人)			備考
		全団体数			法適用/ 全団体 (%)	義務適用/ 全団体 (%)	全団体 (簡水含む)		法適用/ 全団体 (%)	
		法適用団体数		義務適用 団体数			法適用団体 (簡水含む)			
		法適用 団体数	義務適用 団体数							
昭和35年法改正前	昭和35年度決算統計	121	160	963	16.6%	12.6%	31,825,851	46,528,511	68.4%	昭和35年の適用範囲拡大直前の状況
昭和41年法改正前	昭和41年度決算統計	350	540	1,346	40.1%	26.0%	52,527,671	66,936,486	78.5%	昭和41年の適用範囲拡大直前の状況

【下水道の法適用の状況】

	法適用団体数	全団体数	法適用/ 全団体(%)
公共	219	1,459	15.0%
流域	4	46	8.7%
農集	70	918	7.6%
漁集	9	170	5.3%
林集	1	26	3.8%
特排	19	264	7.2%
その他	21	208	10.1%
合計	343	3,091	11.1%

※下水道の法適用の現状は平成 23 年度決算に基づく。

③対応の方向性

<各視点への対応の方向性>

○視点 1 各事業・各団体の規模ごとの熟度の違い

平均経過年数、経費回収率、任意適用の進捗状況といった点において、各事業、各団体の状況が大きく異なっており、法適用を行うための熟度に違いがあると考えられることを踏まえる必要があるのではないか。

○視点2 小規模団体の対応能力

法適用の移行に要する職員数は団体の規模による違いが少ない一方で、下水道部署の職員数は団体の規模による違いが大きくなっていることから、小規模団体であるほど法適用の移行にかかる負担は大きくなることを踏まえる必要があるのではないか。

○視点3 上水道の法適用時の状況

下水道事業全体としては、経過年数や資産規模などの各種指標において、昭和41年時点の上水道事業と同等程度となっており、事業全体のアセットマネジメントの必要性が高まっている一方で、昭和41年の上水道も段階的に法適用を行っていることを踏まえる必要があるのではないか。

<下水道事業の対応の方向性>

上記を踏まえると、下水道事業は、各事業・各団体の規模ごとに、法適用を行うための熟度に違いがあり、また、小規模団体では法適用の移行にかかる負担も大きくなることから、上水道の法適用時の状況も踏まえつつ、段階的に法適用を進めていく必要があるのではないか。

○その他の対応の方向性

<簡易な方法による会計処理（小規模事業・団体への配慮）>

簡易水道事業・下水道事業への財務規定等の範囲の拡大に共通して、小規模事業・小規模団体への義務づけに関しては、事務負担増を考慮し簡易な方法による会計処理も考えられるのではないか。具体的には、日常は官庁会計で経理し、決算時に貸借対照表や損益計算書を作成するといった取扱い等が考えられる。なお、その際は、民間の規模の小さい事業者の手法等が参考になる。

ただし、このような取扱いを認めるにあたっては、全ての債権債務の発生とあらゆる資産の増減・異動を総合的一覧的に把握するとの発生主義会計の趣旨や、地公企法第20条（地方公営企業の計理の根本原則）、31条（毎月の計理状況の報告義務）、40条の2（毎事業年度2回以上の業務状況の提出義務）等との規定と整合がとれるか、法の趣旨や規定そのものに反することにならないか等について慎重に検討する必要がある。

<その他の事業における小規模事業・小規模団体への配慮>

3. 地方公営企業の現状においても確認したとおり、簡易水道事業、下水道事業以外の現在当然適用となっていない事業についても、小規模事業・小規模団体

が存在することは共通していることから、それらの事業について財務規定等の適用範囲の拡大の対象とする場合は、簡易水道事業等と同様の配慮が必要（段階的に進めるなど）ではないか。

<小規模事業・小規模団体の任意適用>

これまで検討した課題と対応は、地公企法の適用を義務付ける場合のものである。小規模事業・小規模団体であっても義務化を待たずに任意で法適用することは何ら妨げられるものではなく、法適用の意義に照らして推進されるべきものである。

また、流域下水道については、その収入は市町村の負担金によるものであるが、以下の事情が存在。

- ・基本的に複数の市町村にまたがって実施される事業で、大規模なストックを有しており、企業会計を導入することによって将来の費用負担を明らかにした上で、経営計画を策定する必要性が高まっていること。
- ・市町村の負担金は、元々住民からの料金収入であること。

市町村からの負担金についても、元々住民からの料金収入であることを踏まえると、料金収入と同等のものとみなせることから、経営状況を踏まえた上で、関係市町村に適切な水準の負担を求めることが望ましいのではないかと。

また、このことは流域下水道の安定的な経営を行っていくことにも資するものである。

流域下水道についても、その収入である市町村の負担金は料金収入と同等のものとみなせることから、他の下水道事業と同様に法適用の検討を行う必要があるのではないかと。

(参考) 埼玉県の事例

流域下水道の法適用を行っている埼玉県からの報告においても、法適用を行ったメリットとして、

- ① 財務諸表を作成することにより、経営や資産の状況が明確になり、議会やマスコミからの質問が格段に増えたこと
- ② 長期的な視点の財産管理に基づき、修繕費等の平準化・削減が可能となること
- ③ 経営状況が明らかになったことによって、外部からのチェックに耐え得るだけの事業運営を行うことが必要となり、職員の経営に対する意識が向上したことなどが挙げられているところ。

(6) その他の課題

その他、制度の見直しが必要と考えられる事項が複数存在する。これらの事項については、法適用範囲の拡大に併せて、制度の見直しの可否も視野に入れた検討が必要である。

①資本費平準化債

法適用により、資本費平準化債の発行可能額が多くなる場合もあるが、一方でそれが少なくなる場合もあることから、その場合は一般会計からの繰出しを増加せざるを得ない可能性がある。このため、資本費平準化債の発行可能額のあり方について、法適用を妨げる要因とならないように整理する等の対応が考えられる。

②出納取扱金融機関の担保提供義務（地公企法施行令第 22 条の 3）

地方公営企業の出納取扱金融機関等は、地方自治法の指定金融機関等の指定とは別に指定する必要があり、その際には担保提供義務を別途課している。

○地方公営企業法施行令

（出納取扱金融機関等の責務）

第二十二條の三 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、その取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務又は収納の事務につき当該地方公営企業に対して責任を有する。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより担保を提供しなければならない。

③有形固定資産の耐用年数（地公企法施行規則第 14 条及び第 15 条）

施設の長寿命化等により経済的耐用年数が延びている中、税法基準に基づき設定された法定耐用年数（地公企法施行規則別表第 2 号の有形固定資産の耐用年数表）の見直し、また、法定耐用年数により難い特別な理由がある場合に、当該資産の使用可能期間を耐用年数とすることができる現行法令上の規定（地公企法施行規則第 15 条第 4 項及び第 16 条第 3 項）の適用事由の追加についても検討する必要がある。

5. 地方公共団体の懸念に対する見解

法適用範囲を拡大するにあたり、人的・財政的支援等を行うだけではなく、財務規定等の適用範囲の拡大に対する地方公営企業の懸念に対して丁寧な説明を行う必要がある。特に、「以前より経営が厳しくなる」といった懸念があることが推測される。

(1) 繰入制限に関する懸念

①課題

法適用により一般会計からの繰入れが制限され、経営が厳しくなるのではないかと地方公営企業の懸念があるため、明確な説明が必要である。

②検討

・財務規定等の適用の意義

更新需要の増大や人口減少等の厳しい経営状況下で、住民サービスを維持していく前提として、企業会計の導入により経営情報を的確に把握することが必要である。

・経費負担区分に関する考え方

<法適用事業>

法適用事業について、それに要する全ての経費を独立採算で処理するという完全な意味での独立採算はとられておらず、一般会計等において負担すべき経費を明確に定め、それら以外の経費については企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとしている。

本来地方公共団体の一般行政事務と考えられるような業務や本来不採算であり企業ベースに乗らないような活動に要する経費は、独立採算の枠から外して地方公共団体が主として一般会計において負担することとなっている（地公企法第17条の2）。

また、法適用事業は、一般会計等の義務費となる経費を具体的、限定的に明示したうえで、これらの経費以外にも臨時例外的に一般会計が補助する場合について、企業の置かれた具体的状況に応じて補助できるとしている（地方公営企業法第17条の3）。

<法非適用事業>

非適用事業についても、負担区分の考え方を導入した上で独立採算制が経営の基本原則とされている。併せて、その例外としての補助が認められており、これに基づく繰入れを行っている（地方財政法第6条）。この考え方は地方公営企業法の財務規定等を適用している事業の経費負担区分の考え方と同様である。

③考え方

上記のとおり、法適用事業について、必要な経費全てを料金で賄わなければならない

いものではない。臨時例外的に一般会計が補助を行うことも認められていることから、財務規定等の適用の前後で、一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。

なお、経費負担区分は、公共性と企業性を併せ持つ地方公営企業の財政運営において最も重要な要素であることから、収益における一般会計等からの繰入金の比重が比較的大きく、完全な独立採算が困難な地方公営企業にあっても、住民サービスの維持に係る費用を的確に把握した上で、将来にわたる繰入金と料金収入の適切な分担や水準を検討する必要があるため、法適用を行う意義がある。

○地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

○地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(2) 経費回収率の考え方

①課題

地公企法施行令第1条第2項において、任意適用対象事業は、「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもの」としており、これについては「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和27年9月29日自乙発第245号）において「その経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う収入をもって賄うことができるものであること。」と説明している。

「経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う収入をもって賄うことができる」との基準を満たしていない法非適用事業を、法適用範囲の拡大の検討の対象にする際に、上記通知との考え方の整理の整理を行い、そのような事業を財務規定等の適用範囲の拡大の対象とすることに対する懸念に対して、明確な説明が必要である。

②検討

<これまでの考え方>

昭和27年の地公企法制定当時の通知においては、任意適用対象企業のうち、「その他主としてその経費は当該企業の経営に伴う収入を持って充てるもの」について、地方競馬事業、自転車競走事業、モーターボート競走事業に準ずる純粋に経済的なものを予想しており、かつ、当該企業に料金その他の収入があり、地方債を除く収入で経常費の概ね70～80%程度を賄い得るものをいうとしている。

さらに、この要件を満たす事業であっても、法の趣旨に照らし、可及的に経済的に自立し得るものに限る趣旨としており、任意適用ができる事業について限定的に解していた。

しかしながら、昭和41年の地公企法改正の際の同通知においては、任意適用について70～80%の経費回収率の記載は依然として残っているものの、そのうち可及的に経済的に自立し得るもの限り任意適用の対象とするとの記載はなくなっており、任意適用ができる事業について限定的に解する方針から転換している。また、各種通知や実例においても、任意適用できる事業を限定的に解することはせず、基本通知に優先してこれらの通知を適用しても不都合は生じていない。

<現在の状況>

施設が大量更新期を迎え、適切な維持管理・更新の視点が重要になる中、サービスの持続と負担の適正化のための経営管理の必要性が高まっている。この状況は地方公営企業全てに共通するものであるため、地公企法の財務規定等を適用すべき地方公営

企業を限定的に解すべきではない。

③考え方

経営管理の必要性の高まりという状況の変化に対応するため、70～80%の経費回収率にとらわれず、全ての企業に地公企法が適用されていくべきであり、この場合、基本通知における任意適用の基準を見直す等の対応が必要ではないか。

6. 今後の財務規定等の適用範囲の拡大に関する考え方

(1) これまでの当然適用と任意適用の考え方について

現在の地公企法は、その適用については、法定事業（水道事業等の7事業）、病院事業及びその他の事業の3つに類型を分けている。それぞれの類型と、現在の類型となった昭和41年改正における考え方は以下のとおりである。

①法定事業（水道事業等の7事業）：地公企法の規定の全部が当然に適用される

- ・受益者負担の原則のもとに企業として能率的に運営されることが望ましく、そのためには、その管理組織、会計処理方式、職員の身分取扱い等について企業にふさわしいものとする必要がある。
- ・昭和27年に地公企法が制定され、企業会計方式が導入されて以来十余年（当時）を経過して地方公共団体が企業会計方式になじんできたため、小規模な事業にこのような会計方式をとらせることが無理でなくなった。

※昭和41年改正前は、一定規模未満の事業は任意適用であった。

②病院事業：財務規定等のみ当然に適用される

- ・企業経営の実態を有するが、一般行政との関係が密接であるため、組織、職員の身分取扱いについては適用せず、財務規定等のみ適用している。

③その他の事業：地方公共団体の任意で地公企法の規定を適用

- ・昭和41年改正前には、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業及び公共下水道事業で職員が100人以上のものには財務規定等の一部が当然適用されていた。しかし、昭和41年改正において、それぞれ以下の理由により法の規定を一律に適用させる実益が少ないとして、任意適用とされた。

（簡易水道事業、港湾整備事業、公共下水道事業）

- ・一般行政との関連が密接であり、この経費の相当な部分を、一般財源をもって賄わなければならない。

（宅地造成事業）

- ・一定の工事が完成すると事業そのものも完結してしまい、継続的事業体たる企業とは言い難い。

（市場事業、と畜事業）

- ・事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであり、企業の経営という実態を有しない。

なお、任意適用の基準については、基本通知において定めがあるところであるが、この点については5.（2）において整理したとおりである。

(2) 財務規定等の適用の必要性について

人口減少社会を迎え、国・地方の財政状況が厳しくなる中であっても、地方公営企業は住民生活に必要不可欠なサービスを持続的に提供していくことが求められる。

地方公営企業を取り巻く環境の変化に伴い、地方公営企業に対して、事業・サービスの普及・拡大が求められていた時代から、事業・サービスがもたらす便益を確保するために、耐震化等のニーズに応えつつ、インフラなどの経営資源を効率的・効果的に管理・活用する事業経営が求められる時代に移り変わりつつある。

従来の現金主義・官庁会計に基づき的確な損益・資産の把握が行われず、老朽化等に伴い必要な投資が行われない場合、住民生活の基盤を維持できない危機的な事態も想定される。

地方公営企業を継続して経営し、住民生活に必要不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、規模の大小を問わず、

- ・ 中長期的な視点による経営計画の策定
- ・ 施設等の更新も含めた建設改良計画の策定
- ・ 将来必要な投資経費を踏まえた適正な料金算定

等を行わなければならない。そのため、その前提として地方公営企業会計を適用し、事業の経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を基礎とした経営状況を的確に把握するとともに、経済性が発揮されているかを検証するため、他の地方公共団体との比較等を効果的に行う必要がある。

このように、地方公共団体が提供する住民サービスを将来にわたって継続するため、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行い、より機動的で柔軟な経営を行うことにより、地域を挙げて地方公営企業の経営の質と効率性を向上させることが期待されることから、基本的に全ての事業に対して地公企法の財務規定等を適用する必要性が認められる。

(3) 財務規定等の適用範囲拡大について

① 当面の適用範囲拡大の対象とする事業

上記のとおり、地公企法の財務規定等については、全ての事業に対して適用していく必要性が認められる。とりわけ、簡易水道事業と下水道事業については住民生活に密接に関係していることに加え、高度経済成長期を中心に整備された施設が大量更新期を迎えつつあり、適切な維持管理・更新を行うべき必要性が高まっていることを踏まえると、その適用の必要性が高い事業であるといえる。なお、施設等を整備中の事業にあっても、経営状況を的確に把握した上で、中長期的な視点により建設計画を含む経営計画を策定することが求められ、財務規定等の適用の必要性が高いことは同様である。

具体的には、補助金や企業債等を財源に形成された資産規模の推計から、両事業の資産規模が増大し（簡易水道事業：約 2.5 兆円、下水道事業：68.5 兆円）、装置産業としてその巨大な資産の管理の必要性が高まっていること、また、事業開始からどの程度経過しているかを示す平均経過年数から、両事業とも急速に施設の老朽化が進み（簡易水道事業：約 47 年、下水道事業：約 17 年）、更新等の必要性が高まりつつあることが分かる。

さらに、普及率が高まり、住民生活に必要不可欠なサービスとして事業が定着していることや、人口減少に伴う施設利用率の低下や収益の減少といった将来的な事業効率の悪化が懸念されることなどからも、更新投資に係る計画策定・財源確保や中長期的な視点からの経営が必要となっている。

したがって、上記の簡易水道事業と下水道事業の状況に加えて、地方公営企業の各事業の性質や法適用を行うための熟度、地方公共団体の事務負担などを考慮すると、当面、簡易水道事業と下水道事業について適用範囲の拡大を進めるべきである。

また、簡易水道事業、公共下水道事業について、昭和 41 年の地公企法改正の際には、(1) で述べたとおり当然適用の対象とされなかったが、経営管理の必要性が高まっている現在の状況下では、財務規定等の適用の必要性が否定されるものではない。

財務規定等の適用の意義を踏まえれば、簡易水道事業と下水道事業以外の法非適用事業についても、個々の地方公営企業が任意に財務規定等を適用することが望ましいのはいうまでもない。

また、財務規定等の適用にとどまらず、地公企法の全部適用についても併せて検討すべきである。

②適用範囲拡大に係る課題への対応

適用範囲の拡大に係る課題と対応については、4. 財務規定等の適用範囲の拡大にあたっての課題と対応で確認したとおりであるが、簡易水道事業・下水道事業を対象として財務規定等の適用範囲を拡大していく場合、特に以下の点について考慮して進めていくべきであると考えられる。

・人的・財政的支援等

職員・ノウハウが不足している等の体制面の課題や、移行経費が必要であることなど財政面の課題、固定資産情報をはじめとする会計情報の簡易的な整備手法を検討する必要がある等の課題がある。

これらについては、移行体制・財政面の支援の強化、会計情報の整備手法の提示などの適切な施策を講じて対応すべきものである。

・ 段階適用

事業の種類や事業・団体の規模によって、事業の経過年数やノウハウの蓄積状況、任意適用の進捗状況等、財務規定等の適用を行うための熟度に違いがあり、また、小規模団体では法適用の移行にかかる負担も大きくなる。このため、これまでの地公企法改正において段階的に上水道事業の適用拡大を進めてきた経緯も踏まえつつ、一定規模以上の事業・団体から順を追って適用を進めるなど、段階的に適用範囲の拡大を推進していく必要がある。

・ 移行期間

財務規定等の適用に向けた移行作業において、特に固定資産の情報整備に時間を要すること、地方公共団体によっては移行のノウハウ等の蓄積が不十分である場合があること等の状況もあり、既に法適用を行った地方公共団体の実績でも、法非適用事業が今後法適用する場合の想定においても、移行作業に一定の期間が必要とされている。また、受託事業者の状況によっては短期間での対応件数に限界があり得ることなどを踏まえて十分な移行期間を設定する必要がある。

③今後の進め方

財務規定等の適用範囲の拡大については、施設の維持管理・更新等が喫緊の課題となっていることから、適用範囲を拡大する時期が遅くなることは望ましくない。

総務省においては、地方公共団体等と意見交換を行いつつ、②で述べたものを含む様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期を見据えた今後のロードマップを早急に示すべきである。

7. その他

(1) 新たな地方公会計基準との関係

地方財政の状況が厳しさを増す中で、財政の透明性を高め、住民や議会に対する説明責任をより適切に図ることの重要性が高まってきている。また、地方分権の進展に伴い、自由で責任ある地域経営が一層地方公共団体に求められてきている中で、総務省は、地方公会計の整備を通じた財政の効率化・適正化の推進を行ってきた。

平成 18 年度には、総務省に「新地方公会計制度研究会」を設置し、当該研究会における検討を踏まえ、地方公共団体に対し、新地方公会計モデル(基準モデル及び総務省方式改訂モデル)を示してその整備を要請してきた。

平成 22 年9月には、総務省に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を設置し、平成 25 年8月の「中間とりまとめ」において、今後の地方公会計に関する基本的な考え方として、地方公会計の整備にあたっての標準的な考え方・方法を示す基準を設定することや、固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入が必要不可欠であること等が示されたところである。

これを受けて、平成 25 年度末を目途に、新たな地方公会計基準や固定資産台帳整備の指針等を取りまとめることとしており、その後、より詳細な取扱いを定めた要領等を策定した上で、新たな基準による財務書類の作成を推進する予定としている。

地方公営企業会計、地方公会計ともに地方公共団体に発生主義・複式簿記の取組みを求めるものであるが、以下のような相違点がある中で、新たな地方公会計基準は法非適用事業にも適用されること、地公企法の適用拡大と新地方公会計の推進時期が重なる可能性が高いことから、関係を整理する必要がある。

例えば、主要な財源は、一般会計では税込、地方公営企業会計では料金と異なり、財務諸表の作成目的も、一般会計では説明責任の履行と財政の効率化・適正化である一方、地方公営企業会計では経営成績と財政状態を明らかにすることと異なっている。そのため、新たな地方公会計基準を適用する法非適用の地方公営企業では、地方公営企業会計に準じた損益情報が分からない、利益の累積状況である利益剰余金が把握できない、固定資産台帳に財源情報がないなど、法適用の地方公営企業との差異があり、両者の比較ができない。また、法非適用の地方公営企業における会計処理は現金主義であり、新地方公会計による発生主義・複式簿記に基づく財務書類は議会が関与する法定の予算・決算に直接反映されないものである。

このため、経済性の発揮が期待され、適正な損益計算に基づく料金算定を行う地方公営企業においては、地公企法の適用により地方公営企業会計を適用することが望ましいと考えられる。

また、新地方公会計整備の時期によっては、いったん新地方公会計で財務書類を整備した後、地公企法を適用することも考えられるため、移行作業による過度な負担がかからないようにするなど、地方公営企業会計と新地方公会計との間でその連続性等について配慮す

る必要がある。さらに、地方公営企業法の適用と新地方公会計整備は、共に、現下の課題である公共施設等の管理・更新等のための基礎的な情報把握の観点から固定資産情報の整備(固定資産台帳の整備)を重視しており、また、共に発生主義に基づく会計整備であり、複式簿記等の知識・ノウハウを有する人材を育成することから、これらについて有機的な連携の下、地方公共団体全体として集中的で効率的な取組みがなされることが期待される。

(2) 固定資産情報の整備、施設等の更新計画の策定

地方公営企業の施設・設備等については、2.(1)で述べたとおり、継続的に事業・サービスを行うため、アセットマネジメントの手法を活用して、今後増えていく大量の更新需要に応じていく必要がある。その前提として、固定資産情報を整備し、資産の現況を把握することが重要であり、(1)に記したように、地方公営企業は地公企法を適用することが望ましい。しかし、法適用を行わない場合も、事業・サービスの実施に必要な資産を有する地方公営企業は、固定資産情報の整備手法は相違するが、新たな地方公会計により固定資産情報を整備すべきである。

また、地方公営企業は、現有資産の投資時期から、今後、維持管理・更新にかかる経費が急増することが予測されることから、地公企法の適用・非適用を問わず、財務諸表などにより把握されている経営状況、中長期的な財政の見通しを踏まえて、施設等の維持管理・長寿命化・更新にかかる実行可能な計画を策定し、住民等に対して積極的に説明し、理解を深めていくべきである。

(3) 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用

地公企法の財務規定等や地方公営企業会計については、2.(2)で述べたとおり、経営状況の的確な把握や経営の自由度の向上等を制度上可能にするものであり、これらの情報や行動領域を経営活動に活用して初めて意味のあるものになる。地方公営企業の経営分析指標についても、地方公営企業会計の適用を前提としたものが多い。

しかし、3.(2)で記述した地方公共団体への意見調査結果においても、財務規定等適用によるメリットを十分に活用できていないとの回答が当然適用事業の3割を超えている。そのメリットの活用方法で最も重要と考えるものとして、住民・議会へ提供する情報の充実を挙げる事業が最も多く、料金算定のデータとするなどの企業活動に活用する項目を選択する事業数はそれ以下に止まっているなど、財務規定等の適用により得られている情報等を十分に活用できていない状況である。

したがって、地方公営企業においては、地方公営企業法の財務規定等や地方公営企業会計基準の適用による意義や効果に関する理解を深めるとともに、資産管理など実際の日常の企業経営や、施設等の更新投資計画などの中長期的な経営戦略や経営計画の策

定・見直しなどにおいて、法適用により得られる会計情報や幅の広がる経営行動領域などの経営資源をいかに活用するか検討すべきである。

総務省においても、地方公営企業会計基準を見直し、損益や資産・負債に関する財務状況を的確に把握できるようになったことも踏まえ、現在上水道・下水道事業において提供している経営指標についてより実践的な活用方法を示すことのほか、新たな財務分析指標や非財務的指標と連携した業績評価の考え方を検討すること、投資計画策定における財務情報の活用手法を提示することなど財務規定等の活用を支援するための取り組みを行うべきである。

目 次

(参考資料1) 「地方公営企業法の適用に関する研究会」での検討経緯 1

(参考資料2) 「地方公営企業法の適用に関する研究会」開催要項 2

(参考資料3) 「法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム」概要 . . . 5

(参考資料4) 地方公営企業制度の概要 6

(参考資料5) 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像 8

(参考資料6) 「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」報告書のポイント . 9

(参考資料7) 財務規定等適用の意義 10

(参考資料8) 各事業への財務規定等適用に関する検討課題 14

(参考資料9) 簡易水道事業・下水道事業への財務規定等の適用について . . . 36

地方公営企業法の適用に関する研究会での検討経緯

第1回研究会（7月4日）

- ・ 法適化をめぐる現状と課題
- ・ これまでの研究会における論点整理
- ・ 各事業の概要
- ・ 地方公共団体向けアンケートの説明

第2回研究会（8月6日）

- ・ 地方公営企業法の適用に係る主な検討課題
- ・ 地方公共団体への意見調査結果
- ・ 財務規定等の適用の意義・効果
- ・ 事業毎の検討課題

第3回研究会（9月3日）

- ・ 適用すべき事業の範囲
- ・ 小規模事業の取扱い・配慮

「法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム」

- ・ 第1回会合（10月29日）
地方公営企業法の適用範囲の拡大について、これまでの研究会で出された主な意見、各事業における法適化の意義・必要性について（簡易水道・下水道事業） 等
- ・ 第2回会合（11月29日）
地方公営企業法の適用範囲の拡大の意義、各省から提出された課題とそれに対する対応案の概要 等
- ・ 第3回会合（12月24日）
法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム報告書（案） 等

第4回研究会（1月21日）

- ・ 法適用の意義
- ・ 課題に対する対応
- ・ 法適用の必要性（簡易水道事業・下水道事業）
- ・ 小規模事業への対応

第5回研究会（3月11日）

- ・ 報告書（案）

「地方公営企業法の適用に関する研究会」開催要綱

1 趣旨目的

地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書（平成 21 年 12 月）において今後の見直しにあたっての基本的考え方が報告されている。

これを受け、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行うことにより、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところである。そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、平成 24 年度自治総合センターにおいて開催された調査研究会においても、メリット及び課題等の整理とともに、その検討の必要性が提言されている。

これらの報告等を踏まえ、本研究会では、専門的かつ優れた見識を有する者により、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行うことを目的とする。

2 名称

本研究会は、「地方公営企業法の適用に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

3 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

4 運営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとするができるが、その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (6) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表する。
- (7) 上記要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5 開催日程

平成 25 年 7 月から開催する。

6 その他

本研究会の庶務は、自治財政局公営企業課において処理する。

地方公営企業法の適用に関する研究会 委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 江戸川 泰路 | 新日本有限責任監査法人
パートナー 公認会計士 |
| 遠藤 誠作 | 北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員 |
| 柿崎 平 | 日本総合研究所 部長兼上席主任研究員 |
| 菊池 明敏 | 岩手県北上市上下水道部上水道課長 |
| 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部
教授 |
| 小室 将雄 | 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 |
| 鈴木 勲 | 地方公営企業連絡協議会副会長
浜松市水道事業及び下水道事業管理者 |
| 鈴木 豊 | 青山学院大学名誉教授
東京有明医療大学客員教授 |
| 古谷 義幸 | 神奈川県秦野市長 |
| 山崎 一雄 | 北海道虻田郡京極町長 |

〔1. 趣旨目的〕

- 総務省では、平成25年7月より、「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し、今後の地方公営企業法の適用範囲の拡大に向けて検討を行ってきた。
- 法適用範囲の拡大は、インフラ更新対策といった現下の課題のほか、公営企業の持続的で戦略的な経営に有効であり、着実に推進する必要がある。
そのため、事業の性質や地方公共団体への負担、実施可能性等を踏まえて、当面法適用範囲を拡大する事業を検討していく必要があり、主立った事業の実態を把握し、法適化の意義・必要性・課題を確認する。
- このため、財政規模に比して投資額が大きく、企業数が多く広く事業が実施されている簡易水道事業及び下水道事業について、各事業の有識者、関係省庁からなる調査チームを設置し、事業の実情を踏まえた検討を行った。

〔2. 検討内容〕

- ・ 事業に即した法適用の意義
- ・ 事業に即した法適用の課題と対応策
- ・ 法適用の範囲

〔3. メンバー〕

- ・ 鈴木 豊
(地方公営企業法の適用に関する研究会座長(青山学院大学名誉教授、東京有明医療大学客員教授))
- ・ 小室 将雄
(地方公営企業法の適用に関する研究会委員(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士))
- ・ 関係省庁
(厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、総務省(事務局))

〔4. 開催実績〕

平成25年10月29日:第1回会合
 11月29日:第2回会合
 12月24日:第3回会合

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例: 上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

【参照条文】

地方財政法第5条（地方債の制限）、第6条（公営企業の経営）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二～五 (略)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

地方財政法施行令第46条（公営企業）

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

地方公営企業法第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
 - 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
 - 3 引当金
 - 4 繰延資産
 - 5 たな卸資産の価額
 - 6 減損会計
 - 7 リース取引に係る会計基準
 - 8 セグメント情報の開示
 - 9 キャッシュ・フロー計算書
 - 10 勘定科目等の見直し
 - 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)
- 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

本研究会で検討

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

- 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代からインフラ更新需要を踏まえた維持管理という経営の時代への転換期
- 地方公営企業法の財務規定等の適用には、適切な更新計画の策定、料金算定の適正化、経営効率化とサービス向上等のメリットがあることから、今後、財務規定等の適用範囲の拡大について引き続き検討を進めることが必要

1 はじめに

- ・ 現行の公営企業法が概ね確立された昭和41年以降、閣議決定等において、地方公営企業法適用範囲の拡大の方向が示されてきた

2 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

- ・ 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代から、維持管理という経営の時代に入り、経営判断の基礎となる会計の見直しが必要

3 地方公営企業法の財務規定等の主な内容・期待される効果

<財務規定等の主な内容>

- ・ 発生主義・複式簿記の採用、損益取引と資本取引の区分、経営成績と財政状況の早期把握
- ・ 弾力的な予算管理、機動的な資産管理

<期待される効果>

- ・ ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- ・ 使用料対象原価と的確な減価償却費の明確化による料金の適正化
- ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- ・ 住民や議会によるガバナンスの向上

4 国等によるこれまでの取組状況

- ・ 国等は、地方公営企業法の適用を推進するため、これまで、マニュアル・事例集の作成、アドバイザー派遣、地方財政措置等により支援

5 法適化に当たっての課題と対応

- ・ 地方公営企業会計に通じた職員の育成・確保への支援が重要
- ・ 財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が重要
- ・ 地方公営企業法適用に向けた移行のための財源確保が必要
- ・ 資産評価に一定の労力や時間を要することに留意が必要

6 法適用の対象範囲の拡大の検討

- ・ 昭和41年時点で財務規定等が当然適用されていない理由の整理が現在も妥当なものであるかどうか、検証が必要
- ・ 地方公営企業法の適用範囲の拡大を検討する際には、地方財政法による特別会計設置義務との関係、経費回収率との関係、各事業の特性との関係、団体の規模との関係について検討を深める必要

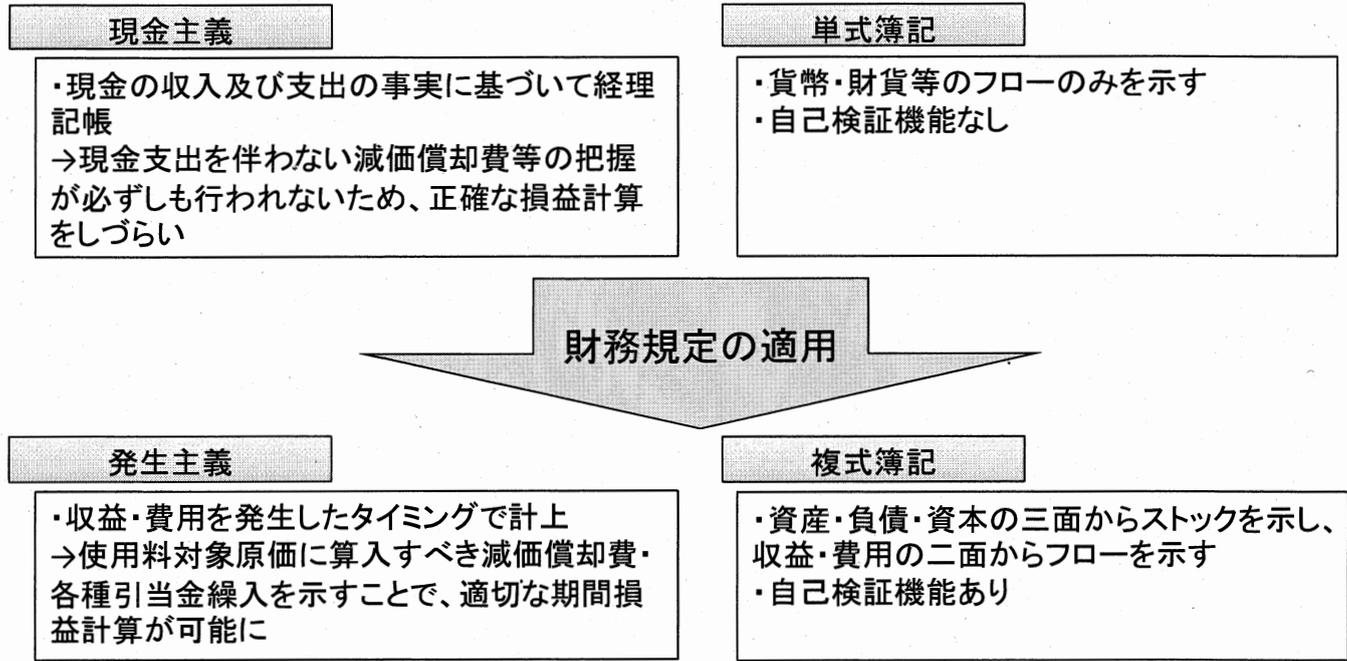
7 おわりに

- ・ 本研究会での整理を踏まえ、今後、財務規定等の適用範囲の拡大の議論がさらに深められることが強く望まれる

報告書については、(財)自治総合センターHP (<http://www.iichi-sogo.jp/wp/wp-content/uploads/2013/04/24-07houkokusho.pdf>) 参照。

財務規定等適用の意義 ①ストック情報の的確な把握により適切な更新計画の策定が可能に 参考資料7
 ②損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に

- 複式簿記の導入により、資産・負債・資本・収益・費用の五面から企業の状態を把握することが可能
- 減価償却累計額の勘定科目が導入され、施設の状態(老朽化等)の的確な把握が可能となり、適切な更新計画の策定が可能に
- 加えて、減価償却費、引当金繰入等の非現金支出の勘定科目が導入されることにより、損益情報の的確な把握が可能となり、費用及び料金を含む収益の適正水準を踏まえた適切な経営計画の策定が可能に



財務規定等適用の意義 ③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
 ④住民や議会によるガバナンスの向上

③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
 経営の自由度の向上により、住民ニーズへの迅速な対応や弾力的な資産の活用が可能となり、経営の効率化とサービスの向上が期待できる

- 経営の自由度向上**
- ・予算に拘束されない弾力的な支出 (24条3項)
 - ・効率的・機動的な資産管理 (33条、40条、地公企令26条の5)

④住民や議会によるガバナンスの向上
 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実により、住民や議会によるガバナンスの向上が期待できる。

- 比較可能で財務状況を把握しやすい会計**
- ・発生主義の採用 (20条1項)
 - ・複式簿記の導入 (20条2項)
 - ・資本取引と損益取引の区分 (20条3項)
- 開示の充実**
- ・決算の早期化 (30条)

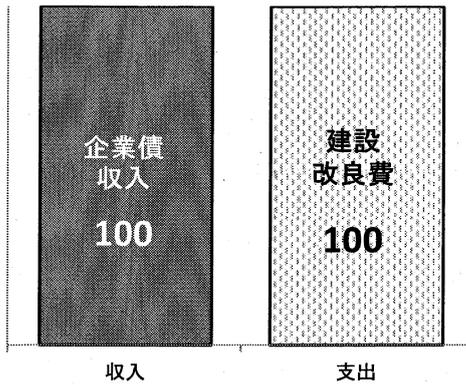
【参考】インフラ型事業における地方公営企業法の財務規定適用前の決算書

○資産・負債のストック管理に着目

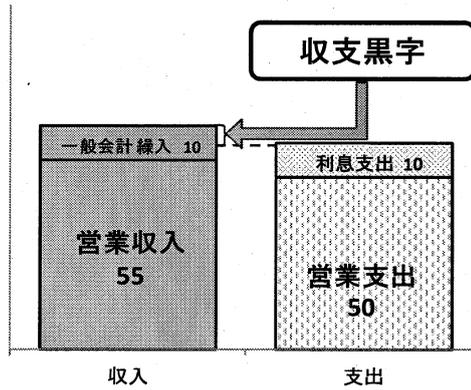
前提条件(各年度の取引)

- ・N年度: 企業債100を財源として、施設100を建設(耐用年数10年、残存価額0)
- ・N+1年度: 営業収入55、一般会計繰入10、営業支出50、企業債利息支出10
- ・N+2年度: 営業収入55、一般会計繰入10、営業支出50、企業債利息支出10、企業債の一部(10)を償還

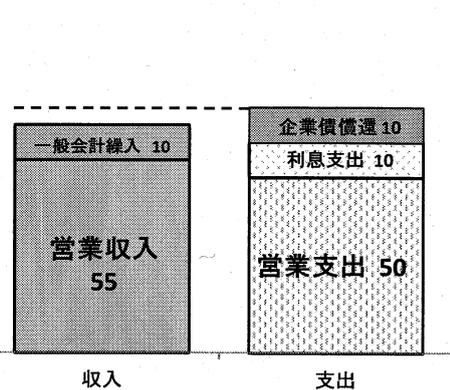
①N年度



②N+1年度



③N+2年度



(ポイント)

- ・施設や企業債といった資産・負債の実態を把握することが困難。
- ・非現金支出費用の減価償却費を把握することができず、適切な期間損益計算ができない。

【参考】インフラ型事業における地方公営企業法の財務規定適用後の決算書

前提条件(各年度の取引)

- ・各年度の取引: 適用前の条件に同じ。
- (N+1、N+2各年度の減価償却費は10となる。(施設100:耐用年数10年、残存価額0))

①N年度

〔貸借対照表〕

固定資産(施設) 100	固定負債(企業債) 100
-----------------	------------------

資産・負債総額を把握できる。

〔損益計算書〕 計上なし

②N+1年度

〔貸借対照表〕

固定資産(施設) 90	固定負債(企業債) 90
流動資産(現金)5	流動負債(企業債)10
	利益剰余金△5

〔損益計算書〕

営業費用 50 減価償却費 10 支払利息 10	営業収益 55
当期純損失△5	一般会計繰入 10

※この時点で、費用回収できていないことが明らかになる。

③N+2年度

〔貸借対照表〕

固定資産(施設) 80	固定負債(企業債) 80
	流動負債(企業債)10
	利益剰余金△10

〔損益計算書〕

営業費用 50 減価償却費 10 支払利息 10	営業収益 55
当期純損失△5	一般会計繰入 10

(ポイント)

- ・施設や企業債といった資産・負債の実態を把握することができる。
- ・非現金支出費用の減価償却費が計上され、適切な期間損益計算が可能となる。
- ・別途、キャッシュ・フロー計算書も作成されるため、資金の流れも把握可能である。

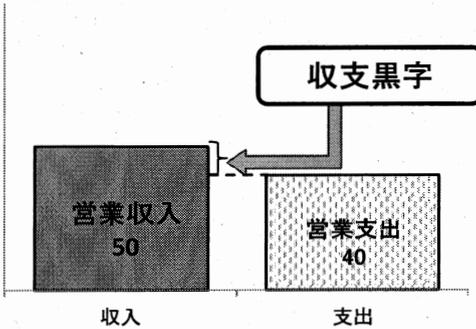
【参考】サービス提供型事業における地方公営企業法の財務規定適用前の決算書

○引当金の計上に着目

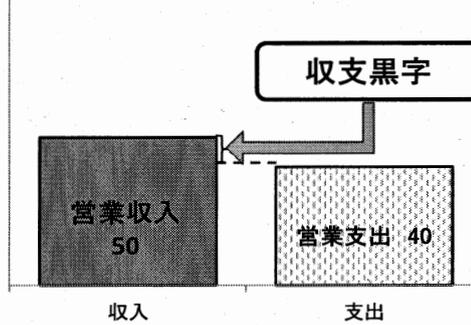
前提条件(各年度の取引)

- ・N年度: 営業収入50、営業支出40
- ・N+1年度: 営業収入50、営業支出40
- ・N+2年度: 営業収入50、営業支出40、退職金支出60

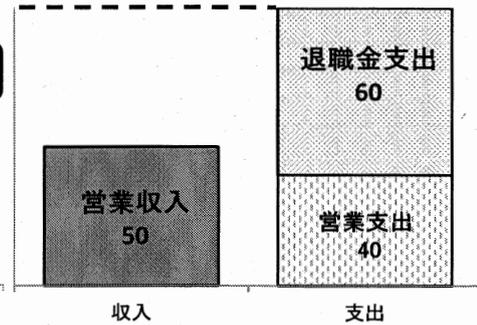
①N年度



②N+1年度



③N+2年度



(ポイント)

- ・将来負担すべき退職金の引当額が明らかとならない。
- ・退職金支出について、退職時に支出が計上されるのみで、各年度の収入で負担すべき退職金の費用負担額が明らかとならない。

【参考】サービス提供型事業における地方公営企業法の財務規定適用後の決算書

前提条件(各年度の取引)

- ・各年度の取引: 適用前の条件に同じ。
- ・N年度当初BS 流動資産:50、利益剰余金:50
- ・N、N+1年度: 退職給付引当金繰入額20
- ・N+2年度: 退職給付費20、退職金の支払60

①N年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (現金預金) 60	固定負債 (退職給付引当金) 20
	利益剰余金 40

②N+1年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (現金預金) 70	固定負債 (退職給付引当金) 40
	利益剰余金 30

③N+2年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (現金預金)20	利益剰余金 20
------------------	----------

〔損益計算書〕

営業費用 40 退職給付引当金繰入20	営業収益 50
当期純損失△10	

〔損益計算書〕

営業費用 40 退職給付引当金繰入 20	営業収益 50
当期純損失△10	

〔損益計算書〕

営業費用 40 退職給付費 20	営業収益 50
当期純損失△10	

(ポイント)

※この時点で、費用回収できていないことが明らかになる。

- ・将来の退職金に備えた引当額が明確となる。
- ・退職金の費用負担が各年度に配分されるため、各年度の適切な期間損益計算が可能となる。
- ・別途、キャッシュ・フロー計算書も作成されるため、資金の流れも把握可能である。

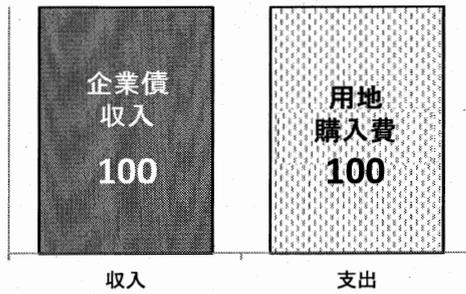
【参考】宅地造成事業における地方公営企業法の財務規定適用前の決算書

○適切な期間損益計算に着目

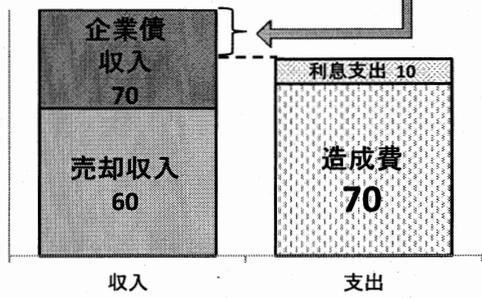
前提条件(各年度の取引)

- ・N年度: 企業債100を財源として、土地100を購入
- ・N+1年度: 企業債70により土地70を造成、企業債利息支出10、土地の一部(原価50)を売却し、売却代金60を受領。
- ・N+2年度: 企業債利息支出20、N+1年度に売却した部分以外の全ての土地を売却し、売却代金90を受領、他会計繰入金50を受領し、企業債170を償還。(※事業廃止とし、会計閉鎖を行うため、企業債等については全額償還。)

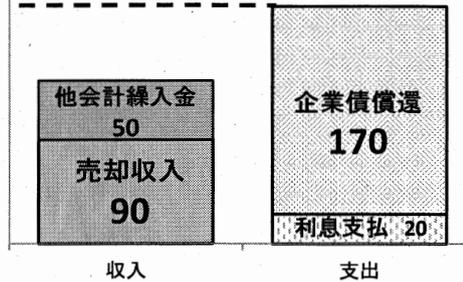
①N年度



②N+1年度



③N+2年度



(ポイント)

- ・ 造成費支出は支出した年度に計上し、売却収入は収入があった年度に計上するため、売却損益が不明確。
- ・ 未売却土地や企業債残高といった資産・負債の状況が不明確。

【参考】宅地造成事業における地方公営企業法の財務規定適用後の決算書

前提条件(各年度の取引)

- ・各年度の取引: 適用前の条件に同じ。
- ・N+1年度: 土地の時価下落により、20の評価損を計上。

①N年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (販売用土地) 100	固定負債(地方債) 100
------------------------	------------------

〔損益計算書〕

計上なし

②N+1年度

〔貸借対照表〕

流動資産(現金) 50	流動負債(地方債) 170
流動資産(販売用土地) 100	繰越欠損金 Δ20

〔損益計算書〕

売上原価 50	土地売上 60
土地評価損 20	
支払利息 10	
当期純損失 Δ20	

③N+2年度

〔貸借対照表〕

計上なし

〔損益計算書〕

売上原価 100	土地売上 90
支払利息 20	他会計繰入金 50
当期純利益 20	

(ポイント)

- ・ 造成費は売却した年度に費用化するため、売却損益が明確。
- ・ 未売却土地や企業債といった資産・負債の状況が明確。また、棚卸資産が時価評価される。
- ・ 別途、キャッシュ・フロー計算書も作成されるため、資金の流れも把握可能である。

【現 行】

「水道」の種類

水道法・公企法・地財法の「水道事業」

※H23決算統計ベース

地方公営企業法に定める水道事業(全適)

A

○水道事業 (簡易水道事業を除く)

○水道用水供給事業

1,354団体

地財法6条に定める水道事業(特会設置)

B

○簡易水道事業

780団体
うち法適22団体
法非適758団体

一般会計等で実施されている水道

C

○いわゆる「飲料水供給施設」

~A・Bの定義に該当しないもの

(430団体)

※公共施設状況調査

【参考】水道法(抄)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。(以下、略)

簡易水道事業における検討課題①

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

2. 留意点

- ① 厚労省の補助金との関係で、平成28年度までに水道事業の統合が推進されていることについてどう考えるか。

(参考)

平成23年度において、全国の簡易水道事業者に平成28年度末時点で存続する法非適簡水の事業数を調査した結果は以下のとおり。

事業数 ⑳ 769事業 ⇒ ㉔ 522事業 (3割減)

簡易水道事業における検討課題②

② 簡易水道事業の事業規模についてどう考えるか。

- ・事業規模平均(86百万円)を含む「50百万円～100百万円」の区分までで全体の7割強を占める。
- ・(最大)山梨県北杜市 (最小)福島県南相馬市。

(H23決算)

(単位:百万円)

区 分	団体数				事業規模 (合計)	事業規模 (平均)	事業規模別団体数						最大 事業規模	最小 事業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合			～100万円	100万円～ 500万円	500万円～ 1000万円	1000万円～ 3000万円	3000万円～ 5000万円	5000万円～		
簡易水道事業	1	5	768	3	66,866	86	107	246	207	178	36	3	1,072	0.036

※事業規模:「営業収益」-「受託工事収益」

※全780事業のうち、事実上、事業を行っていない等の理由により23年度中に営業収益が生じていない3事業は、集計から除外している。

【簡水実施団体における上水道事業の実施状況】

- ・上水道のある団体は、簡水の法適化にあたり、そのノウハウ等の活用が可能であるが、全体の55%程度

- ・上水道のある団体: 416団体(54.9%)
- ・上水道のない団体: 342団体(45.1%)

③ 一般会計等において実施しているものについてどう考えるか。

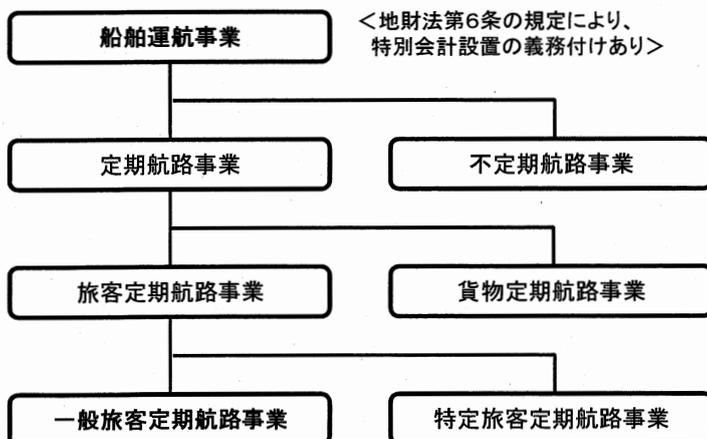
- ・抽出調査(66団体)を行ったところ、約4割が一般会計で実施しており、無料としている場合もあったところ。※約5割は、団体の判断で上水・簡水の一部として実施
- ・一般会計で実施している理由は、「人口が極めて少なく料金収入による運営が困難」とするものが多い状況。

地方公共団体の行う船舶運航事業について

【現 行】

海上運送法上の「船舶運航事業」

- 海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業以外のもの。
- 現在、地方公営企業により実施されている事業は、13人以上の旅客定員を有する船舶により、定期的に、不特定の者の需要に応じて運航を行う「一般旅客定期航路事業」であり、46団体が実施。



<事業数(平成24年3月31日時点)>

	法適用	法非適用	計
都道府県	-	-	-
指定都市	-	2	2
市	4	19	23
町 村	2	17	19
一部事務組合	1	1	2
計	7	39	46

船舶運航事業における検討課題①

1. 「船舶運航事業」の範囲

- 地財法第6条に基づく指定事業として政令には「交通事業」とのみ規定され、決算統計において「交通事業のうち船舶運航事業」と整理

2. 財務規定を適用するメリット

- 任意に法適用を実施している7事業(全部適用3事業、財務適用4事業)について、調査を実施したところ、以下のように法適用のメリットを活用

- ・期間損益計算が適切になされる結果、使用料対象原価が明確に算定できる
- ・市民や議会に対し、財政状況の説明が容易であり、説明責任を果たすことができる
- ・所有する施設や設備等の固定資産の管理状況を基に、中長期的な観点から計画的な維持管理や改築更新ができる
- ・経営状況の明確化や独立採算制の原則により、職員の意識が高まり、経営効率の向上につながる
- ・現在では既に定着している地方公共団体における連結決算の策定等、地方公会計改革の方向性を先取りした取り組みにより、船舶事業の財政規律の向上につながるとともに、本市全体の財政健全化にも寄与している

(参考)任意適用の船舶運航事業

団体名		適用年月日	適用区分
鹿児島県	鹿児島市	S51. 4. 1	全部適用
長崎県	平戸市	S47. 4. 1	財務適用
愛知県	西尾市	S45. 4. 1	全部適用
沖縄県	伊平屋村	S44. 7. 1	財務適用
沖縄県	伊江村	S42. 7. 1	財務適用
広島県	江田島市	S36. 4. 1	全部適用
長崎県・熊本県	有明海自動車航送船組合	S31. 11. 20	財務適用

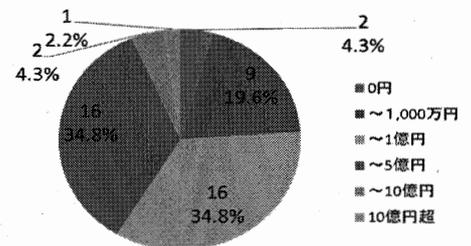
船舶運航事業における検討課題②

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い

- H23決算において、営業規模1千万円未満の事業が11事業あることをどう考えるか。
 - ※ うち1事業は事業廃止済み、1事業は指定管理による。
 - ※ これら2事業を除く44事業での営業規模の平均は、190,439千円。
- 最も営業規模が小さい団体は長崎県五島市の約130万円。

<参考:H23決算における営業規模の分布>



(2) 一般会計において実施している船舶運航事業の取扱い

- 法令上の船舶運航事業に該当していても、無償等の理由により一般会計において実施しているケースがあることをどう考えるか。

(広島県呉市)

「離島住民のための生活航路であり、収益を見込めないため」

(宮崎県日南市)

「市の政策的な考え方として収支の符合を求めているため」

(香川県直島町)

「スクールボートとしての利用、救急船や離島飲料水の水質検査、ごみの収集などと多岐にわたり住民の福祉的な要素が強く、年間収入額も少額のため」

参考:地方公営企業法逐条解説にいう「企業」の3要件

- (1)財貨又はサービスを相当の対価を得て給付するという経済行為を行うものであること
- (2)経営に要する経費を主としてその経営に伴う収入で賄うことができるものであること
- (3)永続的な事業体であること

地方公共団体の行う電気事業について

【現行】

電気事業法上の「電気を供給する事業」

公企法・地財法の電気事業

※H23決算統計ベース

地方公営企業法に定める電気事業(全適)

A

電気事業法に定める電気事業及び卸供給

- ①一般電気事業
- ②卸電気事業
- ③特定電気事業
- ④特定規模電気事業
- ⑤卸供給

26団体

地財法6条に定める電気事業(特会設置)

B

【定義】

「売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業」

37団体

一般会計等で実施する電気事業

C

・Bの定義に該当しない電気事業

(例)

自家消費を主たる目的とした公共施設等での太陽光発電等

多数

【参考1】電気事業法(昭和39年7月11日、法律第170号)(抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

9 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

11 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

【参考2】電気事業法施行規則(平成7年10月18日、経済産業省令第77号)(抄)

第3条 法第2条第1項の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

1 供給の相手方たる一般電気事業者との間で10年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が1,000キロワットを超えるもの

2 供給の相手方たる一般電気事業者との間で5年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が10万キロワットを超えるもの

電気事業における検討課題①

1. 電気事業の定義

○A区分の電気事業(地方公営企業法が全適となる電気事業)

→電気事業法に定める電気事業及び卸供給

※「地方公営企業法の施行に関する取扱いについて」(いわゆる「基本通知」)(S27.9.29)

「法定事業は、原則として、水道法、工業用水道事業法、(中略)、電気事業法及びガス事業法にいうそれぞれの事業」

○B区分の電気事業(地財法第6条に基づく指定事業として特会設置の義務付けがある電気事業)

→従来より「売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業」として整理



次期臨時国会から電気事業法について累次の改正が予定されており、必要に応じて電気事業法の改正内容を踏まえる必要あり

2. 財務規定を適用するメリット

○再生可能エネルギー固定価格買取制度が平成24年7月より開始されており、新規に発電事業を実施する団体が増加することが見込まれ、財務規定の適用によって、事業のより正確な採算性の検討に資するものと考えられる

電気事業における検討課題②

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い (B区分)

○大規模な水力発電を中心とするA区分の電気事業に比べ、風力・ごみ発電を中心とするB区分の電気事業は小規模な事業が多いことをどう考えるか

※1億円未満の事業が6割強を占め、最も営業規模が小さい事業は約130万円

(単位:百万円)

	団体数				営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	企業団			0円~ 1千万円	1千万円~ 5千万円	5千万円~ 1億円	1億円~ 3億円	3億円~ 5億円	5億円~		
A区分の電気事業	25		1		68,988	2,655					2	24	7,598	390
B区分の電気事業	1	4	26	4	5,032	144	2	18	2	8	3	2	1,121	1

※営業規模:営業収益-受託工事収益

※B区分の電気事業37事業のうち、建設中等の理由により23年度中に営業収益が生じていない2事業は、集計から除外している。

(2) 一般会計等で実施される電気事業の取扱い (C区分)

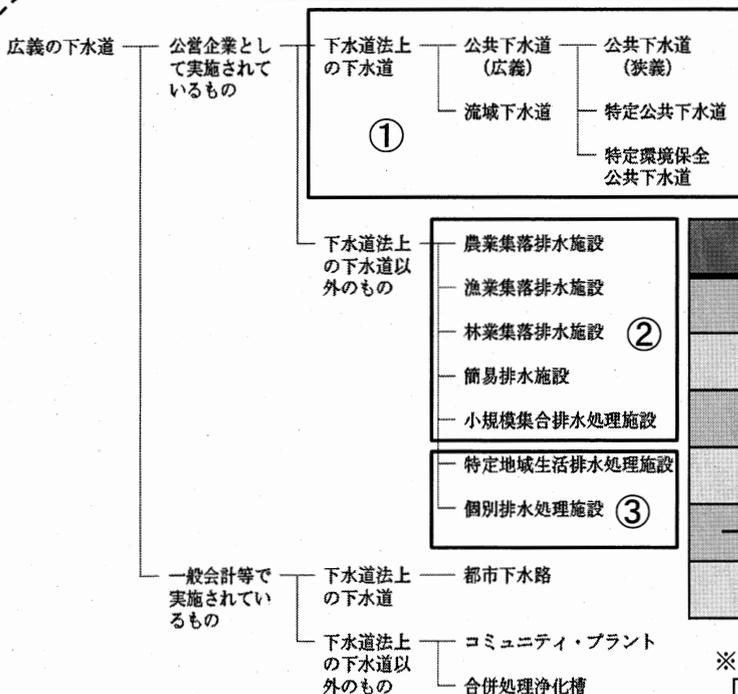
○一般会計で実施されている電気事業の概要については、団体への聞き取り調査によると、

- ①学校等の公共施設に太陽光パネルを設置する太陽光発電が発電施設数の大部分を占めており、売電額が平均で数十万程度の小規模な事業が多い
- ②主に市町村で実施されるごみ発電については、自家消費を主たる目的として実施しているケースが多い
(さいたま市)
「ごみ焼却施設の余熱利用として発電し、所内使用を主として余剰分のみを売電」
(旭川市)
「ごみ焼却施設の焼却熱を二次的に活用し、焼却施設及び関連施設への電力供給を主目的として発電しているもので、余剰分を売電しているにすぎず、売電を主目的とするものではない」
- ③風力発電については、環境保全のシンボルや新エネルギー導入促進のモデルとしての取扱いなど、環境政策の一環として実施
となっており、取扱いをどう考えるか

地方公共団体の行う下水道事業について

【現行】

「下水道事業」



	法適用	法非適用	計
都道府県	6	75	81
指定都市	34	13	47
市	339	1,547	1,886
町村	73	1,513	1,586
一部事務組合	2	23	25
計	454	3,171	3,625

※表内の数値は「公営企業として実施されているもの」の数値であり、「一般会計等で実施されているもの」については含まれていない。

地方公共団体の行う下水道事業について

「下水道事業の事業数」

○法適用企業

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	1	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	6
指定都市	18	-	10	-	3	-	-	-	-	2	1	34
市	157	2	87	1	50	7	1	2	10	13	9	339
町	30	-	16	-	17	2	-	-	1	4	3	73
村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
計	208	4	113	4	70	9	1	2	11	19	13	454

○法非適用企業

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	3	1	21	39	10	1	-	-	-	-	-	75
指定都市	1	-	1	-	8	2	-	-	-	1	-	13
市	560	6	267	-	401	82	10	8	40	120	53	1,547
町	405	-	345	-	429	76	15	16	28	124	75	1,513
村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	14	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	23
計	983	7	640	42	848	161	25	24	68	245	128	3,171

○合計

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	3	21	42	10	1	-	-	-	-	-	81
指定都市	19	-	11	-	11	2	-	-	-	3	1	47
市	717	8	354	1	451	89	11	10	50	133	62	1,886
町	435	-	361	-	446	78	15	16	29	128	78	1,586
村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	16	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	25
計	1,191	11	753	46	918	170	26	26	79	264	141	3,625

(注) 区分の欄のうち、「公共」は公共下水道を、「特公」は特定公共下水道を、「特環」は特定環境保全公共下水道を、「流域」は流域下水道を、「農集」は農業集落排水施設を、「漁集」は漁業集落排水施設を、「林集」は林業集落排水施設を、「簡排」は簡易排水施設を、「小排」は小規模集合排水処理施設を、「特排」は特定地域生活排水処理施設を、「個別」は個別排水処理施設をそれぞれ略したものである。

地方公共団体の行う下水道事業について①

【現行】

①下水道法上の下水道

●公共下水道(下水道法第2条第3号)

【事業数 1,191事業(都道府県:4 市町村1,171 一部事務組合等 16)】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

※ なお、下記はいずれも下水道法第2条第3号の「公共下水道」

・特定公共下水道(下水道法施行令第24条の2第1項第1号イ)

主として、特定の工場又は事業場での事業活動に伴って排出される汚水を排除若しくは処理するためのもの

・特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において実施されるもの

●流域下水道(下水道法第2条第4号)

【事業数 46事業(都道府県:42 市町村 1 一部事務組合等 3)】

河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準の達成並びにそれら流域における生活環境の改善等を図るため、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するもの

地方公共団体の行う下水道事業について②

【現 行】

②下水道法上の下水道以外のもの(その1)

●集落排水施設

- ①農業集落排水施設 【事業数 918事業(都道府県:10 市町村 908)】
農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業
- ②漁業集落排水施設 【事業数 170事業(都道府県: 1 市町村 169)】
漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業
- ③林業集落排水施設 【事業数 26事業(都道府県: 0 市町村 26)】
山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業
- ④簡易排水施設 【事業数 26事業(市町村のみ)】
山村等の中山間地域において、食料供給機能等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のため、各戸から排出されるし尿及び生活雑排水を集合処理する施設を整備する事業
- ⑤小規模集合排水処理施設 【事業数 79事業(市町村のみ)】
市町村が汚水等を集散的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するものも下水道法上の下水道以外のもの

※ ①、②、③及び④は農林水産省の補助事業
⑤は総務省の通知に基づく地方単独事業

※ いずれも法令上の位置づけはないが、これら5事業について「集落排水施設」として規定している例あり(地域再生法第5条)

地方公共団体の行う下水道事業について③

【現 行】

③下水道法上の下水道以外のもの(その2)

●浄化槽(浄化槽法第2条第1号)

- ①特定地域生活排水処理施設 【事業数 264事業(市町村のみ)】
環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業として整備されるものであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する事業
- ②個別排水処理施設 【事業数 141事業(市町村のみ)】
下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集散的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、地方単独事業により実施するもの

※ ①は環境省の補助事業
②は総務省の通知に基づく地方単独事業

下水道事業における検討課題①

1. 「下水道法上の下水道以外のもの」の定義の明確化

「下水道事業」

	下水道		集落排水施設		浄化槽	
事業名	○公共下水道 ○特定公共下水道 ○特定環境保全公共下水道	○流域下水道	○農業集落排水施設 ○漁業集落排水施設 ○林業集落排水施設 ○簡易排水施設	○小規模集合排水処理施設	○特定地域生活排水処理施設	○個別排水処理施設
法律の根拠等	下水道法第2条第3号	下水道法第2条第4号	法令上の位置づけはないが、「集落排水施設」として規定している例あり(地域再生法第5条)		浄化槽法第2条第1号	
			農林水産省の補助事業 ※住宅戸数20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数2戸以上20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数20戸以上	地方単独事業 ※住宅戸数20戸未満
特別会計設置義務	あり (地方財政法施行令第46条第13号)	なし ※下水道事業債の対象事業とするための要件として、特別会計を設置するよう通知				

- 下水道事業債の対象となる事業は、地方債同意等基準で明示(全11事業存在)
- 地方公共団体金融機構法第28条(業務の範囲)では「下水道事業」と規定(特段、定義規定を置いていない)
→ 機構の貸付け範囲は、下水道事業債の対象範囲と同一

※ これらの他、一般会計で設置管理されているものあり(浄化槽:31事業)

下水道事業における検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
(建設投資から管理運営の段階へと移行しつつある中、損益取引と資本取引の区分で経営状況等を明確に把握し、その分析を通じて将来の経営計画が策定可能となる。)
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
(業務量増加に伴い収益が増加する場合、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められる(予算の弾力条項。))
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(使用料改訂を住民や議会に説明する際、財政状況や使用料改定の必要性を明確に説明可能となり、理解を得やすい。)

下水道事業における検討課題③

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い

○林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設は営業規模が1,000万円未満の事業のみ

<営業規模別 事業区分別 事業数>

	0円	~100万円	~1,000万円	~1億円	~5億円	~10億円	~50億円	50億円超
公共	20	4	6	263	433	161	239	65
特公	0	0	1	4	4	1	1	0
特環	33	11	88	467	147	6	1	0
流域	1	0	0	0	4	6	23	12
農集	11	16	225	550	115	1	0	0
漁集	2	11	93	64	0	0	0	0

(単位:事業数)

	0円	~100万円	~1,000万円	~1億円	~5億円	~10億円	~50億円	50億円超
林集	0	15	11	0	0	0	0	0
簡排	0	18	8	0	0	0	0	0
小排	0	52	27	0	0	0	0	0
特排	1	17	110	130	6	0	0	0
個排	0	45	77	19	0	0	0	0

(2) 一般会計において設置管理している浄化槽についてどのように考えるか

○全国調査を行ったところ、一般会計において設置管理している浄化槽は31事業あり、無料としている事業も11事業あったところ

○一般会計で実施している理由は、「事業規模が小さく、独立採算によることが困難」とするものが多い状況

(3) 流域下水道について、都道府県が直接使用料を徴収せず市町村からの負担金により事業を営んでいることをどのように考えるか

○流域下水道は他の下水道事業と違い、設置管理をしている都道府県が直接使用料を徴収することはなく、流域下水道に接続している関連市町村から負担金を徴収して事業を営む

地方公共団体の行う港湾整備事業について

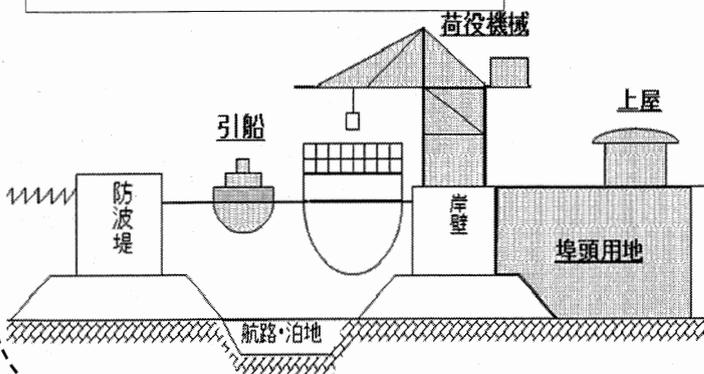
【現行】

「港湾整備事業」

港湾基本施設(泊地・防波堤・岸壁等)の整備と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要な埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の施設を整備し、当該施設の使用料を徴収し管理・運営する事業。

※港湾基本施設の整備は公共事業により実施

<港湾整備事業(網掛け箇所)>



<事業数(平成23年度決算統計)>

	法適用	法非適用	計
都道府県	2	36	38
指定都市	2	4	6
市	3	28	31
町村	—	18	18
一部事務組合	1	5	6
計	8	91	99

港湾整備事業における検討課題①

1. 港湾整備事業の範囲について

○地方財政法施行令における定義(令第46条第7号)

- ・港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

(参考:港湾法との関係)

○港湾法第2条第5項

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

港湾整備事業における検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能
(埠頭用地や荷役機械等の大規模なストックが存在)
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
(国際競争を踏まえた迅速な経営判断が可能)
- 住民や議会によるガバナンスの向上

※財務規定の適用による港湾経営の効率化は、国際競争力の向上にも資する可能性

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が20事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は京都府舞鶴市(貯木場所有)の0万円。

単位:百万円

区 分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 500百万円	500百万円～ 1000百万円	1000百万円 ～		
港湾整備事業	38	6	49	6	99	61,010	616	20	16	7	27	13	16	5,151	0

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

地方公共団体の行う宅地造成事業について

【現 行】

「宅地造成事業」

宅地造成事業は、造成された用地を企業等に売却することにより採算を確保する事業であり、

- ・臨海土地造成事業及び内陸工業用地等造成事業
- ・流通業務団地造成事業
- ・都市開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)
- ・住宅用地造成事業

の総称をいう。

<事業数(平成23年度決算統計)>

	法適用	法非適用	計
都道府県	29	44	73
指定都市	4	18	22
市	12	235	247
町 村	4	107	111
一部事務組合	1	5	6
計	50	409	459

宅地造成事業における検討課題①

1. 「宅地造成事業」の定義の明確化

・「宅地造成事業」の対象事業

地方債計画の「地域開発事業」は、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業の5事業を対象としている。

→ これらの5事業の対象範囲は以下のとおりで、地方公共団体が行う宅地造成事業をカバー。

(イメージ図)

			都市計画区域内	都市計画区域外
宅地	工業用地	港湾機能と関連あり	①臨海土地造成事業	
		港湾機能と関連なし	②内陸工業用地等造成事業	
			③流通業務団地造成事業	
	商業用地		④都市開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)	
	住宅用地			⑤住宅用地造成事業

宅地造成事業における検討課題②

(1) 臨海土地造成事業

①事業の概要

臨海部における工業用地及び都市再開発用地の造成を目的とする土地造成事業等

②関係法令

公有水面埋立法

(2) 内陸工業用地等造成事業

①事業の概要

内陸部における工業用地等の造成を目的とする土地造成事業

②関係法令

農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、公有水面埋立法

(3) 流通業務団地造成事業

①事業の概要

都市計画法及び流通業務市街地の整備に関する法律に基づいて行われる流通業務施設(トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、卸売市場等)の用地の取得造成事業

②関係法令

流通業務市街地の整備に関する法律、都市計画法

※ 昭和41年に「流通業務市街地の整備に関する法律」が制定され、流通業務団地の整備が押し進められたこと等の理由により、昭和47年度から分離し、地方債計画の中に新たに流通業務団地造成事業として事業項目を設けることになったもの。

宅地造成事業における検討課題③

(4) 都市開発事業

①事業の概要

都市計画区域における公共施設の整備改善及び宅地利用の増進並びに土地の高度利用と都市機能の更新を図るための土地区画整理事業及び市街地再開発事業等

②関係法令

土地区画整理法、都市再開発法、新住宅市街地開発法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

(5) 住宅用地造成事業

①事業の概要

土地区画整理事業以外の住宅用地造成事業で買収方式(用地を買収し、地目を宅地として整理造成する方式)又は埋立方式(河川、湖沼、海面等を埋め立てて土地を造成し、宅地として整理する方式)により住宅用地を造成する事業

②関係法令

農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、公有水面埋立法

2. 財務規定を適用するメリット

○造成費用は売却した年度に費用化するため、売却損益が明確

○未売却土地等の資産の状況が明確

○経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

○住民や議会によるガバナンスの向上

宅地造成事業における検討課題④

3. 留意点

○造成した土地を販売すれば事業が終了するという性質上、事業期間が短い団体が存在することをどう考えるか。

・H23年度に事業終了したもの 24事業
 うち、事業期間 20年以上 10事業
 10～19年以下 10事業
 10年未満 4事業

○小規模事業の取扱い

・H23決算において、営業規模1,000万円未満の団体が71団体あることをどう考えるか。

区 分	団体数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～500 百万円	500百万円～ 1000百万円	1000百万円 ～		
宅地造成事業	35	10	292	4	341	4,604,817	13,828	71	40	31	87	30	82	1,469,174	0

※営業規模:「資本」+「負債」

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための算定様式の数値より(H23年度)

地方公共団体の行う市場事業について

【市場事業とは】

生鮮食料品等の卸売のために市場を設置し、卸売取引を行う卸売業者等から使用料を徴収して、市場の管理・運営を行う事業。

【現 行】

卸売市場法上の「市場」

●卸売市場

生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの。

・中央卸売市場

生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場。

・地方卸売市場

中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が一定規模以上(※)のもの。

	法適用	法非適用	計
都道府県	2	8	10
指定都市	3	15	18
市	9	111	120
町 村	—	11	11
一部事務組合	—	11	11
計	14	156	170

※床面積:青果物(330㎡)、水産物(200㎡)、肉類(150㎡)、花き(200㎡)

市場事業における検討課題

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応)

※ 近年、鮮度維持のためのエリア別温度管理施設、冷凍機といった設備を設置する市場が増加。そうした設備の適切な管理・更新といった観点から、過去に比べても経営の重要性が増している状況。

2. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が36事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は茨城県土浦市の約2万円。

単位:百万円

区 分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			~10万円	10万円~ 50万円	50万円~ 100万円	100万円~ 500万円	500万円~ 1000万円	1000万円 ~		
市場事業	9	18	124	10	161	59,595	370	36	36	20	44	15	10	13,646	0.02

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない9事業は集計から除外している。

地方公共団体の行うと畜場事業について

【と畜場事業とは】

食用に供する目的で、獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)をとさつし、又は解体するための施設を設置し、利用者から使用料を徴収して、と畜場の管理・運営を行う事業。

【現 行】

と畜場法上の「と畜場」

●と畜場(法第3条第2項)

食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設

・一般と畜場(法第3条第3項)

通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場

・簡易と畜場(法第3条第4項)

一般と畜場以外のと畜場

	法適用	法非適用	計
都道府県	—	2	2
指定都市	—	9	9
市	—	38	38
町 村	—	10(1)	10(1)
一部事務組合	1	10	11
計	1	69(1)	70(1)

()はうち簡易と畜場

と畜場事業における検討課題

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(安全・安心な食肉を生産・供給するための体制整備)

※近年、枝肉搬送自動化施設、枝肉冷凍施設といった設備を設置すると畜場が増加。そうした設備の適切な管理・更新といった観点から、過去に比べても経営の重要性が増している状況。

2. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が16事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は大阪府貝塚市の0.1万円(H23年度末事業廃止)。

単位:百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10万円	10万円～ 50万円	50万円～ 100万円	100万円～120 万円	120万円～ 300万円	300万円 ～		
と畜場事業	2	9	39	10	60	6,963	116	16	14	5	2	20	3	1,279	0.001

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない10事業は集計から除外している。

○類似の事業である市場事業に比べても、小規模な事業が多い。

<営業規模別事業数>

	市場(非適:147事業)	と畜場(非適:59事業)
500万円以下	49.0%(72事業)	50.8%(30事業)
2.500万円以下	10.0%(14事業)	20.3%(12事業)

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない10事業(と畜場)、9事業(市場)は集計から除外している。

地方公共団体の行う観光施設事業について

【現行】

「観光施設事業」

○観光施設事業とは、観光を目的とする施設の設置・運営事業をいう。

	法適用	法非適用	計
観光施設事業			
休養宿泊施設	24	108	132
索道	7	52	59
その他観光施設	23	142	165
計	54	302	356

※休養宿泊施設、索道、その他観光施設の区分は決算統計上のもの。

左のうちその他観光施設の施設数の内訳(※団体数は165)

	法適用	法非適用	計
温泉	15	96	111
観光会館	—	3	3
城	—	7	7
公園	—	10	10
動植物園	—	8	8
博物館	2	2	4
資料館	—	7	7
水族館	—	2	2
休憩施設等	2	18	20
その他	15	98	113
計		251	285

※その他には、ゴルフ場、キャンプ場、スキー場等がある。

観光施設事業における検討課題①

1. 「観光施設事業」の定義の明確化

- ・「観光施設事業」については、地財令でも規定されているが、詳細について法令上の定義はない。
- ・なお、宿泊施設については旅館業法、索道については鉄道事業法に規定あり。

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

観光施設事業における検討課題②

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が61事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は山梨県山中湖村の約0.3万円。

単位：百万円

区 分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 150百万円	150百万円～ 300百万円	300百万円 ～		
休養宿泊	0	3	70	0	73	9,968	137	15	16	14	7	12	9	864	0.04
索道	0	0	40	0	40	2,366	56	11	11	12	3	1	2	383	0.2
その他観光	7	3	133	1	144	14,239	99	35	44	26	11	14	14	886	0.003

※営業規模：「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない休養宿泊：59事業、索道：19事業、その他観光：21事業は集計から除外している。

○指定管理者制度を導入している事業が非常に多い状況をどう考えるか。 (休養宿泊施設 56事業/132事業)

○一般会計において実施している事業があることをどう考えるか(例 博物館)。

地方公共団体の行う介護サービス事業について

【現 行】

介護保険法上の「介護サービス事業」

・介護保険制度において、介護サービスに要する経費は介護報酬等により賄われるものとなっており、地方公共団体が行う介護サービス事業は公営企業に該当するものと考えられる。

・公営企業決算統計においては、5施設に係るものを対象としている。

- 指定介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 老人短期入所施設
- 老人デイサービスセンター
- 指定訪問看護ステーション

	法適用	法非適用	計
都道府県	-	(1) 1	(1) 1
指定都市	-	(7) 8	(7) 8
市	(17)21	(203)235	(220)256
町 村	(15)17	(204)221	(219)238
一部事務組合	(7) 8	(62) 81	(69)89
計	(39)46	(477)546	(516)592

※ ()は団体数

介護サービス事業における検討課題①

1. 「介護サービス事業」の定義の明確化

・介護保険法において、介護報酬が支払われるサービス・施設が特定されている。

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
 - 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
 - 住民や議会によるガバナンスの向上
 - 施設等の職員配置基準があり、当該職員の退職に備えた引当が特別会計においてなされる
- ※介護報酬については、全国一律

3. 留意点

1) 5施設の事業以外にも介護サービス事業を実施している団体が多数あることについてどう考えるか。

※1 介護保険特別会計に介護サービス事業勘定を設けて5施設での事業以外の介護サービス事業を実施している団体数は、302（厚生労働省調査等より）

※2 介護サービス事業勘定を設けることなく介護サービス事業を実施している団体数は把握できていない

地方公共団体の行う有料道路事業について

【現 行】

「有料道路事業」

- ・ 有料道路事業は、公営企業として地財法・地公企法に規定されたことはない。
- ・ 決算統計においては、昭和39年から観光施設事業のひとつとして調査対象とされている（現在は有料道路事業単独で対象とされている。）。決算統計の調査対象は、道路整備特別措置法第18条、道路運送法第47条及び第61条、道路法第25条等に基づく事業。
- ・ 地方債計画においては、観光その他事業の枠の中に計上されている。
- ・ 現在、一般自動車道（大阪市）と公園道路（熊本県阿蘇市）が1つずつ存在。

	法適用	法非適用	計
都道府県	0	0	0
指定都市	0	1	1
市	0	1	1
町 村	0	0	0
一部事務組合	0	0	0
計	0	2	2

有料道路事業における検討課題

1. 留意点

- 対象事業が2事業であり、うち1事業は平成26年度に事業終了予定である点をどう考えるか。

地方公共団体の行う駐車場整備事業について

【現 行】

駐車場法等における「駐車場」

○ 一般公共の用に供する有料駐車場には、以下の種類が存在。

道路区域外	届出駐車場(駐車場法第2条第2号、12条) その他の路外駐車場(駐車場法第2条第2号)	} 公営企業の駐車場整備事業 として主に想定(決算統計対象)
道路区域内	道路管理者が整備する駐車場(道路法第2条第2項第6号) 路上駐車場(駐車場法第2条第1号)	

公営企業債発行可

	法適用	法非適用	計
都道府県	5	6	11
指定都市	0	16	16
市	4	185	189
町 村	0	14	14
一部事務組合	0	0	0
計	9	221	230

駐車場整備事業における検討課題①

1. 「駐車場整備事業」の定義の明確化

- 駐車場法の駐車場
 - …道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として設置されたもの。
 - ・ 届出駐車場(駐車場法第2条第2号、第12条)
 - ・ その他の路外駐車場(駐車場法第2条第2号)
 - …道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
 - ・ 路上駐車場(道路法第2条第2項第6号)
 - …駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- 道路法の駐車場(道路法第2条第2項第6号)
 - …「道路の附属物」(道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物)としての駐車場。

駐車場整備事業における検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が28事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は岩手県釜石市の0.1万円。

単位: 百万円

区 分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～150 百万円	150百万円 ～300万円	300百万円 ～		
駐車場事業	10	15	189	0	214	22,875	107	28	79	38	19	29	21	909	0.001

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない16事業は集計から除外している。

○一般会計において実施している事業があることをどう考えるか。

- ・一般会計で実施している理由は、「小規模な事業であり、料金収入による運営が困難」とするものが多い状況。

地方公共団体の行うその他事業について

【現 行】----- 「その他事業」

地方財政法第5条に規定する公営企業のうち、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないものが存在。このうち、その他下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業、有料道路事業といったもの以外の事業が、「その他事業」とされている。

(イメージ図: 任意適用事業のみ)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

(地方財政法第6条の公営企業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道

- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路

○その他

	法適用	起債事業 (H19～H23)	計
都道府県	10	11	21
指定都市	1	9	10
市	16	40	56
町 村	7	10	17
一部事務組合	3	2	5
計	37	72	109

その他事業における検討課題①

1. 「その他事業」の定義の明確化

- ・「その他事業」については、それ自体法律上の定義はない。
(その他事業の中に含まれる事業において、事業法等により法律上定義しうるものは存在しうる。)

(その他事業の状況)

事業 ※事業の整理は便宜的に今回行ったもの。	法適用事業	起債事業 (H19～H23)	計
墓園	—	47	47
産業廃棄物処理施設	1	11	12
コミュニティプラント	9	—	9
ケーブルテレビ等	2	7	9
公営競技	—	6	6
診療所	6	—	6
資産運用事業	5	—	5
水源開発(ダム)	3	—	3
砕石事業	2	—	2
倉庫事業	2	—	2
自由貿易施設	—	1	1
ブドウ・ブドウ酒事業	1	—	1
ぶどう果樹研究所	1	—	1
自動車教習所	1	—	1
市営住宅事業	1	—	1
温泉事業	1	—	1
共同生活介護施設	1	—	1
市設魚揚場	1	—	1
計	37	72	109

その他事業における検討課題②

2. 留意点

- その他事業について、これまで法適用事業のみが決算統計の調査対象とされ、対象事業についても、他事業に比べて個別の状況を把握できていない状況をどう考えるか。
(地方財政法第5条に規定する公営企業で、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないものうち、その他下水道、介護サービス、駐車場整備、有料道路については、決算統計上独立した項目が設けられ、法適用・非適用事業の状況について把握してきているところ。)
- 10以上の事業数が把握できるのは、墓園(47事業)及び産業廃棄物処理施設(12事業)のみであることをどう考えるか。

簡易水道事業①

簡易水道事業の特性

事業の持続性を確保していくため、ストック情報・損益情報の的確な把握を通じた長期的な経営方針を策定していく必要性が高いのではないかと。 〔同じ「水道」として、法適事業である上水道事業と同様に取り組む必要があるのではないかと。〕	供用開始後の経過年数	○簡易水道事業の平均 ・46.6年 ○20年以上経過事業割合 ・93.2%	上水道事業 ・53.3年(95.1%) 工業用水道事業 ・31.3年(74.3%)
	推計される資産規模	○建設投資額の累計額(S39～H23) ・4.1兆円 ※耐用年数40年・残存1割・定額法で減価償却を試算した場合→2.5兆円 ※上水統合による影響分は反映していない。	H23末固定資産額 上水道事業 ・28.7兆円 工業用水道事業 ・2.1兆円
	人口減少の影響	○平成52年(2040)の人口規模 ・全国 H22と比較し▲16.2% ・簡水実施市町村 H22と比較し▲23.8%	
	事業の今後の見通し	・簡易水道事業は、市町村経営が原則とされており、最も基礎的なインフラとして今後とも市町村が経営する企業として存続。 ※H28末を目途に上水道事業との統合が進められているが、統合後においても一定程度の事業体が存続する予定。	水道法第6条第2項 ・水道事業は、原則として市町村が経営するもの(略)とする。 簡水事業数見込(総務省調) ㊹末:522事業

平均経過年数

簡易水道事業②

○平均経過年数は、ある事業が事業開始からどの程度経過しているかを示すもの。

平均経過年数

区 分		事業数 (工水～施設数)	H23末平均経過年数	20年以上経過事業割合
簡易水道事業		780	46.6	93.2%
上水道事業	S41	946	16.7	30.1%
	H23	1,354	53.3	95.1%
工業用水道事業	S41	65	7.2	7.7%
	H23	241	31.3	74.3%

○地方公営企業法の改正(S41:小規模上水道を法適化)時点の上水道事業は、経過年数約17年で、20年以上経過事業割合は、約30%程度。

○簡易水道事業(H23)では、経過年数が約47年、20年以上経過事業割合は約95%となっており、更新など適切な管理の必要性は高まっていると考えられる。

資産規模(推計)の推移

簡易水道事業③

○資産規模は、補助金、企業債等を財源に形成された、当該事業に係る資産の量を示すもの。

資産規模の推移

(単位:億円)

区 分		S41	S61	H23
簡易水道事業	建設投資額累計 (S39以降分)	256	9,603	40,501
	推計される 資産規模	250	8,077	24,901
上 水 道 事 業		7,763	122,302	287,305
工 業 用 水 道 事 業		1,869	13,204	21,082

※「推計される資産規模」は、耐用年数40年・残存1割・定額法で各年度の建設投資額を減価償却した場合における償却後の額

※上水統合による影響分は反映していない。

※各年度の簡易水道事業(法適分)は、上水道事業に含む。

○地方公営企業法の改正(S41)時点の上水道事業は、約7,800億円の資産規模。

○簡易水道事業(H23)では、2.5兆円(推計)の規模となっており、工業用水道を上回る水準であることから、規模の面からも適切な資産管理を行う必要があると考えられる。

【参考】企業債残高の推移

簡易水道事業④

【参考】

企業債残高の推移

(単位:億円)

区 分	S41	S61	H23
簡 易 水 道 事 業	247	3,315	8,185
上 水 道 事 業	6,043	77,604	86,820
工 業 用 水 道 事 業	1,254	6,487	4,698

※S61の簡易水道事業(法適分)は、上水道事業に含む。

将来推計人口の指数推移

簡易水道事業⑤

○将来推計人口は、水道事業における将来的な需要(水需要)に関連するもの。

将来推計人口の指数推移(平成22年=100)

【出典】「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)

区 分	平成22年 (2010)	平成37年 (2025)	平成52年 (2040)	C-A
	A	B	C	
全 国	100.0	94.2	83.8	▲ 16.2
簡易水道実施市町村 (加重平均)	100.0	89.4	76.2	▲ 23.8
差 引	0.0	▲ 4.8	▲ 7.6	

※出典では、福島県は県全体での推計となっているため、
簡易水道実施市町村は福島県内市町村を除いている。

※簡易水道実施市町村には、一部事務組合構成団体を含まない。

- 簡易水道実施市町村の人口は、全国と比較し大きく減少することが見込まれる状況。
○人口の減少に伴い、水需要動向も減少傾向と見込まれ、簡易水道事業全体として、施設利用率の低下や収益の減少など、将来的な事業効率の悪化が懸念されると考えられる。

各事業における法適化の意義・必要性について

下水道事業①

下水道事業の特性

				上水道	
事業の持続性を確保していくため、ストック情報・損益情報の的確な把握を通じた長期的な経営方針を策定していく必要性が高いのではないかと。 ※上水道と比較しても複数指標において同等程度の性質。	供用開始後の経過年数	下水計	17.3年 (31.8%)	S41	16.7年 (30.1%)
	※カッコは20年以上経過事業割合	公共	20.1年 (43.7%)	H23	53.3年 (95.1%)
		流域	28.7年 (93.5%)		
		農集	16.0年 (24.6%)		
		漁集	13.3年 (17.1%)		
	林集	11.7年 (0.0%)			
	特排	7.9年 (0.0%)			
	企業債残高	下水計	29.8兆円	S41	0.6兆円
		公共	26.4兆円	H23	8.7兆円
		流域	1.5兆円		
		農集	1.8兆円		
		漁集	784億円		
		林集	13億円		
		特排	509億円		
	推計される資産規模	下水計	68.5兆円	S41	0.8兆円
				H23	28.7兆円
	普及率	下水計	87.6%	S41	72.3%
				H23	96.9%
	経費回収率	下水計	87.0%	S41	94.6%
		公共	89.3%	H23	98.5%
		農集	50.1%		
		漁集	39.8%		
		林集	29.0%		
		特排	59.2%		

各事業における平均経過年数

下水道事業②

○平均経過年数は、ある事業が事業開始からどの程度経過しているかを示すもの。

事業名	事業数	平均経過年数	20年以上経過割合
下水道事業	3,625	17.3	31.8%
公共下水道 (特環・特公を含む)	1,965	20.1	43.7%
流域下水道	46	28.7	93.5%
農業集落 排水施設	918	16.0	24.6%
漁業集落 排水施設	170	13.3	17.1%
林業集落 排水施設	26	11.7	0.0%
特定地域生活 排水処理施設	264	7.9	0.0%
その他	246	11.7	0.0%
上水道・S41 (法適簡水を除く)	946	16.7	30.1%
上水道・H23 (法適簡水を除く)	1,354	53.3	95.1%

※公共下水道～その他の値はH23決算による。

○地方公営企業法の改正(S41:小規模上水道を法適化)時点の上水道事業は経過年数約17年で、20年以上経過事業の割合は約30%。

○下水道事業の平均経過年数は約17年で、20年以上経過事業の割合は約32%。

○下水道につき、早期に供用開始した地域では施設の老朽化が進むなど、適切な管理が必要である状況。

企業債残高

下水道事業③

○企業債残高は、当該事業にかかる負債の規模を示すもの。

①企業債残高の推移

(単位:億円)

	S41		S61		H23	
	金額	上水道を1とした場合の比率	金額	上水道を1とした場合の比率	金額	上水道を1とした場合の比率
下水道	1,999	0.33	101,127	1.30	297,625	3.43
公共下水道(特環・特公を含む)	1,999		97,101		263,810	
流域下水道			3,974		14,581	
農業集落排水施設			52		17,672	
漁業集落排水施設					784	
林業集落排水施設					13	
特定地域生活排水処理施設					509	
その他					255	
上水道(法適簡水を除く)	6,043		77,604		86,820	

※その他には、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設が含まれている。

②H23企業債残高

(単位:億円)

	公共下水道(特環・特公を含む)	流域下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	特定地域生活排水処理施設	上水道(法適簡水を除く)
合計	263,809	14,581	17,672	784	13	509	86,820
1事業あたり	135.1	317.0	19.3	4.6	0.5	1.9	64.1

○H23における下水道事業全体の企業債残高は約30兆円となっている。

○S41時点で下水道と上水道を比較した比率は0.33であるところ、H23時点の比率は3.43となっている。

○下水道事業に係る負債を適切に管理していく必要性が高まっている状況。

資産規模(推計)の推移

下水道事業④

○資産規模は、補助金、企業債等を財源に形成された、当該事業に係る資産の量を示すもの。

(単位:億円)

	S41		S61		H23	
		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率
下水道	2,243	0.29	197,704	1.62	685,434	2.39
上水道(法適簡水を除く)	7,763	/	122,302	/	287,305	/

※下水道資産については、毎年度の下水道事業全体の建設投資額をもとに45年・残存1割・定額法で減価償却を試算(S39~H23)

- H23における下水道事業全体の資産規模(推計)は68.5兆円となっている。
- S41時点で下水道と上水道を比較した比率は0.29であるところ、H23時点の比率は2.39となっている。
- 装置産業である下水道について、巨大な資産を適切に管理していくことが必要である状況。

普及率

下水道事業⑤

○普及率は、下水道の整備状況を表すもの。

	(%)			(H23下水道普及率の内訳) (%)	
	S41	S61	H23		
下水道	10	37	87.6	公共下水道(特環含む)	75.8
				集落排水施設	2.8
				浄化槽	8.8
				その他	0.2
				計	87.6
上水道(簡水含む)	72.3	92.1	96.9		

※下水道: S41及びS61は「下水道処理人口普及率」、H23は「汚水処理人口普及率」の数値
 ・「下水道処理人口普及率」……公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)
 ・「汚水処理人口普及率」……下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)
 上水道: 給水人口/行政区域内人口

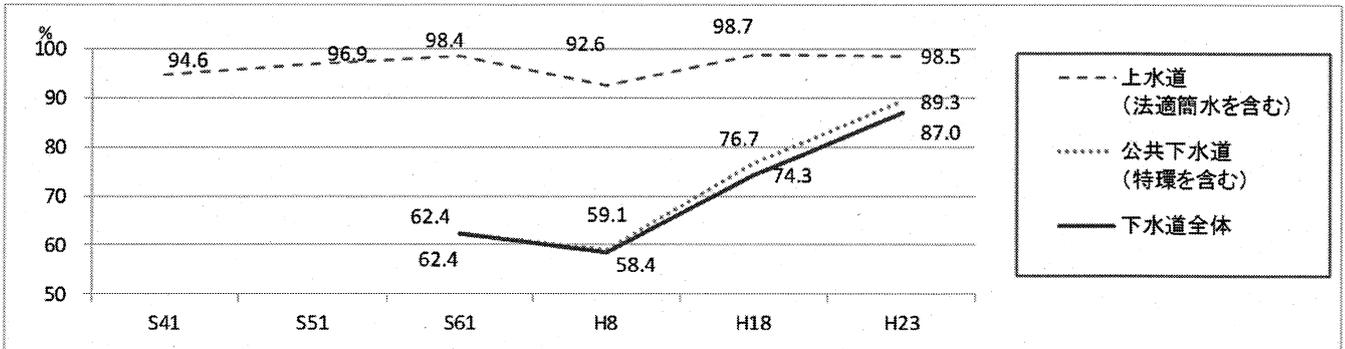
- S41時点における下水道の普及率は10%であるところ、H23における下水道事業全体の普及率は約88%となっている(上水道の普及率はS41で約72%、H23で約97%)

経費回収率

下水道事業⑥

○経費回収率は、料金収入を汚水処理費(一般会計が負担すべき経費を除く)で除して算出している。

①経費回収率の推移



②H23経費回収率

公共下水道(特環を含む)	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	特定地域生活排水処理施設	その他	下水道事業計	上水道(法適簡水を含む)
89.3	50.1	39.8	29.0	59.2	47.9	87.0	98.5

○S61時点における下水道の経費回収率は約62%であったところ、H23における下水道の経費回収率は約87%となっている(S41時点の上水道の経費回収率は約95%)。

○近年、普及率の上昇・料金収入の増・金利の低下により、経費回収率は上昇してきているところ。

法適用事業を有する団体数と有しない団体数の分布(団体規模別)

- 総回答団体数2,052団体のうち、法適用事業を有しない団体数は495団体。(約24.1%)
- 人口1万人以下の市区町村については、265/476が法適用事業を有しない団体。(約55.7%)
- 人口1万人以下の市区町村のうち法適用事業を有しない団体の、非適用事業の数の平均は2.8であり、いずれの団体も簡易水道事業又は下水道事業のいずれかを実施。

【地方公共団体への意見調査結果より抜粋】

団体規模	回答団体数 A	法適用事業を有する団体数 B	割合 B/A	法適用事業を有しない団体数 C	割合 C/A	(非適用事業の数ごとの団体数)										平均事業数	
						1		2		3		4		5以上			
						団体数 D1	割合 D1/C	団体数 D2	割合 D2/C	団体数 D3	割合 D3/C	団体数 D4	割合 D4/C	団体数 D5	割合 D5/C		
都道府県・政令市 (都道府県・政令市を構成に含む一 種を含む)	93	85	91.4%	8	8.6%	6	75.0%	2	25.0%								1.3
市区町村	人口1万人超	1,233	1,099	89.1%	134	10.9%	52	38.8%	40	29.9%	25	18.7%	8	6.0%	9	6.7%	2.2
	人口1万人以下	476	211	44.3%	265	55.7%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%	2.8
一部事務組合 (市区町村構成のみ)	250	162	64.8%	88	35.2%	82	93.2%	6	6.8%								1.1
計	2,052	1,557	75.9%	495	24.1%	185	37.4%	124	25.1%	100	20.2%	43	8.7%	43	8.7%	2.3	

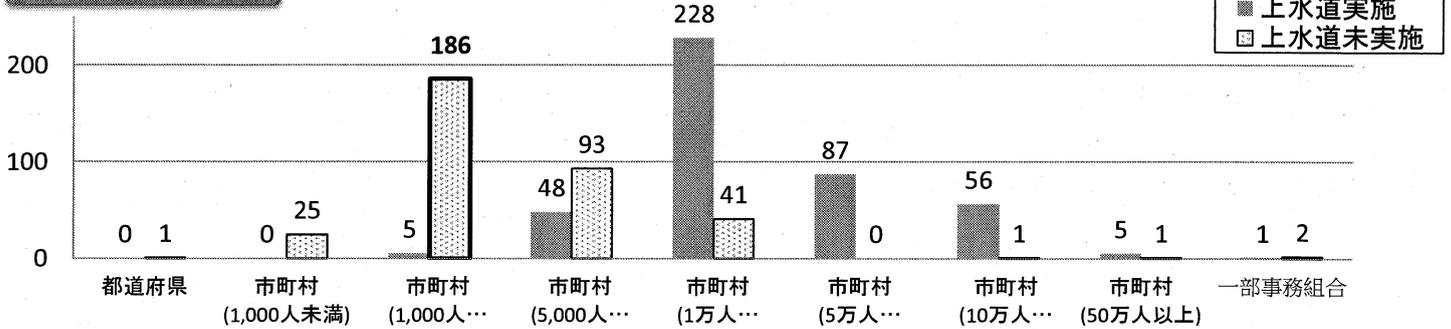
(参考)人口1万人以下の市区町村のうち簡易水道、下水道を実施している団体

人口1万人以下	回答団体数	法適用事業を有する団体数	割合	法適用事業を有しない団体数	割合	1	2	3	4	5以上	平均事業数				
人口1万人以下	476	211	44.3%	265	55.7%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%
うち簡易水道又は下水道を実施している団体	460	195	42.4%	265	57.6%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%
うち簡易水道を実施している団体	350	106	30.3%	244	69.7%	35	14.3%	70	28.7%	70	28.7%	35	14.3%	34	13.9%
うち下水道を実施している団体	395	185	46.8%	210	53.2%	10	4.8%	58	27.6%	73	34.8%	35	16.7%	34	16.2%

簡易水道事業の実施団体における上水道事業の実施状況

○簡易水道では約55%、下水道事業では約72%の団体において上水道事業を実施。
 ○いずれの事業においても、上水道事業未実施団体は、人口規模の小さい市町村に集中しており、特に、「人口1,000人以上5,000人未満」の市町村に多い状況。

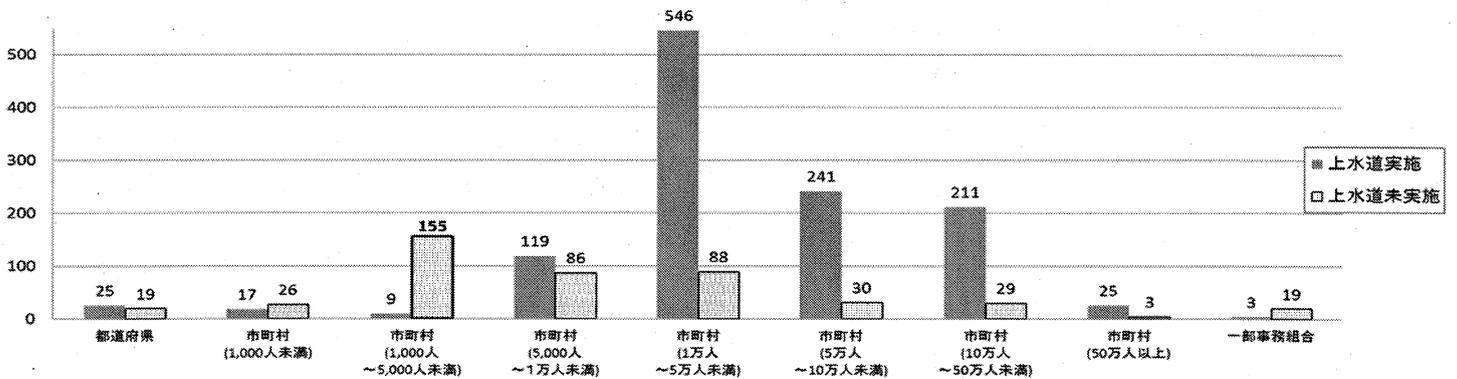
簡易水道事業



簡易水道事業の実施状況	都道府県	市町村								一部事務組合	合計
		1,000人未満	1,000人～5,000人未満	5,000人～1万人未満	1万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～50万人未満	50万人～			
実施	0 0.0%	0 0.0%	5 0.6%	48 6.2%	228 29.2%	87 11.2%	56 7.2%	5 0.6%	1 0.1%	430 55.1%	
未実施	1 0.1%	25 3.2%	186 23.8%	93 11.9%	41 5.3%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	2 0.3%	350 44.9%	
合計	1 0.1%	25 3.2%	191 24.5%	141 18.1%	269 34.5%	87 11.2%	57 7.3%	6 0.8%	3 0.4%	780 100.0%	

下水道事業の実施団体における上水道事業の実施状況

下水道事業



下水道事業の実施状況	都道府県	市町村								一部事務組合	合計
		1,000人未満	1,000人～5,000人未満	5,000人～1万人未満	1万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～50万人未満	50万人～			
実施	25 1.5%	17 1.0%	9 0.5%	119 7.2%	546 33.1%	241 14.6%	211 12.8%	25 1.5%	3 0.2%	1,196 72.4%	
未実施	19 1.2%	26 1.6%	155 9.4%	86 5.2%	88 5.3%	30 1.8%	29 1.8%	3 0.2%	19 1.2%	455 27.6%	
合計	44 2.7%	43 2.6%	164 9.9%	205 12.4%	634 38.4%	271 16.4%	240 14.5%	28 1.7%	22 1.3%	1,651 100.0%	

※団体数は、法適用事業・法非適用事業の合計(H23決算統計)

※市町村の人口は、平成23年度末の住民基本台帳人口